阿 見 町 議 会 会 議 録

令和３年第２回定例会

（令和３年６月１日～６月15日）

阿 見 町 議 会

令和２年第２回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示…………………………………………………　２１
◎会期日程…………………………………………………　２２
◎第１号（６月１日）……………………………………　２５
○出席，欠席議員…………………………………………　２５
○出席説明員及び会議書記………………………………　２５
○議事日程第１号…………………………………………　２７
○開　会……………………………………………………　２８
・会議録署名議員の指名………………………………　２８
・会期の決定……………………………………………　２８
・諸般の報告……………………………………………　２９
・議案第４０号から議案第４５号（上程，説明，質疑，委員会付託）……　３０
・議案第４６号から議案第５１号（上程，説明，質疑，委員会付託）……　３２
・議案第５２号（上程，説明，質疑，委員会付託）…………　３８
・議案第５３号（上程，説明，質疑，委員会付託）…………　３９
・議案第５４号（上程，説明，質疑，委員会付託）…………　４０
・議案第５５号（上程，説明，質疑，委員会付託）…………　４１
・議案第５６号（上程，説明，質疑，委員会付託）…………　４２
・議案第５７号（上程，説明，採決）……………………　４３
・請願第１号（上程，委員会付託）………………………　４４
○散　会……………………………………………………　４４

◎第２号（６月２日）……………………………………　４５
○出席，欠席議員…………………………………………　４５
○出席説明員及び会議書記………………………………　４５
○議事日程第２号…………………………………………　４７
○一般質問通告事項一覧…………………………………　４８
○開　議……………………………………………………　４９
・一般質問………………………………………………　４９
野口　雅弘…………………………………………　４９
難波　千香子………………………………………　５５

川畑　秀慈……　７６
永井　義一……　８７
○散　会……１００

◎第３号（６月３日）……１０１
○出席，欠席議員……１０１
○出席説明員及び会議書記……１０１
○議事日程第３号……１０３
○一般質問通告事項一覧……１０４
○開　議……１０５
・一般質問……１０５
柴原　成一……１０５
石引　大介……１１１
海野　　隆……１２１
紙井　和美……１３８
○散　会……１５５

◎第４号（６月４日）……１５７
○出席，欠席議員……１５７
○出席説明員及び会議書記……１５７
○議事日程第４号……１５９
○一般質問通告事項一覧……１６０
○開　議……１６１
・一般質問……１６１
飯野　良治……１６１
栗原　宜行……１７４
樋口　達哉……１８７
・休会の件……１９１
○散　会……１９１

◎第５号（６月１５日）……１９３
○出席，欠席議員……１９３

○出席説明員及び会議書記 ………………………………… １９３
○議事日程第５号 ………………………………… １９５
○開　議 ………………………………… １９７
・飯野良治君の発言の取り消し申し出の件 ………………………………… １９７
・議案第４０号から議案第４５号（委員長報告，討論，採決） ………………………………… １９７
・議案第４６号から議案第５１号（委員長報告，討論，採決） ………………………………… ２０１
・議案第５２号（委員長報告，討論，採決） ………………………………… ２０６
・議案第５３号（委員長報告，討論，採決） ………………………………… ２０７
・議案第５４号（委員長報告，討論，採決） ………………………………… ２０８
・議案第５５号（委員長報告，討論，採決） ………………………………… ２０９
・議案第５６号（委員長報告，討論，採決） ………………………………… ２１３
・請願第１号（委員長報告，討論，採決） ………………………………… ２１４
・予算決算特別委員会設置の件 ………………………………… ２１５
・意見書案第１号（上程，説明，質疑，討論，採決） ………………………………… ２１５
・阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の報告 ………………………………… ２１８
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査 ………………………………… ２２６
○閉　会 ………………………………… ２２６

第 2 回 定 例 会

阿見町告示第１４８号

令和３年第２回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和３年５月１９日

阿見町長　　千　葉　　繁

１　期　日　　令和３年６月１日

２　場　所　　阿見町議会議場

令和３年第２回阿見町議会定例会会期日程

日　次	月　日	曜　日	開議時刻	種　別	内　　容
第１日	６月１日	（火）	午前10時	本会議	・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第２日	６月２日	（水）	午前10時	本会議	・一般質問（４名）
第３日	６月３日	（木）	午前10時	本会議	・一般質問（４名）
第４日	６月４日	（金）	午前10時	本会議	・一般質問（３名）
第５日	６月５日	（土）	休　　会		・議案調査
第６日	６月６日	（日）	休　　会		・議案調査
第７日	６月７日	（月）	午前10時	委員会	・総　　務（議案審査）
			午後２時	委員会	・民生教育（議案審査）
第８日	６月８日	（火）	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第９日	６月９日	（水）	休　　会		・議案調査
第10日	６月10日	（木）	休　　会		・議案調査

日　次	月　日	曜　日	開議時刻	種　別	内　　容
第11日	６月11日	（金）	休　　会		・議案調査
第12日	６月12日	（土）	休　　会		・議案調査
第13日	６月13日	（日）	休　　会		・議案調査
第14日	６月14日	（月）	休　　会		・議案調査
第15日	６月15日	（火）	午前10時	本会議	・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第　１　号

〔 ６ 月 １ 日 〕

令和３年第２回阿見町議会定例会会議録（第１号）

令和３年６月１日（第１日）

○出席議員

１番	久保谷	充 君
３番	栗 田	敏 昌 君
４番	石 引	大 介 君
５番	高 野	好 央 君
６番	樋 口	達 哉 君
７番	栗 原	宜 行 君
８番	飯 野	良 治 君
９番	野 口	雅 弘 君
１０番	永 井	義 一 君
１１番	海 野	隆 君
１２番	平 岡	博 君
１３番	川 畑	秀 慈 君
１４番	難 波	千香子 君
１５番	紙 井	和 美 君
１６番	柴 原	成 一 君
１７番	久保谷	実 君
１８番	吉 田	憲 市 君

○欠席議員

２番	落 合	剛 君

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千 葉	繁 君
副町長	坪 田	匡 弘 君
教育長	湯 原	正 人 君
町長公室長	建 石	智 久 君
総務部長	佐 藤	哲 朗 君

町民生活部長	中村政人君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長兼 予科練平和記念館長	小林俊英君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山﨑貴之君
財政課長	黒岩孝君
管財課長	飯村弘一君
防災危機管理課長	山﨑厚君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	戸井厚君
子ども家庭課長	小澤勝君
国保年金課長	武井浩君
道路課長	浅野修治君
都市整備課長	堀越多美男君
上下水道課長	井上稔君
学校教育課長	恵美和彦君
中央公民館長	煙川栄君
図書館長	遠藤康裕君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和３年第２回阿見町議会定例会

議事日程第１号

令和３年６月１日　午前１０時開会・開議

日程第１	会議録署名議員の指名について	
日程第２	会期の決定について	
日程第３	諸般の報告	
日程第４	議案第４０号	阿見町介護保険条例の一部改正について
	議案第４１号	阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第４２号	阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第４３号	阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
	議案第４４号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
	議案第４５号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第５	議案第４６号	令和３年度阿見町一般会計補正予算（第２号）
	議案第４７号	令和３年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
	議案第４８号	令和３年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第１号）
	議案第４９号	令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
	議案第５０号	令和３年度阿見町水道事業会計補正予算（第１号）について
	議案第５１号	令和３年度阿見町下水道事業会計補正予算（第１号）について
日程第６	議案第５２号	社住道第４－１号二区南地内道路改築工事請負契約について
日程第７	議案第５３号	防安交第１－２号町道0209号線流末排水整備工事請負契約について
日程第８	議案第５４号	都再第１－１号中央東地内調整池整備工事請負契約について
日程第９	議案第５５号	図書館屋上防水・外壁改修工事請負契約について
日程第10	議案第５６号	財産の取得について（消防団第13分団消防ポンプ自動車購入）
日程第11	議案第５７号	阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第12	請願第１号	「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を国に提出することを求める請願

午前１０時００分開会

○議長（久保谷充君）　おはようございます。定刻になりましたので，ただいまから令和３年第２回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名で，定足数に達しておりますので，会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については，お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので，御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（久保谷充君）　日程第１，会議録署名議員の指名について，本定例会の会議録署名議員は，会議規則第120条の規定によって，

11番　　海　野　　隆　君

12番　　平　岡　　博　君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第２，会期の決定についてを議題といたします。

本件については，去る５月25日，議会運営委員会が開かれ協議されましたので，その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長吉田憲市君，登壇願います。

〔議会運営委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田憲市君）　皆さん，おはようございます。

それでは，会期の決定の件についてを御報告申し上げます。

令和３年第２回定例会につきましては，去る５月25日，議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は５名で，執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から６月15日までの15日間で，日程につきましては，本日，本会議，議案上程，提案理由の説明，質疑，委員会付託。

２日目，６月２日は午前10時から本会議で一般質問，４名。

３日目，６月３日は午前10時から本会議で一般質問，４名。

４日目，６月４日は午前10時から本会議で一般質問，３名。

５日目から６日目までは休会で議案調査。

７日目，６月７日は委員会で，午前10時から総務常任委員会，午後２時から民生教育常任委員会。

８日目，６月８日は委員会で，午前10時から産業建設常任委員会。

９日目から14日目までは休会で議案調査。

15日目，６月15日は最終日となりますが，午前10時から本会議で委員長報告，討論，採決，閉会。

議会運営委員会といたしましては，以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしくお願いいたしまして，報告といたします。

○議長（久保谷充君）　お諮りいたします。

本定例会の会期は，ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり，本日から６月15日までの15日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，会期は本日から６月15日までの15日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（久保谷充君）　次に，日程第３，諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申入れがありますので，これを許します。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　本日は，令和３年第２回定例会を招集しましたところ，議員各位には，公私ともお忙しい中，御出席をいただきまして，ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

早速でありますが，報告事項を申し上げます。

令和２年度繰越明許費について御報告いたします。

令和２年度の事業施行に当たり，諸般の事情により年度内での事業完成が困難となったため，予算の定めるところにより令和３年度に繰り越した事業は，令和２年度繰越明許費繰越計算書のとおりであります。

次に，令和２年度水道事業会計予算及び下水道事業会計予算の繰越しについて御報告いたし

ます。

令和２年度の上下水道事業執行に当たり，諸般の事情により年度内での事業完成が困難となったため，令和３年度に繰り越した事業は，令和２年度水道事業予算繰越計算書及び下水道事業予算繰越計算書のとおりであります。

以上，御報告申し上げます。

○議長（久保谷充君）　議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は，町長提出議案第40号から議案第57号のほか，「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を国に提出することを求める請願，以上19件であります。

次に，監査委員から，令和３年３月分から令和３年４月までに関する例月出納検査の結果についての報告がありましたので報告いたします。

次に，本定例会に説明員として，地方自治法第121条第１項の規定により出席を求めた者は，お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に，閉会中における委員会，協議会等の活動状況は，お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に，令和３年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について，５月31日付で町長から報告がありました。内容は，お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に，令和２年度阿見町土地開発公社の決算書及び令和３年度阿見町土地開発公社事業計画の提出がありましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第４０号　阿見町介護保険条例の一部改正について

議案第４１号　阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第４２号　阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第４３号　阿見町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第４４号　阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第４５号　阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第４，議案第40号，阿見町介護保険条例の一部改正につい

て，議案第41号，阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について，議案第42号，阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について，議案第43号，阿見町国民健康保険税条例の一部改正について，議案第44号，阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について，議案第45号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について，以上６件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第40号の阿見町介護保険条例の一部改正について，提案理由を申し上げます。

本案は，新型コロナウイルス感染症の影響により，生計を主として維持する者の収入の減少が見込まれる被保険者につきまして，昨年度に引き続き，令和３年度において介護保険料の減免を行うため所要の改正を行うものであります。

なお，減免の対象となる介護保険料は，令和３年４月１日から令和４年３月31日までの期間に納期限があるものであります。

議案第41号の阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について，提案理由を申し上げます。

本案は，家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準省令の一部改正により，諸記録の作成・保存に電磁的記録による対応を可能とする規定が追加されたことに伴い，本条例についても同様の規定を追加する改正を行うほか，文言の整理等，所要の改正を行うものであります。

議案第42号の阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について，提案理由を申し上げます。

本案は，特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準府令の一部改正に伴い，本条例で規定している文言の整理等，所要の改正を行うものであります。

議案第43号の阿見町国民健康保険税条例の一部改正について，提案理由を申し上げます。

本案は，新型コロナウイルス感染症の影響により，世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる納税義務者につきまして，昨年度に引き続き，令和３年度において国民健康保険税の減免を行うため所要の改正を行うものであります。

なお，減免の対象となる国民健康保険税は，令和３年４月１日から令和４年３月31日までの期間に納期限があるものであります。

議案第44号の阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について，提案理由を申し上げます。

本案は，令和３年４月３日に吉原交流センターが開館し，吉原地区公民館整備検討委員会の所掌事項に係る事務が終了したことに伴い，当該委員会を廃止するものであります。

議案第45号の阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について，提案理由を申し上げます。

本案は，議案第44号で申し上げました吉原地区公民館整備検討委員会を廃止することに伴い，その委員の報酬等を削除するものであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお，本案６件については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第40号から議案第45号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり，所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では，付託案件を審査の上，来る６月15日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第４６号　　令和３年度阿見町一般会計補正予算（第２号）

議案第４７号　　令和３年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

議案第４８号　　令和３年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第１号）

議案第４９号　　令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議案第５０号　　令和３年度阿見町水道事業会計補正予算（第１号）について

議案第５１号　　令和３年度阿見町下水道事業会計補正予算（第１号）について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第５，議案第46号，令和３年度阿見町一般会計補正予算（第２号），議案第47号，令和３年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第１号），議案第48号，令和３年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第１号），議案第49号，令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号），議案第50号，令和３年度阿見町水道事業会計補正予算（第１号），議案第51号，令和３年度阿見町下水道事業会計補正予算（第１号），以上６件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第46号から議案第51号までの補正予算について，提案理由を申し上げます。

議案第46号，一般会計補正予算は，既定の予算額に１億2,376万9,000円を追加し，171億5,166万7,000円とするほか，地方債の補正をするものであります。

歳入の主なものから申し上げます。

第16款国庫支出金で，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を新規計上。

第20款繰入金で，財源調整のため財政調整基金繰入金を増額。

第23款町債で，補助事業の内示に伴い，寺子・飯倉線整備事業に係る都市計画道路整備事業債を増額するものであります。

次に，歳出の主なものを申し上げます。

第２款総務費の財産管理費で，地方創生臨時交付金を活用し，タブレット型サーマルカメラの購入費を新規計上。

第４款衛生費の予防費で，受付業務委託料の増等により，新型コロナウイルスワクチン接種事業を増額。

第７款土木費の街路事業費で，補助事業の内示に伴い，都市計画道路寺子・飯倉線整備事業費を増額。

第９款教育費の小学校費で，地方創生臨時交付金を活用し，町立小学校の電子黒板購入費を新規計上。

そのほか第１款議会費から第９款教育費まで，人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するものであります。

議案第47号，国民健康保険特別会計補正予算は，既定の予算額に46万3,000円を追加し，48億7,746万3,000円とするものであります。

その内容は，人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するものであります。

議案第48号，介護保険特別会計補正予算は，既定の予算額から98万3,000円を減額し，36億1,301万7,000円とするものであります。

その内容は，人事異動等に伴う職員給与関係経費及び介護報酬改定に伴うシステム改修費を補正するものであります。

議案第49号，後期高齢者医療特別会計補正予算は，既定の予算額に２万7,000円を追加し，10億5,202万7,000円とするものであります。

その内容は，人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するものであります。

議案第50号，水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は，水道事業会計予算第３条に定めた収益的支出について，１万3,000円を増額するものであります。

その内容は，職員給与関係経費を増額するものであります。また，水道事業会計予算第７条に定めた職員給与費についても併せて増額するものであります。

議案第51号，下水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は，下水道事業会計予算第３条に定めた収益的収支について，240万3,000円を減額するものであります。

その主な内容としましては，人事異動による職員給与関係経費の減額を行い，それに伴い他会計補助金を減額するものであります。

次に，下水道事業会計予算第４条に定めた資本的収支について，61万円を減額するものであります。

その内容としましては，人事異動による職員給与関係経費の減額，また，固定資産購入費としてパソコンの購入及び公共的空間安全・安心確保のため水道事務所に設置するサーマルカメラの購入費用の増額を行い，その相殺額に伴い，他会計負担金及び他会計補助金を減額するものであります。

また，下水道事業会計予算第８条に定めた職員給与費，第９条に定めた他会計からの補助金についても，職員給与関係経費の減額等に合わせて減額するものであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお，本案６件については，委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　一般会計のほうなんですけども，ページ数を言ったほうがいいのかな。12ページのところで財産管理費，先ほど町長のほうからもサーマルカメラの話がありましたけども，コロナの関係で30台を入れるということなんですけども，これはいつ頃決まって，これが可決された段階で，いつぐらいのタイミングで導入するか，ちょっと教えてください。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えさせていただきます。

議決日，６月15日が予定されておりますので，その後，契約手続のほうに入るというようなことでございますので，７月いっぱいぐらいには納入できるのではないかと。ただ，物品の調達状況っていいますか，在庫の状況だとかもございますので，できれば早めに行いたいと思っておりますけれども，めど的には７月末あるいは８月にずれ込む可能性もございますが，そういったところで考えております。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　結構いろいろなところの施設なんかでやっぱり必要になってくると思うので，なるべく早めにお願いします。

次に，いいですか，16ページなんですけれども，この中で，総務費の中の基幹統計調査費で，経済センサス活動調査事業というのがあるんですけれども，これは県の支出金のほうから16万3,000円出されているわけなんですけれども，今回この時間外勤務手当ということで増額されているわけなんですけども，この経済センサス活動調査事業の中で，その時間外というのはどういう形で表れてくるのか，ちょっと教えてください。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えいたします。

経済センサス活動調査でございますけれども，基本的には統計調査員の皆様が事業所に出向きまして，回答していただくと。当初，回収までの予定でございましたが，新型コロナウイルスの感染拡大によりまして，インターネットもしくは郵送による回答ということになりました。それによりまして，事務局の負担がですね，その回収の確認だとか，そういった事務局の負担が増えましたので，その分の時間外を見込んで計上させていただいているということでございます。

○議長（久保谷充君）　ほかに質疑はありませんか。

13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　８ページ，基金繰入金があります。4,803万5,000円が今回財調のほ

うから繰入金になってます。これの使われる事業はどういう事業がありますか。
○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。
○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えさせていただきます。
　財政調整基金の繰入金でございますが，現段階で財源につきましては国からの地方創生の交付金，コロナ関係ですね，それと予防接種，コロナワクチンの接種の財源がございますけれども，そのほか大きな事業はございますが，全ての財源を調整するために一旦繰入れをさせていただいて，それで今後，支出状況，それから歳入の繰越金等の計上もございますので，そういったものを差し引くというような形になりまして，最終的には，まあ あっても数億程度の繰入れ，もしくは，今年度予定，決算見込みでございますけれども，財調，一応今の段階ではゼロで，繰入金ゼロになるというような予想をしておりますので，最終的には今年度末につきましても同じようなことになっていくのかなというふうに推測しております。
○議長（久保谷充君）　ほかに質疑はございませんか。
　10番永井義一君。
○１０番（永井義一君）　続きまして26ページなんですけども，都市計画費のところですね。２番目の公共下水道のところの下水道事業会計繰出金のところなんですけども，これ，県・国の支出金で21万7,000円が入っているかと思うんですけども，これはコロナ対策での上下水道の手指消毒の購入の部分になるのかどうか，ちょっとまずそれを確認したいと思いますけども。
○議長（久保谷充君）　政策企画課長糸賀昌士君。
○政策企画課長（糸賀昌士君）　はい，お答えします。
　永井議員御指摘のとおり，こちらは地方創生臨時交付金でございまして，水道事務所に必要とする手指消毒液，こういったものを購入するための財源として繰り出しを行うというものでございます。
　以上でございます。
○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。
○１０番（永井義一君）　まあ会計上というんですかね，てっきり私はこの上下水道のほうの補正の中でそういうのは入っているのかと思ったわけなんですけども，ちょっとそれが見当たらなかったので今，確認のために聞いたんですけれども，これは会計上，この一般会計のほうに項目として入れるしかないわけですか。
○議長（久保谷充君）　政策企画課長糸賀昌士君。
○政策企画課長（糸賀昌士君）　はい，お答えいたします。
　この臨時交付金の制度ですが，一旦一般会計に国のほうからはお金が入ってまいります。各企業会計のほうで実施する事業につきましては，繰出金として出したものに対して交付金が充

当になるというような仕組みになっておりますので，一旦一般会計から繰出しをしまして，執行するのは企業会計のほうで予算は執行するという形で，国費を活用するという形でございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　分かりました。その辺のちょっとね，システム的な部分がちょっと分からなかったので今伺いました，はい。

じゃあもう一点，よろしいですか。27ページのところなんですけれども，この中の街路事業費の中でですね，1111の都市計画道路寺子・飯倉線のところで，14番のところで排水路工事，これは当初7,700万ということで上がっていたんですけども，今回減額で5,700万ということで，まあ2,000万なんですけど，かなりこの減額の幅があるんですけども，この減額の理由をちょっと教えてください。

○議長（久保谷充君）　都市整備課長堀越多美男君。

○都市整備課長（堀越多美男君）　はい，お答えいたします。

こちらの排水路整備工事の減額につきましては，令和２年度の国の経済対策によります交付金の追加配分を受けまして，前倒しで工事を実施したものですから，今回，令和３年度分は組み替えたという形で減額をさせていただいております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　分かりましたということを言おうと思ったんですけれども。

最後にじゃあ１つだけ。この下水道事業の補正のほうもいいわけですよね。はい。この下水道事業のほうの３ページの部分なんですけども，この中で一番下に委託料として３万3,000円なんですけども，このＰＣ設定委託料というのがあって，ちょっとこれ，今までこういった勘定科目の中での委託料というのはなかったんですけども，これについてちょっと説明をお願いします。

○議長（久保谷充君）　上下水道課長井上稔君。

○上下水道課長（井上稔君）　はい，お答えいたします。

今回こちらに計上させていただいていますＰＣ設定委託料，こちらにつきましては，人事異動によりまして一人増員になりました。その対応としましてパソコンを１台購入しまして，そのパソコンの設定費用ということになっております。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　要は，設定委託料と書いてあるから何かなと思ったんですけど，要はパソコンを購入したということだけなわけですね。はい，分かりました。
○議長（久保谷充君）　上下水道課長井上稔君。
○上下水道課長（井上稔君）　はい，購入したパソコンの設定費用ということになります。
以上でございます。
○議長（久保谷充君）　ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（久保谷充君）　これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
ただいま議題となっております議案第46号から議案第51号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。
各常任委員会では，付託案件を審査の上，来る６月15日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第５２号　　社住道第４－１号二区南地内道路改築工事請負契約について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第６，議案第52号，社住道第４－１号二区南地内道路改築工事請負契約についてを議題といたします。
提案者の提案理由の説明を求めます。
町長千葉繁君，登壇願います。
〔町長千葉繁君登壇〕
○町長（千葉繁君）　議案第52号の社住道第４－１号二区南地内道路改築工事請負契約について，提案理由を申し上げます。
本工事は二区南地内の道路改築工事を行うものでありますが，地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。
工事期間は，契約締結日の翌日から令和４年２月28日までであります。
工事の概要につきましては，お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。
以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げ

ます。

○議長（久保谷充君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第52号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では，付託案件を審査の上，来る６月15日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第５３号　防安交第１－２号町道0209号線流末排水整備工事請負契約について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第７，議案第53号，防安交第１－２号町道0209号線流末排水整備工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第53号の防安交第１－２号町道0209号線流末排水整備工事請負契約について，提案理由を申し上げます。

本工事は都市計画道路寺子・飯倉線の流末排水整備工事を行うものでありますが，地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事期間は，契約締結日の翌日から令和４年１月28日までであります。

工事の概要につきましては，お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第53号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では，付託案件を審査の上，来る６月15日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第５４号　　都再第１－１号中央東地内調整池整備工事請負契約について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第８，議案第54号，都再第１－１号中央東地内調整池整備工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第54号の都再第１－１号中央東地内調整池整備工事請負契約について，提案理由を申し上げます。

本工事は中央東地内の調整池整備工事を行うものでありますが，地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事期間は，契約締結日の翌日から令和４年３月25日までであります。

工事の概要につきましては，お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第54号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では，付託案件を審査の上，来る６月15日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第５５号　　図書館屋上防水・外壁改修工事請負契約について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第９，議案第55号，図書館屋上防水・外壁改修工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第55号の図書館屋上防水・外壁改修工事請負契約について，提案理由を申し上げます。

本工事は図書館の屋上防水及び外壁の改修工事を行うものでありますが，地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により，議会の議決を求めるものであります。

工事期間は，契約締結日の翌日から令和３年11月30日までであります。

工事の概要につきましては，お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第55号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では，付託案件を審査の上，来る６月15日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第５６号　　財産の取得について（消防団第13分団消防ポンプ自動車購入）

○議長（久保谷充君）　次に，日程第10，議案第56号，財産の取得について（消防団第13分団消防ポンプ自動車購入）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第56号の財産の取得（消防団第13分団消防ポンプ自動車購入）について，提案理由を申し上げます。

本案は，消防団第13分団の消防ポンプ自動車が登録後20年経過しており，老朽化に伴い更新するものでありますが，地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により，議会の議決を求めるものであります。

納入期間は，契約締結日の翌日から令和４年３月31日までであります。

内容につきましては，お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第56号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

総務常任委員会では，付託案件を審査の上，来る６月15日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第５７号　　阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（久保谷充君）　次に，日程第11，議案第57号，阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第57号の阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて，提案理由を申し上げます。

本案は，令和３年６月５日に任期を迎える教育委員会委員の岡田治美氏を再任命いたしたく，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

同氏は，人格，識見ともに優れ，また，地域住民からの信頼も厚く，保護者でもあることから，教育委員会委員として最適任であると考えております。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

本案については，質疑，委員会付託及び討論を省略し，直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これより採決いたします。

本案は原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。

よって，議案第57号については原案どおり同意することに決しました。

請願第１号　　「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を国に提出することを求める請願

○議長（久保谷充君）　次に，日程第12，請願第１号，「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を国に提出することを求める請願を議題といたします。

本案については，会議規則第92条第１項の規定により，提案理由の説明，質疑を省略し，お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では，付託案件を審査の上，来る６月15日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

散会の宣告

○議長（久保谷充君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前１０時４９分散会

第　２　号

〔 ６ 月 ２ 日 〕

令和３年第２回阿見町議会定例会会議録（第２号）

令和３年６月２日（第２日）

○出席議員

１番	久保谷　　充　君
２番	落　合　　剛　君
３番	栗　田　敏　昌　君
４番	石　引　大　介　君
５番	高　野　好　央　君
６番	樋　口　達　哉　君
７番	栗　原　宜　行　君
８番	飯　野　良　治　君
９番	野　口　雅　弘　君
１０番	永　井　義　一　君
１１番	海　野　　隆　君
１２番	平　岡　　博　君
１３番	川　畑　秀　慈　君
１４番	難　波　千香子　君
１５番	紙　井　和　美　君
１６番	柴　原　成　一　君
１７番	久保谷　　実　君
１８番	吉　田　憲　市　君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町　　長	千　葉　　繁　君
副　町　長	坪　田　匡　弘　君
教　育　長	湯　原　正　人　君
町長公室長	建　石　智　久　君

総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	中村政人君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長兼 予科練平和記念館長	小林俊英君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山﨑貴之君
財政課長	黒岩孝君
防災危機管理課長	山﨑厚君
社会福祉課長	遠藤朋子君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	戸井厚君
子ども家庭課長	小澤勝君
健康づくり課長	藍物輝子君
道路課長	浅野修治君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	竹之内英一君
学校教育課長	恵美和彦君
生涯学習課長	木村勝君
指導室長兼 教育相談センター所長	東治樹君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和３年第２回阿見町議会定例会

議事日程第２号

令和３年６月２日　午前１０時開議

日程第１　一般質問

一般質問通告事項一覧

令和３年第２回定例会

一般質問１日目（令和３年６月２日）

発　言　者	質　問　の　趣　旨	答　弁　者
１．野口　雅弘	１．新型コロナワクチン接種の現状とこれからについて	町長・教育長
２．難波千香子	１．新型コロナから命と生活を守る体制整備・地方創生臨時交付金について ２．危機管理の更なる整備強化について ３．ヤングケアラーについて	町　　長 町長・教育長 町長・教育長
３．川畑　秀慈	１．阿見町の新型コロナウイルスの影響と対策について ２．町道の道路愛称設定と町道交差点名標示板設置について	町　　長 町　　長
４．永井　義一	１．新型コロナウイルスの感染拡大防止について ２．阿見町での生活保護の実態について	町　　長 町　　長

午前１０時００分開議

○議長（久保谷充君）　おはようございます。定刻になりましたので，これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で，定足数に達しておりますので，会議は成立いたしました。

本日の議事については，お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので，御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（久保谷充君）　日程第１，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし，質問時間は答弁を含め60分以内といたしますので，御協力のほどをよろしくお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は，会議規則第61条第１項に規定されているとおり，町の一般事務についてただす場であります。したがって，町の一般事務に関係しないものは認められません。また，一般質問は，町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に，執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から，質問に対し簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお，議会基本条例第５条第１項第３号の規定により，執行機関には反問権を付与しておりますので，議員の質問等に対し反問する場合は，挙手の上，反問したい旨を述べた後，議長の許可を得てから反問してください。

初めに，９番野口雅弘君の一般質問を行います。

９番野口雅弘君の質問を許します。登壇願います。

〔９番野口雅弘君登壇〕

○９番（野口雅弘君）　皆さん，おはようございます。

まず初めに，コロナ治療に従事している医療関係者に感謝を言わせていただきます。ありがとうございます。そして，御苦労さまです。

さて，通告に従い質問に入らせていただきます。

今回はコロナワクチン接種の現状とこれからについて質問させていただきます。

全国的にコロナは拡大している現状です。終息させるにはワクチン接種が有効だと言われていますが，現状はワクチンの供給量の不明さ，接種場所の確保，接種者の確保など，問題が山

積みと思われます。

この頃医療従事者と話しましたが，その病院では全員の接種が終わっているそうです。そこで副反応について質問すると，１回目より２回目のほうが痛かったそうですが，その方は熱などは出なかったそうです。看護師の中には熱が出た方もいたそうです。また，高齢者の方に話を聞くと，副反応が怖くてワクチンを打つのをためらっている人が仲間うちに多いと話しているのを聞きました。

５月に始まった高齢者施設での接種は終わったと思いますが，そこで質問です。施設では，職員，入居者全員に接種しましたか。拒否された方は出ませんでしたか。副反応は出ませんでしたか。

次に，これからの高齢者接種につき質問いたします。５月10日からの予約では問題は起きませんでしたか。現在，医療従事者の確保は十分間に合っていますか。

今のままでいくと，国が言う７月までに接種を終了することはできますか。

高齢者の中で接種をしない人の割合を30％ぐらいとしていますが，その場合，行政区での敬老会については，町としてどういう考えですか。また，町民運動会については，どういう考えですか。

このままでいくと，64歳以下の人が接種できるのはいつ頃からになるのでしょうか。

よろしくお願いします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに，町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　皆さん，おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

野口議員の新型コロナワクチン接種の現状とこれからについての質問にお答えいたします。

１点目の高齢者施設の職員，入居者全員に接種したか。拒否した方が出なかったかについてであります。

高齢者施設の入所者の接種方法は，嘱託医や提携医療機関の医師が施設を訪問し接種する施設内接種と，入所者が外部の医療機関で接種する施設外接種があります。町内の入所系高齢者施設17施設のうち，施設内接種を行う施設は14施設で，スケジュールは各施設と提携医療機関が調整しております。

入所者の接種に合わせ，希望する施設従事者への接種も実施されており，５月26日時点では，およそ半数の施設で１回目の接種を終えたところです。これまで具体的な報告はありませんが，入所者や従事者の中には接種を見合わせる意向を示した方もいると聞いております。

副反応については，入所者では副反応が見られた方はいませんでしたが，従事者の中に軽度

の接種部位の発赤や発熱が見られた方がいたとの報告を受けております。

２点目のこれからの高齢者接種についてであります。

１つ目の５月10日からの予約では，問題は起きなかったかについてであります。

予約方法がコールセンターへの電話申込みのみであったため，電話がつながりにくく，町民の皆様には大変御迷惑と御心配をおかけいたしましたことを，改めてお詫び申し上げます。

この状況を少しでも改善するため，シルバークラブ，行政区単位でのワクチン予約と送迎バスの申込みができるようにいたしました。

また，インターネットによる申込みについても５月21日から開始し，同日にさわやかセンターにおいて予約支援の窓口を開設いたしました。このインターネット予約が開始されてからは電話もつながりやすくなってきている状況です。

２つ目の，医療従事者の確保は十分間に合っているかについてであります。

現在，町では町内医療機関13か所での個別接種と，さわやかセンターを会場とした集団接種を週３日実施する予定であります。

集団接種には多くの医療従事者を確保する必要がありますが，町内医療機関において大変厳しい状況の中でも御協力を賜るとともに，町でも看護師等を募集した結果，多くの方に応募いただき実施できる見込みとなっております。

３つ目の，国が言う７月までに接種終了することができるかについてであります。

７月末までに高齢者の接種終了は大変厳しいものではありますが，個別接種医療機関に接種枠の拡大についての依頼や医療機関の拡充と御協力のもと，集団接種の日数の増などにより７月末までに終了させるべく努力しております。

４つ目の，行政区での敬老会についてであります。

今年度の行政区主催の敬老会についてでありますが，５月14日に区長会，社会福祉協議会，高齢福祉課で協議を行い，新型コロナウイルス感染症拡大防止のため昨年同様中止し，記念品の配布のみにするということで合意しました。

周知の方法としましては，５月27日の社会福祉協議会主催の福祉推進員会議の中で区長の皆様に説明を行っております。また，町民の皆様には６月の区長回覧で周知を行います。

町民運動会につきましては，教育長から答弁いたします。

５つ目の，64歳以下の接種ができる時期についてであります。

現在のところ８月以降となる見込みです。まずは基礎疾患のある方からとなりますが，予約が集中しないよう年代を区切っての御案内を予定しております。

○議長（久保谷充君）　次に，教育長湯原正人君，登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君）　おはようございます。

野口議員の，町民運動会についての質問にお答えいたします。

今年度の町民運動会についてでありますが，５月14日に区長会と協議を行い，新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とすることに決定しました。周知の方法としましては，５月28日に全ての区長の皆様に文書による連絡を行い，同じ日に町ホームページにて中止のお知らせを掲載しております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　９番野口雅弘君。

○９番（野口雅弘君）　私のこの質問を考えたときには，まだニュースなんかには取り上げられてなかったんですけど，今回取り上げられているんですけど，高齢者の場合は見合せても施設の外に出ることがないんで構わないんですけども，従事者の方に関しては，もし拒否している場合，施設管理者とか役所としてはどういう対応になるのですかというのを質問したいんですけど，実際テレビなんかでも不当解雇とかそういう可能性もあるからそれは困るよとか，そういう話がニュース上も出てたんですけど，そういうことはないと思うんですけど，町とか施設の場合はどういうふうに考えていますかね。よろしくお願いします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　一応町としては，拒否をしている従事者の方にもできる限り接種をしていただきたいとは思ってるところですが，従事者の方にも町の調査をしてみたところ何名か，やはり拒否している方がおりまして，理由としましては，まず自分で持病があるので，その病気に対してがあるから，やはり接種ができないと考えている方もおられるし，ちょっとまだまだワクチンに不安があるのか，他の接種状況を見極めて接種したいと考えている方もいるようです。

町としましては，あくまでもワクチン接種は自ら望む場合のみしかできませんので，これを強制することはできませんので，できる限りやっていただきたいという要望を伝えながら，強制ではないんですが，様子を見て自分が打ちたいと思ったときにできるような形で依頼したいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　９番野口雅弘君。

○９番（野口雅弘君）　久しぶりなんで忘れちゃいました，すみません。

副反応については，入居者には副反応が出なかったということは，お年寄りはあまり副反応は出ないのかなという感じがしちゃうんですけど，そのほかに，私のほうの確認でも若い看護師さんのほうが，医療のところで若い人が熱が出ちゃったとか，そういう話が。痛いのは皆さ

ん痛がってたんですけど，若い人が熱が出るというような形だったんですけど，高齢者はあまり心配しなくていいと言えるんですかね，言えないんですかね。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

私も施設の管理責任者の方とお話しして，ほかの施設，町外の施設なんですが，そこを一通り終えた感想としましては，やはり入居者については，ほとんど副反応は出なかったと。ただし従事者に関しては，何名かの方がやはり発熱とかそういうのがあったということは聞いております。

ですので，やはり高齢者の方が私も頻度は低いのかなと思っておりますが，基本的には厚生労働省の報告では，やっぱりファイザーのワクチンでは，高齢者でも発熱，接種部の痛みなどの副反応は出るとなってますが，若年者よりは若干頻度は低いという結果報告が出ているそうです。ただし，あくまでも低いだけで，高齢者は副反応が出ないというわけではありませんので，やはり発熱や痛み，そういうものはあるかとは思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　９番野口雅弘君。

○９番（野口雅弘君）　次に，ちょっと飛ぶんですけど，７月までに終了させるべく努力すると言っておりますが，実際，私の母，６月の25日かな，議会の議運が終わった後に電話したんです。というのは，議運終わんないと予定が決まらなかったんで，私いつになるんだって言われてたんですけど，ずっと電話しないでいて６月25日に電話したんですけど，そしたらば，すぐにつながったんですね，電話は。

そして，１回目が病院３つ目です。かかりつけ医３つ目。２つはもういっぱいになってますって。３つ目で空いてますって言われて。実際，21日が１回目ですって言われたから，６月21日ですかと言ったらば７月21日。そうすると２回目はって聞いたら８月11日になるということ。これで７月中に前倒しっていうのは，少しでもできるんですかね。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

現在町のほうでは，町長をはじめ，保健福祉部のほうの職員のほうでですね，町外の医療機関や，あと個別接種の医療機関，それと町長のほうが県知事のほうに行きまして，集団接種の要請を行っております。そうした中で，町外の医療機関から協力が得られまして，集団接種の枠を増枠することができました。

また，個別接種の医療機関につきましては，ちょっとまだ始まった段階で何とも言えないんだけど，様子を見ながら接種回数を増やしていきたいという回答を多くの方から得られました。

それと，個別の医療機関の中におきましては，自らですね，休みの時を利用しまして接種の回数を多くするなどの試みもしていただいているところもございます。そうした中で，ある程度，増枠というのはできておりますので，そういう中で前倒ししていきたいと現在努力している最中でございますので，そういう努力をしているとお答えしておきます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　９番野口雅弘君。

○９番（野口雅弘君）　それでですね，実際のところ，これ次の質問，64歳以下のほうにかかってきちゃうんですけども，実際のところね，１回目と２回目の接種期間が３週間ぐらいあるんで１か月で２回打つ人もいるし，月をまたいじゃう人もいるでしょうけど，大体のところ１か月で，今のところ何人つったらいいのか，何回つったらいいのか，何回なのかな，接種は可能なんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

その月によって休みとかいろいろ影響しますが，６月中におきましては１万169回の枠を確保，現在しております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　９番野口雅弘君。

○９番（野口雅弘君）　そうすると，最後のほうの質問のやつなんですけど，64歳以下の場合は年齢区切ってっていうから順番に５歳とか10歳で分けていくんだろうけども，それをずっと続けていくんでしょうけど，それでいくとね，そういう今みたいな数字でいくと，基本的にはいつ頃には終わらせたいと思ってらっしゃいますか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

一応５歳区切りで，今のところまだ想定ですけども，ある程度接種券を発送しまして，予約のほうを分散したいとは考えておりますが，実際始まってみると，そういうあくまでも予約方法は分散されていますが，あと年齢については一気に進めたいという考え方でおります。そうした場合，標準的なものの週で計算しますと，ファイザーの場合は１回打つと21日後に２回目を打つという形になりますので，そうした考え方でいくと６週間が１つのクールとなっております。

その場合ですね，ワンクールでいくと7,032回というのが標準的なものになってきまして，大体それをやると３クール18週という形になりますので，標準的に，もう休みとか何も一切考えなければ，大体８月から始まると12月初旬には終わります。ただ実際に今度盆とかいろいろ

医療機関でも長丁場になりますので，一定的な休みを取る必要もあるかと思いますので，大体年内というのが終了の目標という形で，今のところ考えているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　９番野口雅弘君。

○９番（野口雅弘君）　それは，あくまでも70％ぐらいで考えてるんですか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

一応想定人数が，実際，現在の人口でいくと，64歳以下の方２万8,509名となっておりますので，その70％でいくと12月という形になってきまして，大体それが100％になると２月末という形になります。ただ今後，今のところ16歳でこれを計算しておりますので，国のほうでは12歳までの引下げというのを予定しております。

その場合，今度町としても国の指示が，期間が延長されるのか，あくまでも２月28日までにこだわるのかというのがちょっとまだ見えてきませんので，やはり町としましても，やはり，今回７月に特にお願いして医療機関のほうに集団の枠を増設しましたが，ある程度医療機関のほうにも継続的にそういうものをお願いして，集団接種ですとか個別接種の枠も増やしていただいて，なるべく早めにこれをやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　９番野口雅弘君。

○９番（野口雅弘君）　分かりました。それで，基本的にもう２年間，さっき話したように敬老会，運動会，２年間全部中止です。ほかのさわやかフェアとか，まい・あみ・まつり，これも全部中止です。そういう事態を起こさないためにも，できるだけ町としても100％の接種をして，来年度は，４月以降は，来年の４月以降はほとんどの行事ができるというようなことを目指して，私たちも，議員としても頑張りますんで，職員の皆様，大変ですけどよろしくお願いします。ありがとうございました。

終わります。

○議長（久保谷充君）　これで，９番野口雅弘君の質問を終わります。

次に，14番難波千香子君の一般質問を行います。

14番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔１４番難波千香子君登壇〕

○１４番（難波千香子君）　皆様，こんにちは。通告に従いまして質問させていただきます。

まず，新型コロナから命と生活を守る体制整備・地方創生臨時交付金についてであります。

日本で初めての新型コロナウイルス感染者が確認されてから１年以上が経過いたしました。

現在緊急事態宣言が全国で10都道府県で６月20日まで延長になっておるところでございます。茨城県におきましても，感染拡大市町村に９市町村が指定されており，阿見町では６月３日，明日以降ようやく解除となりましたけれども，感染収束はいまだ見通せない状況でございます。

この未曽有の危機の中，最前線で奮闘していただいている医療従事者及びエッセンシャルワーカーの皆様，そして全ての関係者の皆様にこの場をお借りいたしまして，心から感謝と御礼を申し上げます。

ポストコロナを見据えた新しい日常に即した施策，そして町民の皆様に寄り添い，希望が持てるようにしていくことが何よりも重要であります。

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中，現状打開の鍵はやはり迅速なワクチン接種であります。

阿見町では，昨日６月１日から65歳以上の高齢者から接種が始まりました。接種を早めるにはさらなる医師確保が必要でありますが，対応に苦慮する様子が日ごとに伝わってまいります。この有事にあって，皆様本当に努力されていると敬意を表します。各地区公会堂と集団接種会場のさわやかセンターをつなぐ循環バスを検討していただけたり，個別接種の医療機関を13か所まで確保するなど，接種体制の強化のための御努力や工夫がなされていることに対し，敬意を改めて表するものでございます。その上で，幾つかお伺いいたします。

１点目，新型コロナウイルス接種の阿見町の接種計画の明確化について。

希望する高齢者に対し，７月までに２回の接種を終える方針を政府は示しておりますが，７月までに完了としている高齢者への接種率，予定人数を上回った場合，全ての接種希望者が接種できるように人的支援の要請拡充はどのようにお考えか。

２点目，ワクチン接種予約受付体制の拡充について。

５月10日から開始した電話予約ですが，300回，500回かけてもつながらない。お叱りの声を多くいただきました。21日のインターネット予約が始まると少しは取りやすくなってきましたが，８月９月と予約になっておられる方も多くおられるようであります。電話回線の増設，コールセンター開設時間の延長，予約サイトと窓口対応の円滑な予約体制，そして集団接種への円滑なバス送迎状況，予約状況の公表を町民にタイムリーに伝わるように公表できないか。

３点目，キャンセル発生時に即時案内が可能な人の確保，ワクチン接種協力者登録はどのようにお考えか。

４点目，直面している課題や取組，そして今後，既存の計画や契約を柔軟に変更し，有効に機能する取組があれば積極的に取り入れてはどうか。

５点目，今後基礎疾患，障害者の方々への合理的配慮の取組や，64歳以下の接種計画について。

今後ファイザー社のワクチンに加え，モデルナ社やアストラゼネカ社のワクチンの薬事承認が期待されている中，ワクチンの安全性等についてタイムリーで分かりやすい丁寧な情報発信に取り組むべきと思いますが，いかがですか。

６点目，新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の第三次補正予算での活用について。

ひとり親家庭や独居高齢者，そして生活困窮者等への支援，また，インフルエンザワクチン，高齢者肺炎球菌ワクチン等の接種への活用や景気への活用について。

７点目，新型コロナウイルス感染症の影響により，経済的困難を抱える方への国，県，町の多様な経済支援策が活用できるような体制づくりについてお伺いいたします。

以上です。

御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　難波議員の，新型コロナから命と生活を守る体制整備・地方創生臨時交付金についての質問にお答えいたします。

１点目のワクチン接種の阿見町の接種計画の明確化についてであります。

町では当初，接種率を70％と見込み，対象者9,335人とした計画を策定しました。しかしながら，５月28日時点での予約人数が9,502人となっており，当初見込みを超える接種希望者数となっております。

野口議員にお答えしたとおり，７月末までに高齢者への接種を終わらせるには厳しい状況にありますが，終わらせるべく努力しているところであります。

２点目の，ワクチン接種予約受付体制の拡充についてであります。

電話によるコールセンターでの予約につきましては，５月10日から開始したところであります。現在の回線数は６回線であり，開設時間は９時から17時までとなっております。受付時間延長の予定は現在のところございませんが，コールセンター回線の増設につきましては，委託事業者との協議では当初非常に厳しいものがありましたが，粘り強く交渉した結果，12回線に増設することに了承を得て，今回の定例会に増設に関する補正予算を計上しております。

インターネットによる予約サイトにつきましては，５月21日から開設したところであります。併せて同日以降は，健康づくり課窓口においてインターネットの操作に不安がある方や視覚・聴覚障害等で御自身で予約ができない方への支援を行っているところです。

集団接種へのバス送迎については，シルバークラブ連合会，行政区単位でのバス送迎をセッ

トにした予約申込みをいただいているところで，５月28日現在700人の申込みをいただいております。予約申込みをいただいた方につきましては，最寄りの公民館，公会堂等から集団接種会場であるさわやかセンターまでのバス送迎を行う予定であります。全体の予約状況につきましては，５月24日から町ホームページに公表しております。

３点目の，キャンセル発生時に即時案内可能な人の確保，ワクチン接種協力者登録についてであります。

町では集団接種における新型コロナウイルスワクチンロス防止事業としまして，インターネットによるキャンセル待ち登録者を募集しております。対象者は65歳以上とし，段階的に順次年齢を引き下げていく計画です。

４点目の，直面している課題や取組についてであります。

現在の課題は，接種枠の拡大であります。できるだけ早期に高齢者の接種を完了させるため，集団接種の日程を増やすことや個別医療機関での接種枠の拡大のため，各医療機関に協力を要請しているところであります。接種計画については，そのときの状況に応じ随時修正，変更を行い柔軟に対応しております。

５点目の基礎疾患，障害者の方々への合理的配慮の取組や64歳以下の接種計画についてであります。

基礎疾患，障害者の方々への合理的配慮については，聴覚障害の方についてはコールセンターへの電話予約が困難であるため，健康づくり課にメールまたはファクシミリで連絡をいただき，職員が対応しております。接種会場においては，発達障害や知的障害の方にも分かりやすいよう絵カードを準備するとともに，聴覚障害の方には筆談で対応できるホワイトボード，視覚障害の方には接種後の健康観察時間が分かるようにタイマーを持っていただくなどの準備をしております。

64歳以下の接種計画については，65歳以上の方の接種がおおむね終了後，基礎疾患の方の接種に移行するため，８月以降となる見込みです。

武田／モデルナ，アストラゼネカ社製のワクチンについては５月21日に厚生労働省で薬事承認されましたが，アストラゼネカ社製のワクチンについては，接種後ごくまれに血栓が生じる事例が報告されており，承認後も当面接種は見送られる見込みであります。このようなワクチンの安全性等についての情報発信については，町ホームページや広報紙等を活用し，町民の皆様に分かりやすい情報発信を行ってまいります。

６点目の，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の令和３年度予算での活用についてであります。

ひとり親家庭，独居高齢者，生活困窮者への支援，インフルエンザ等ワクチン接種及び景気

対策については，今回の補正予算には計上しておりませんが，今後の国・県の政策動向を注視しながら，町としても積極的に検討してまいります。

７点目の，経済的困難を抱える方への国・県・町の多様な経済支援策活用のための体制づくりについてであります。

生活困窮に関する相談があった場合，その状況は個々に異なりますので，それぞれの状況に応じて，社会福祉協議会の貸付金の紹介や就労に関する相談先の紹介，生活保護の申請受付などを行っており，関連する各種制度情報のチラシを窓口に設置しております。

今後も，新しい制度ができましたら速やかに御案内できるよう情報収集に努め，周知してまいります。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　詳しくありがとうございました。再質問をさせていただきます。

まず１点目，行政区でバスを含めた申込みをされておる方がいらっしゃいますけれども，今後どうなりますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

一応シルバークラブや行政区から現在申し込んでいる人数につきましては，最新の人数では957名の方が申し込んでおります。こちらについては，今週末６月４日がですね，申込み期限になりますので，さらに増えることも想定されます。それ以降につきましては，集団接種の増枠とかそういうところに当て込みながらですね，バスの割り振り等を行いまして，各地区の方に御連絡する形になっております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　大変にありがとうございました。

急な回覧でございましたけれども，ちょっといろいろ地域内ではハプニングがございました。この紙は何だ，知らない，聞いてないとかありましたけれども。でも最終的には，本当によかったんじゃないかなと感謝申し上げます。

次に，障害者施設の職員などは，キャンセル対応に対して早期に接種できるのかどうか，お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

一応キャンセル対応につきましては，個別の医療機関につきましては個別の医療機関独自のリストを作る形になっておりまして，それが対応できない場合は町の職員で対応するという形

になっております。

また集団接種につきましては，現在65歳以上の方につきまして，キャンセル待ちの登録という形で行っておりまして，それで対応する形になっておりますが，一応高齢者施設や社会福祉法人等いろんなところからですね，キャンセル待ちを対応してほしいという形の要請は何件か来てるようでございますので，そういうことも含めながらキャンセル待ちの対応についてワクチンロスという形で対応は考えてはみたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　無駄のないように，大変ではございますけれども，お願い申し上げたいと思います。

そして，接種拡大のために具体的にはどのような対応を今されておられるのでしょうか，お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

先ほど野口議員の質問にもお答えしましたが，町長自ら先頭になって各医療機関のほうに要請のほうを回っていただきまして，町外の病院につきましては集団接種への協力，それと町内については，個別接種の医療機関につきましては接種枠の枠の拡大，そうしたものを要請しております。

また町長はじめ，この周辺市町と一緒にですね，大規模集団接種をできないかという形の陳情のほうは，町長自ら行っておるところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　大変に，本当にありがとうございます。

先ほど野口議員のほうからもございましたけれども，かなり後半で申し込まれた方もおられますけれども，遅い時期に接種予定となっておられる方は，先ほど……。もう一度確認なんですけれども，どのようにしたら早めに予約をセッティングできるのか，お教え願えますか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

一応集団接種の枠というのが，ある程度枠は見込んでおります。町外の病院の協力を得まして，集団接種の回数を増やすことができました。まだ，それについては公募はしておりませんが，そういうところと，あと県立医療大において個別接種のほうがですね，かなり大きな人数が増えております。そうしたところに，まず先ほど言った地域の方のほうを振り込みをさせて

いただくとともにですね，後になった方については，そういう個別に連絡を取って早めにできませんかという形で，そこに連絡を取りながら希望を募って，そこに当てはめていくところでございます。

そういうところで今いろいろ個別接種増は……。あと個別接種の医療機関が枠が増やしたということになれば，そこにどんどんどんどん当てはめ込む。あと８月になっている人を入れ込んでいくという作業を，担当職員のほうは，町の職員のほう，ワクチン対策室だけでは困難ですので，町の一般事務のほうから職員のほうを送り込んで，そういう作業はやっていく予定でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　分かりました。ありがとうございます。本当に大変な作業ですけれども，７月に向けてというその思いが伝わってきます。ありがとうございます。

また，この集団接種会場においてでございますけれども，障害のある方への案内係はおられますでしょうか，お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

一応知的障害のある方や発達障害の方，聴覚・視覚障害の方に対しましては，案内係がついて支援する形になっております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　ありがとうございます。

そして我が町では今ドクターが接種をしておられますけれども，他の町ではいろんな工夫をされておりますけれども，今後看護師等のそういった方も接種に加わるということはありますでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい。一応歯科医師の方などが新しい打ち手という形でやっていることは承知しているところでございますが，何分町独自というよりは県のほうでそういう歯科医師の方に関して，研修を受けることがまず必要になってきますので，そういう研修の場を設けていただいた中で，町のほうでも打ち手というのは確保できればいいなとは思っているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　ありがとうございました。動向を見ていただいて，ぜひまた，いろいろ変わると思いますけれども，その節はお願いしたいと思います。

また，先ほども野口議員のほうにも答弁されておりましたけれども，65歳以下の接種について，具体的にどのように進めていかれるのか，その進め方を教えていただけますか。よろしくお願いします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい。まだ65歳以下の方に関しまして，接種券をどういうふうに送っていくのかというのは，これから具体的な検討に入っていくところでございますが，国のほうでも６月中にやりなさいという話は来ておりますが，なかなか地方自治体の，その地域の実態に応じましてやっていくのが筋かと思っていますので，私としては非常に困惑しているところでございます。

ですが，町としましても今後は具体的に検討していかなきゃならないところですが，高齢者のように一度に送るとやはり混乱も起きますので，年齢を区切った中で発送の順番を考えていくというのが，一番混乱が起きないのかなと思っておりますが，その中でやはり基礎疾患とか，そういう方に対する予約方法とか，いろいろ検討することもございますので，ちょっと今，これから先具体的な検討に入っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　かしこまりました。よろしくお願いします。

そうしますと，今，部長のほうから御答弁ございますけれども，高齢者のいろんな居宅とか障害者施設の従事者というのはどこに入ってきますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　一応施設の従事者に関しましては，やはり基礎疾患と同じような順番単位になりますので，そこでの優先枠という形にはなってきますが，具体的に言うと，町のほうではそういう情報があるわけではないので，市町村によっては手挙げ方式で最初にアンケート調査を取って登録した方に接種券を発送するとか，年齢別に区切っている市町村の中においては，発送した中において，例えば申込みの枠というのを，まず最初に基礎疾患や施設にお勤めの方を，まずは予約を受け付けて，一定期間後に今度は一般の方から予約を受け付けるという手順をするところもあるかと思っています。

そういういろんなやり方がありますので，一応国のほうにおいては最初は基礎疾患がある方を終わらせてから一般の方に入りなさいという指示がありましたが，現在いろんな方が混在する方法も国のほうでは認めておりますので，いろんな町としては，一番スムーズに安心して進

める形の中で一番どれが最適かというのを検討しながら考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　大変ですけど，ありがとうございます。

そうしますと基礎疾患の方が部長，未定ですけれども，どういう形になりますか。打つ時期というのは，今時系列にお話ししていただきましたけれども。よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい。一応あくまでですが，高齢者が終わってから基礎疾患がある方というのが移っていくのが順当ですので，早くても８月という形になるかと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　大変にありがとうございました。

そうしましたら，次に移ります。

高齢者の肺炎球菌の接種率が大変に低いという，問題になっておりますけれども，昨年度の高齢者の肺炎球菌と，またインフルエンザの接種率をお教えいただけますか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

高齢者肺炎球菌の接種率については28.1％，インフルエンザにつきましては71.3％でございました。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　去年は地方創生でやっていただいた案件もありますけれども，高齢肺炎球菌の接種率が大変低いということもありますので，その辺はぜひ対応の要望をさせていただきたいと思います。

そして次に，１点目の地方創生の中の質問で６点目なんですけれども，ひとり親家庭そして生活困窮者について，ひとり親世帯５万円給付世帯人数，そしてまた非課税二人親世帯の給付はどのように阿見町はなっておられますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

ひとり親世帯給付金の世帯数につきましては332世帯で，４月末にですね，児童扶養手当受給世帯に対しまして，直接県からですね，子供１人につき５万円の支給を行ったところでございます。

また，新型コロナウイルスにより家計が急変した場合や遺族・障害年金を受給により，児童

扶養手当を受給していなかった世帯についても，収入が制限内なら子供１人につき５万円が受給できます。その場合につきましては申請が必要になりますが，現在対象者世帯については12世帯でございます。非課税二人親世帯の給付については，７月中を目安に支給できるよう現在準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　分かりました。大変に今，急遽，急に困窮者という，そういった，私の周りにも何人かいらっしゃいますけれども，懇切丁寧なまた通知等もお願いしたいと思います。

そしてまた，ひとり親家庭，御答弁いただきましたけれども，次に７番目ですけれども，経済的困難を抱える方への支援といたしまして各種の貸付金がございますけれども，阿見町ではさわやかセンターの町社会福祉協議会で扱っている貸付金の実績はどのようになっておられるか，お伺いします。各種支援策の件数と，また貸付金をお教えください。よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

令和２年の３月から今年の令和３年５月21日までの貸付けが決定したものにつきましては，緊急小口貸付けが450件，8,303万5,000円。総合支援資金につきましては375件，１億9,670万円。延長貸付けにつきましては123件，6,510万円。こちら再貸付けにつきましては令和３年３月からになりますが，こちらにつきましては39件，2,025万円。合計しますと987件，３億6,508万5,000円となっております。

以上です。

○１４番（難波千香子君）　大変な額だとは思いますけれども，本当にこれで多くの方が，987名の方が本当に救われた思いでいらっしゃるかと思います。

また，今後今政府のほうでは，新たな生活困窮世帯には追加支援策が実施されるというようなことも発表されているかと思うんですけれども，またそういった場合には，早急な周知をまたしていただけるんでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

政府の実施内容につきましてが，それが明らかになった場合につきましては，至急かつ速やかに周知したいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。
○１４番（難波千香子君）　ぜひ，そのときにはよろしくお願いします。
　また，地方創生臨時交付金につきましては，この間全協でもお話しいただきましたけれども，今後の３次補正の残り約9,800万円ぐらいですね，それは町長の予算編成権を侵さない範囲で，また予算編成の在り方についても執行部と議論を深めてまいりたいと思いますので，そのときにはどうぞよろしくお願い申します。
　これで１点目の質問は終了させていただきます。大変にありがとうございます。
○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。
○１４番（難波千香子君）　それでは，２点目の質問，２項目めの質問をさせていただきます。
　危機管理へのさらなる整備についてでございます。
　１点目，先進事例といたしまして，守谷市のＭｏｒｉｎｆｏ：災害対応機能について以前お示しいたしましたが，災害時の新型コロナウイルス対策といたしまして，ＩＣＴ活用による避難助の混み具合など情報を町民に提供し，混雑回避や安全な避難を考えられないか。
　２点目，町の防災訓練大会に参加いたしておりますけれども，地域の皆様が避難所開設の初動対応をスムーズに行えるように，防災倉庫の備蓄品の見える化を行うべきではないかと思いますが，いかがでしょうか。
　３点目，防災備蓄品のローリングストックについてお尋ねいたします。食材や，また食料以外の生理用品，大人用・赤ちゃん用紙おむつ，また，備蓄液体ミルク等の災害備蓄品のローリングストック計画についてお伺いいたします。
　４点目，コロナ禍における女性の負担軽減事業について。公明党からも提案させていただきましたが，防災備蓄品の生理用品等，必要な方や生活困難者への配布窓口と今後の配布についてお伺いいたします。また社会福祉課のほうで受け取りを示す，このようなすばらしいカードですね，示すカードを５月，日付見たら21日に作成していただきました。本当にありがとうございます。
　５点目，防災訓練の事前準備についてお尋ねいたします。非常用持ち出し袋持参等の啓発について。
　６点目，学校施設利用計画の策定について。大規模災害時の学校施設の利用計画を地域とともにあらかじめ策定し，災害時には具体的に動きが取れるようにしておくべきではないかと思います。いかがでしょうか，お伺いいたします。
○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに，町長千葉繁君。
○町長（千葉繁君）　危機管理へのさらなる整備強化についての質問にお答えします。
　１点目の，ＩＣＴシステム活用による避難所混雑回避や安全な避難についてであります。

インターネットを利用して，最新の避難所の混雑状況や道路状況を住民に周知したり，同様のサービスを提供する企業と災害協定を締結する自治体が増えております。避難所の混雑回避や安全な避難，特にコロナ禍での感染症リスクの低減を求められており，ＩＣＴを活用することは有効な手段であると考えます。

現在，茨城県が県防災情報ネットワークシステムと民間による避難所の混雑状況可視化サービスとの連携を検討していることから，実現した際には当町も参加したいと考えております。それまでの期間は町ホームページ等を活用し，避難所の混雑状況に関する情報提供を行ってまいります。

２点目の，避難所開設の初動対応をスムーズに行えるよう，防災倉庫の備蓄品の見える化についてであります。

町では，各指定避難所に隣接して防災倉庫を設置しており，備蓄品一覧表はそれぞれ倉庫内部の分かる場所に掲示しております。これまでも避難所担当職員や施設管理者に対して周知を行ってまいりましたが，ホームページ等を利用した公開も有効な手段であると考えますので，町民を対象とした見える化については，今後検討してまいります。

３点目の，防災備蓄品のローリングストックについてであります。

町では，災害時に避難所に避難してきた方のために，食料や生活用品等を３日分備蓄しております。それぞれ賞味期限や使用期限に基づいて入替えを行っておりますが，期限が近づいたものについては，有効利用の観点から町や行政区が行う防災訓練の場で啓発品として配布したり，社会福祉協議会に対して提供を行っております。今後は配布先を広げるなど，さらに効果的な運用を図ってまいります。

４点目の，コロナ禍における女性の負担軽減事業についてであります。

防災備蓄品は避難所に避難した方のために備蓄しておりますが，今年３月にコロナ禍でお困りの方のため，賞味期限や使用期限を考慮して，防災危機管理課から保健福祉部及び社会福祉協議会に一部を提供いたしました。

保健福祉部では，女性用品の案内チラシとカードを作成し，役場庁舎１階の女性用トイレ及び社会福祉課と子ども家庭課に設置しております。また社会福祉協議会では，善意銀行の支援物資の１つとして御案内しております。役場以外の公共施設等での生理用品の無償提供については，町民の要望等も踏まえ検討してまいります。

町内の小中学校や公共施設等の個室トイレへの生理用品の無償提供につきましては，教育長から答弁いたします。

５点目の，防災訓練の事前準備についてであります。

非常用持ち出し袋は，災害時の避難に備えて，各家庭で食料，飲料水，常備薬，衛生用品な

ど，当面の間，必要となる生活用品を収めておくものです。これまでも町ホームページや広報紙で周知を行ってまいりましたが，コロナ禍では，マスクや消毒用品等の衛生用品も必要となってくるため，改めて周知を行ってまいります。また，町民の意識向上のため，避難訓練を行う際には，非常用持ち出し袋の中身を例示しながら，実際に持参していただくなどの工夫を行ってまいります。

６点目の，学校施設利用計画の策定につきましては，教育長から答弁いたします。

以上です。

○議長（久保谷充君）　次に，教育長湯原正人君，登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君）　４点目の，町内の小中学校や公共施設等の個室トイレへの生理用品の無償提供についてお答えいたします。

町立小中学校の生理用品の設置状況は，各学校の保健室に保管し無償提供しております。今後も個室トイレではなく，保健室に設置していく予定です。

６点目の，学校施設利用計画の策定についてであります。

国では，学校が避難所になった場合を想定して，学校避難所運営方策の検証・整備を行うこととしております。これを受け，町立小中学校では，学校施設利用計画を含めた学校避難所運営支援マニュアルの作成を進めているところです。しかし，全ての学校で作成できている状況ではなく，作成している学校でも地域住民との連携や具体的な運営方法が課題となっております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分といたします。

午前１１時００分休憩

午前１１時１０分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　それでは休憩前に引き続きまして，再質問をさせていただきます。

まず，最初に１点目ですけれども，ＩＣＴシステム活用についてでございますけれども，答弁では，茨城県が県防災情報ネットワークシステムと民間による避難所の混雑状況可視化サービスとの連携を検討しているとのことでございますけれども，具体的にどのようなものか内容と時期，また周知方法をお教えください。よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。
○町民生活部長（中村政人君）　災害時の新型コロナウイルス対策としまして，避難所の混み具合などの情報，それをインターネットを使いまして県民に提供するためのサービスでございますけども，民間企業としましては，株式会社ＶＡＣＡＮというところがございます。スペルですとＶＡＣＡＮと書くんですけども，そこの会社のシステムを使いまして，それを利用しております。このサービスを使うことによりまして，空いているや，やや混雑とか，混雑または満員といった状況がスマートフォンなどで確認できるようになります。

県内では４つの市が県に先行して，このＶＡＣＡＮ社と協定を締結して運用しているそうでございます。県では５月28日に協定を結びましたので，８月の台風シーズン頃までの本格運用を目指しているということでございました。ですので，町もそれに合わせて運用できるようになるのではないかと考えております。

なお，サービスが利用できるようになった場合の周知なんですけども，県の広報のほかに町のホームページやあみメール，広報紙，また防災訓練等の機会を利用して周知してまいりたいと思っています。

以上です。
○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。
○１４番（難波千香子君）　ありがとうございました。

そうすると手元にございます個人の携帯電話でも，それは確認できるということでよろしいんでしょうか，お伺いいたします。
○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。
○町民生活部長（中村政人君）　はい。そのとおり利用はできます。ただしインターネットを用いましたシステムになりますので，機種としましてはスマートフォンの利用を推奨したいと思います。

以上です。
○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。
○１４番（難波千香子君）　はい，分かりました。

そうしましたら次，見える化について質問したいんですけれども，先ほどの御答弁では，備蓄品一覧表はそれぞれ倉庫内部の分かる場所に提示しておりますということでございますけれども，倉庫外部には掲示しないのでしょうか。開けないと分からないと思うんですけれども，お伺いいたします。
○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。
○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

倉庫の外部に掲示しますと，やはり盗難とかの防犯上の問題も生じるため，今のところ外部への掲示は考えておりません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　はい，分かりました。

そうしましたら，答弁のほうで避難所開設のための備蓄品の見える化についてというところで，ホームページ等を利用して公開するということでございますけれども，どのように具体的に考えられておられるのでしょうか，お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

避難所の開設につきましては，主に町の避難所担当職員や施設管理者が行うことになりますので，指定避難所の防災倉庫内には避難所の開設セット，それから開設の手順書，それから資機材の一覧，筆記用具など，必要なものを用意しておりますけども，あらかじめ資機材や食料品等の備蓄品を公開しておくことは，避難所開設時になったときに有効であると考えますので，内容を精査しましてホームページ等で公開していきたいと思います。

また現在，避難所開設の手順が分かる動画を現在作成しておりますので，完成した際には職員や住民に公開することで避難所開設に役立つものと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　ありがとうございます。

そうしますと，町と行政区において今，防災訓練もやっておりますけれども，その際にもどちらも公開していただけるということでしょうか。お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

町や行政区の防災訓練の際にも，備蓄品や避難所開設の動画を公開することは非常に有効であると考えられますので，様々な工夫を行って公開をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　ありがとうございます。それぞれの防災倉庫があると思いますので，そこの行政区に大変に喜ばれて運営がスムーズにいくかと思いますので，ぜひお願いしたいと思います。

また，防災備蓄品のローリングストックについてお伺いしたいんですけれども，社会福祉協

議会に対して提供を行ったという答弁でございますけれども，何を配布したんでしょうか。そしてまた，期限はどの程度残っていたものを差し上げたんでしょうか。具体的にお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

今年４月ですね，社会福祉協議会へ，アルファ米は150食，パンの缶詰は96食，乾燥スープは400食，粉ミルクは70食，保存水が48本を提供いたしました。なお，アルファ米・粉ミルクは賞味期限が残り３か月，パンの缶詰が残り４か月，乾燥スープと保存水は残り10か月ほどの賞味期限が残っているものを提供させていただきました。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　分かりました。

そうしますと，答弁のほうで防災備蓄品の有効活用のために配布先を広げるということで，今社会福祉協議会のほうの内容を御説明いただきましたけれども，具体的にどういったことを考えておられるのでしょうか，配付先をお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

これまで入替えの近づいた防災備蓄品を無駄にしないために，町や行政区の防災訓練，また小中学校における防災教育，特に昨年度はコロナ禍の影響を受けやすい町内の大学生に対して配布を行ってまいりました。

現在，生活困窮者や子ども食堂の食材などにも活用するために，町の社会福祉協議会とも相談を行っておりますので，徐々に配布先のほうは広げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　ありがとうございます。子ども食堂も今３か所，４か所と，町内にも増えつつありますので，ぜひ喜ばれると思います。よろしくお願いいたします。

次に，５点目の防災訓練の事前準備なんですけれども，非常用持ち出し袋についてでありますけれども，改めて周知を行ってまいりますとありますけれども，具体的な方法を考えていらっしゃいますでしょうか，お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

周知方法といたしましては，これまでのホームページ，広報紙のほかに，新たにあみメール

にて防災情報を含めた啓発を行ってまいります。

また，昨年度は朝日中学校においては，防災危機管理課の職員による防災教育を行った際に，備蓄品の紹介や配布を行いましたけども，今後も児童生徒や保護者に非常用持ち出し袋の重要性を伝える機会をつくってまいりたいと考えております。また，さらにですね，６月27日ですけども，青宿地区の土砂災害警戒区域にお住まいの方を対象に，情報伝達訓練も行う予定でございます。その際にも，非常用持ち出し袋の啓発，そちらのほうを含めて進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　ありがとうございます。やっぱり袋の１日，２日の備蓄品を入れるということは命を守るということで，ぜひともそういった意味でも啓発をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

そして次に，社会福祉課関係になるかと思うんですけれども，防災の関係ですけれども，御質問させていただきます。

女性の負担軽減といたしまして，防災備蓄品から生理用品等を提供していただいてましたところでありますけれども，大変に本当に感謝申し上げます。そしてまた，昨年はコロナウイルス感染症の感染防止策の中で，未使用のマスクの回収もさせていただき，御協力，町ぐるみでやっていただけましたけれども，未使用の生理用品の回収はされてはいかがかと思いますけれども，いかがでしょうか。水戸市，稲敷，県内でも開始しているところがございます。お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えいたします。

マスクとは全く別なものになりますので，至急それに取りかかれる状況ではありませんが，今後そういう回収につきましても検討はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　ぜひまた，そういったところの先進事例もございますので，鑑みてお願いしたいと思います。

また，庁舎ですね，この阿見町なんですけど，用事がないときにはなかなか行きにくいものでございますので，ほかの行きやすいセンターとか公民館の窓口でも，先ほどつくっていただきましたカードを提示していただけるとうれしいと思うんですけれども，そういったお考えはございますでしょうか，お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　お答えします。
現在の取扱いとしましては，女性用品の支援パックについては，防災備蓄品を活用しているため数が限定されていることもありまして，生活困窮相談の際にお知らせしているところです。しかし，女性からの相談が少なかったため，庁舎内での掲示やホームページで広報することといたしました。
ホームページを見ましたという問合せについては，何も聞かずに深掘りせず本人にお渡ししたところでございますが，今後そういう御本人の様子によっては，いろんなことが聞けそうな様子であればですね，お渡しするときに意見も伺うことも考えております。それを踏まえて今後検討したいと考えておるところでございます。
以上です。
○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。
○１４番（難波千香子君）　ありがとうございました。
そうしましたら，教育委員会のほうでも同じ，関連の御質問させていただきたいと思うんですけれども，まずコロナ禍における女性の負担軽減事業についてでございますけれども，小中学校の個室のトイレの生理用品の無償提供ですけれども，小中学校の保健室に用意されているから，そこにどうぞという御答弁でございましたけれども，それは昔から急に生理になった，また初潮を迎えた児童や生徒のものではないかと，その１つではないかと思うわけでございます。
また，子供たちにとって保健室に行くというのはハードルが高い場合もございますので，また，その理由が家庭で買ってもらえないなんて分かってしまったら，なおさらだと思います。そういった意味でも，不登校にならないように，小中学校の個室トイレの設置をお願いしたいと思います。
つくばみらい市，視察に行かせていただきましたけれども，学校総務課で管理しておりますけれども，小中学校14校の女性個室トイレ332か所に１パックずつ20個入りですね，小さな籠に入れてトイレットペーパーの横に設置されておりました。約40万円ほどかけたとおっしゃっておりましたけれども，そういったことも今後考えていただければなと思いますけれども，何か，いかがでしょうか。お伺いします。
○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。
○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。
基本的に生理用品は家庭で用意するものとは考えてございます。各小中学校で用意され，保健室で用意しているものは，議員がおっしゃられるように，急に生理になってしまったとか，

初潮を迎える児童や生徒の急なことの対応のために用意されているものでございます。

そうではありますが，あと困窮している児童生徒の家庭で買えないからということで持ってこないとか，そういった場合に渡せるようにという趣旨の御質問だと思いますけども，それにつきましても，現在の体制で保健室に相談に……，担任の先生とか保健養護の先生とかに相談しやすい体制づくりを学校のほうでは常にしておりますので，それで相談を受けた場合には，保健室の物を渡すという対応はできると思いますので，現在はその拡大では考えてございますが，先ほどつくばみらい市の例を御説明いただきましたけども，周辺市町村でも拡大の傾向があればですね，こちらのほうを調査しながら，ちょっと検討してはいきたいとは考えてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　ありがとうございました。先進事例を見ながら，優しいまた教育ということで，ぜひ頭に入れていただければなと思います。よろしくお願いします。また，質問をぜひさせていただきたいと思います。

次に，学校施設利用計画についてなんですけれども，学校避難所運営支援マニュアルの策定完了の学校はどこ，何校でございましょうか，お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい。以前に行いました県の調査では，町内の小中学校全10校中４校が策定済みという報告をしてございます。ただ，それが実際の運用ができる計画であるかどうかの検証というか，詳細なマニュアルの策定がまだ。住民との協議とか，運用に当たってはそういう協議とかが必要になりますので，完全なものではないと認識はしてございます。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　東日本大震災のときに，その利用計画を立てていなかったことで混乱を招く原因になったという指摘があったそうなんですね。だから，残りの学校は形というか，そういうのも含めて，いつ頃までにやろうとお考えになっておられますでしょうか，お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい。ちょっと時期的なものはお約束はできないところですけども，先ほど４校は一応策定済みとはなっていますが，その４校も含めまして，全部の，全小中学校の見直しをかけて計画の策定を進め，地元の協議を図っていきたいと考えてはございます。ちょっと時期的なものはお約束が，まだ現在できません。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。
○１４番（難波千香子君）　分かりました。ぜひ地道に，また令和元年，これは８月ですね，１年半前，国の調査では全校の小中で半数の51.3%がまだ未設定になっているということでございますので，またしっかり策定して地域の皆様でやっていただきたい。また，危機管理課等もぜひ入っていただきたいと思います。

また，平時には図上訓練等の実施も，これは要望です，そういうこともやっていかれるのが，もちろん作ったら必要かなと思います。また，学校の先生ということで，実施にいろんなことで負担が大きくなるかと思うんですけれども，地域住民協力者の把握，また協力依頼を平時のときから，その避難所運営支援業務の過度な負担を，もうぜひ先生には避けていただきたいと思いますので，一刻も早い学校教育活動の再開を実現しなければならないと思いますので，平時から地域にお住まいの元教員，また教職経験者等に，災害等のときには応援ですね，協力依頼をしておくというのも検討の１つだと思うんですけど，その辺はどうお考えでしょうか，お伺いいたします。
○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。
○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　避難所運営に関しましては，やっぱり地域の住民の方々の協力なくしては，職員とか教職員だけでは到底人数は賄い切れないと考えてございます。これから計画策定に当たっても，地元の協議等は十分にしていきたいと考えております。

以上です。
○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。
○１４番（難波千香子君）　ありがとうございます。ぜひ校長先生がそこの学校の施設長でもありますので，もう本当に地域住民，みんなで丸くなって，いざ自分たちの学校という思いがございますので，その辺は少しでも早くしっかりしたものをつくれるように要望してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは次の，最後の質問をさせていただきます。ヤングケアラーについてでございます。

ヤングケアラーは，国の初の実態調査が令和２年12月から令和３年１月にかけて行われました。中学校の約17人に１人に上ることが分かりました。学校や福祉関係者の連携を図り，相談体制などを強化すべきと思います。３点質問させていただきます。

１点目，認識について，把握されている子供の状況について。

２点目，現在の取組，必要とされる支援について。

３点目，教育委員会の取組について。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに，町長千葉繁君。
○町長（千葉繁君）　ヤングケアラーについての質問にお答えいたします。
ヤングケアラーとは，法令上の定義はありませんが，一般的に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供とされております。ヤングケアラーの子供たちは，年齢や成長の度合いに見合わない，重い責任や負担を担うことで，子供自身の成長や教育に影響を及ぼすことや，本来守られるべき子供自身の権利を侵害させている可能性があるとされております。その中で，現状の町の対応についてお答えします。
１点目の，認識について，把握されている子供の状況についてであります。
これまで，子ども家庭課で支援を行っている家庭においては，ヤングケアラーに該当する案件はなかったと認識しております。
２点目の，現在の取組，必要とされている支援についてであります。
現在，子ども家庭課では，そうした案件がなかったことから支援の取組は行っておりませんが，今後，早期の発見に努め関係機関との連携を図り，状況に応じて医療や介護といった必要とされる支援につなげられるよう取り組んでまいります。
３点目の，教育委員会の取組につきましては，教育長から答弁いたします。
以上です。
○議長（久保谷充君）　次に，教育長湯原正人君。
○教育長（湯原正人君）　それでは，教育委員会の取組について，お答えいたします。
昨年度行われた厚生労働省の調査は抽出調査のため，阿見町全体の実数は把握できておりません。また，町内では，ヤングケアラーの長期欠席はいないと認識しておりますが，幾つかの学校で数名，学校に通いながらも家族等の世話や介護に自らの時間を費やしている児童生徒がおります。担任が寄り添って丁寧に対応しておりますが，児童生徒から相談があった場合には，速やかに関係機関と連携をしてまいります。
以上です。
○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。
○１４番（難波千香子君）　大変にありがとうございました。
子ども家庭課のほうで，その関係機関と連携を取るという答弁がありましたけれども，その辺の内容をお教えください。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
関係機関につきましては，教育委員会，社会福祉課，高齢福祉課や，ケースによりましては社会福祉協議会，民生委員児童委員，児童相談所，警察，病院などの要保護児童対策地域協議

会のメンバーと連携を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　分かりました。

今の御答弁の中で，要保護児童対策地域協議会に登録している児童数，また対応内容，お教えください。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

令和３年３月末現在で，102人。対応内容として多いのは，子供の命を守るよりは，親が経済的理由や精神不安などにより養育困難や不登校になるケースが多いので，学校や教育委員会との連携や生活保護に向けての手続，医療につなげるなどのケースによって対応している，対応内容によって様々な内容で対応しているということでございます。

以上です。

○１４番（難波千香子君）　ありがとうございました。ぜひまた，これを……。

○議長（久保谷充君）　これで，14番難波千香子君の質問を終わります。

次に，13番川畑秀慈君の一般質問を行います。

13番川畑秀慈君の一般質問を許します。登壇願います。

〔１３番川畑秀慈君登壇〕

○１３番（川畑秀慈君）　皆さん，こんにちは。それでは通告に従い質問をさせていただきます。

昨年の１月から約１年半にわたり新型コロナウイルスの問題で，テレビ，新聞雑誌，インターネット等で毎日情報があふれており，私たちの生活も大きく変化をしました。新型コロナウイルスは，私たちの社会に大きな影響をもたらしました。重症になった方や，お亡くなりになった方もいらっしゃいます。一方で，外出制限や時短営業要請などにより，経済的に大損害を被った方も少なくありません。

ワクチンは想定よりも早く作られ，阿見町においても65歳以上の高齢者からワクチン接種をスタートしています。その中，ゴールデンウイーク前に興味を引く本を見つけました。「京大おどろきのウイルス学講義」，著者は京都大学ウイルス再生医科学研究所准教授宮沢孝幸氏です。この本読み終えたとき，新型コロナ及びウイルスに対する認識が大きく変わりました。

新型コロナウイルスの終息は，私たちみんなの願いですが，仮に新型コロナウイルスが収まったとしても安心するわけにはいきません。次のウイルスが控えているからです。自然界には存在しているウイルスは新型コロナウイルスだけではなく，人が感染して病気を発症する新し

いウイルスは主に動物界からやってきますが，動物界にはウイルスがたくさんあります。自然界に存在する全てのウイルスが恐ろしいウイルスというわけではありません。

ウイルスの中には，私たちの誕生に役立っているウイルス，進化促進してきたウイルス，がんを抑えるウイルスなど，有効なウイルスもたくさんあります。昨年から，新しい言葉でウィズコロナ，アフターコロナなどという言葉が言われてきました。しかし，この本を読んで分かったのは，人類が誕生してからずっとウィズコロナ，ウィズウイルスであったということです。

さて次に，ウイルスは地球上にどのぐらいいるか。海水を採取してみると，深海では１ミリリットル中100万個，近海では１億個が見つかっています。それらは皆，分からないウイルスばかりです。次に，カーボン――炭素の量で見積もると，人類全体より地球上のウイルス全体のほうが重いと推測されています。

このようなウイルスについて大まかな話をしてきました。そこで，質問に移らせていただきます。

阿見町の新型コロナウイルスの影響と対策について。５月17日のあみメールで，新型コロナの感染者190例目が発信されました。2020年の厚生労働省人口動態統計月報１月から９月によると，前年より死亡数が9,000人減少したと，2021年２月22日，日経新聞に載っていました。通常死亡数は，高齢化により年平均２万人程度増加していますが，減少は11年ぶりになります。原因は，新型コロナウイルス対策で他の感染症が流行せず，コロナ以外の肺炎やインフルエンザの死亡数が大きく減少したためと見られる。

そこで阿見町の新型コロナウイルスの影響と対策について，質問をいたします。

阿見町における2020年の死亡原因は，例年と比べるとどのような変化が見られますか。性別による死因別，順位別，死亡数，死亡率，構成割合。

２点目，阿見町におけるＰＣＲ陽性者190例目まで統計データの詳細について求めます。

３点目，現在ＰＣＲ検査陽性者を感染者としているが，ＰＣＲ検査の内容と精度について説明を求めます。

４点目，高齢者のワクチン接種が始まっていますが，ワクチンの有効性が95％です。通常ワクチンの有効性は50％から60％と言われています。この有効性95％とはどういう意味ですか。

５点目，コロナワクチンの副作用に関してはどのように対応するのか。また，後遺症があったときはどのような補償があるのですか。

６点目，新型コロナウイルスが発生し約１年半が経過しています。マスコミ等でも様々な報道がされている。新型コロナウイルスに関しても多くのことが分かってきてると思うが，町ではどのような情報を把握してるのですか。

７点目，町における新型コロナウイルス対策は今後どのように行っていくのですか。

以上７点について質問をいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　川畑議員の，阿見町の新型コロナウイルスの影響と対策についての質問にお答えします。

１点目の，阿見町における2020年の死亡原因は，例年と比べるとどのような変化が見られますかについてであります。

死因順位別や死亡数，死亡率，構成割合に関して，新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の死因を区分して比較できるような市町村別のデータは現在公表されておらず，また，国に報告した後のデータは町に残すことができないため，お答えすることができません。

２点目の，阿見町におけるＰＣＲ陽性者190例までの統計データの詳細についてであります。

阿見町の陽性者190例の内訳を申し上げますと，10歳代が22人，20歳代が34人，30歳代が31人，40歳代が24人，50歳代が25人，60歳代が19人，70歳代が16人，80歳代が６人，90歳代が３人，また，10歳未満が３人，児童が１人，未就学児が５人，不明が１人となります。

20歳代が全体の17.9％と多く，次いで30代が16.3％，次いで50歳代が13.2％となります。

男女比については，男性が112人で58.9％となり，女性が77人で40.5％，不明が１人となります。

症状の程度については，76例目までは公表されていますが，それ以降は公表されておりません。また，完治までの期間や治療内容等については，いずれも公表されないため把握することができませんでした。

３点目の，現在ＰＣＲ検査陽性者を感染者としているが，ＰＣＲ検査の内容と精度についてであります。

ＰＣＲ検査とは，採取した検体の中に新型コロナウイルスの遺伝子配列のＲＮＡが存在しているかどうかを検出する検査です。

次に，検査の精度についてですが，医師の診察の結果，新型コロナウイルス感染症が疑われ，検査が必要と判断された場合は，医療機関で検査を受け，結果が判定されます。市販の検査キット等で自己検査し陽性となったものは含まれず，公的な機関で検査したもののみ公表されておりますので，正確なものだと認識しております。

４点目の，高齢者のワクチン接種が始まっていますが，ワクチンの有効性が95％です。通常のワクチン有効性は50％から60％くらいと言われています。この有効性95％はどういう意味ですかについてであります。

厚生労働省が公表している，ファイザー社のワクチンの発症予防効果は95％と報告されております。

ワクチンの有効性とは，厚生労働省によると健康な方に協力をしてもらい，実際に人にワクチンを投与する臨床試験で確認することになります。

町では，６月１日に高齢者接種が開始となりましたが，有効性についての町の実態は把握できておりません。今後，国や県の情報を確認してまいります。

５点目の，副作用への対応，後遺症への補償についてであります。

新型コロナワクチン接種で，これまでに認められている副反応として，接種部位の痛みや疲労，頭痛，筋肉や関節の痛み，寒気や発熱等が見られることがあります。こうした症状の大部分は，接種後数日以内に回復しております。

接種後２日以上熱が続く場合や症状が重い場合は，あるいは気になる症状を認めた場合は，接種医またはかかりつけ医への受診や相談を御検討いただくよう，接種後の配布物で周知を行ってまいります。

また，一般的に，ワクチン接種では，副反応による病気や障害が残るなどの健康被害が起こるものがあります。極めてまれではあるものの，なくすことができないことから，救済制度が設けられています。

新型コロナワクチンの接種についても，健康被害が生じた場合には，その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは，予防接種法に基づく救済を受けることができます。

給付の種類としましては，医療機関での治療に要した医療費と医療を受けるために要した諸経費の支給や，障害が残ってしまった場合の障害年金の支給，万一亡くなられた場合の葬祭料や一時金が支給されます。御相談や申請の窓口は町になり，必要な書類等を御提出いただきます。

６点目の，新型コロナウイルス感染症に関する情報の把握についてであります。

新型コロナウイルス感染症については，発生から１年以上経過しておりますが，変異株の出現など，いまだに解明されていないことが多くあります。町では，国や県からの通達や各種メディアなどにより情報を把握しているところであります。

７点目の，町における新型コロナウイルス対策は今後どのように行っていくのですかについてであります。

新型コロナウイルス対策として，第一にワクチン接種を推進していくことであります。６月１日から65歳以上のワクチン接種が開始となりましたが，まずは町民の皆様方に安心してワクチン接種を受けていただけるよう，全力を挙げて取り組んでまいります。

しかしながら，ワクチン接種後の感染予防効果は十分に明らかになっておりませんので，引き続き，正しいマスクの着用，手洗いや消毒，３密を避けるなどの感染予防策の基本を町民の皆様にお願いしたいと思います。また，県の感染状況に応じて発信される情報を基に，町民の皆様へ情報を発信していきたいと考えております。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　まず，１点目の答弁の理由，これ町に全くデータがないという話なんですが，基礎自治体市町村にデータを公表しない理由はどのようなことが，どのような理由で公表しないんですか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

そうですね，町で死亡原因とかを把握する手段としましては，１階の町民課のほうに届出がされる死亡届とか死亡診断書がございます。そちらのほうに死因とか書いてあるんですけども，そちらのほうは人口動態調査用に死亡原因の大分類に関して，保健所を経由して厚生労働省へデータ送信された後，毎月原本は法務局へ送付することになっております。

町のほうには，データ記録や届出の控えも残せないというふうになっていることでありまして，そのため，町においていろいろな性別による死因順位別とか，死亡数とか，死亡率とか，構成割合を把握することができない，すぐには把握できないという状態になっています。

また，国の人口動態統計なんですけども，市町村別に公表されるのが約２年後になりますので，その時点までは把握できないというのがあります。そういうことで，今すぐには今の状況の統計データがお示しできないという現状になっているということでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　そうしますと，今まで全て資料は国のほうへ出して，そのままデータが残ってないということは分かりました。分かりましたけども，これ２年間もデータがフィードバックされないということで，町としてもこういう感染症の問題等あったときは対応しなきゃいけないと思うんですが，そういうときはどうされるんでしょうか。

いいですか。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　自分たちである程度のデータをきちんと取って，町で残しておくということはできないんですか，別枠で。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　お答えいたします。

先ほどの同じ答弁になるんですけども，町のほうに電子データ，また実際に届けてくる死亡届と，死亡診断書そのもの自体がもう記録残せないというふうになってますので，やはりその記録を町に残して活用するというのが，現状ではできないというような状況になっています。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　一切のデータは残せないということで理解していいですね，資料は。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい。そうですね，一切電子データ，書面による記録も町には残せないというふうになっています。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　次に，190名のＰＣＲ陽性者が出ました。76名までは公表されたが，後は公表されてないんで把握できてないというんですが，これはいつ把握できるんでしょう。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

一応町のほうでは，１回症状が出なくなったときに保健所のほうに問い合せていますが，保健所のほうではお答えすることができませんので，それまでも，町のほうである程度発生した状況の中では保健所のほうには問合せを行っておりますが，一切答えることができないということになっておりますので，町としては状況を一切把握することはできません。

ただ，今後についても多分保健所なり県のほうで情報提供しない限りは，町のほうでは把握することができないものと考えています。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　県が発表しないと，町で全くその状況が把握できないということは，一歩間違うと不安をあおるということになるんじゃないかと思うんですが，どうでしょう。事実を客観的にきちんと自治体で把握するということは大事だと思うんですが。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい。市町村で保健所のほうを設置している市町村につきましては，情報のほうは把握できるかと思います。それは全て保健所のほうに情報は集約する形になっておりますので，法律上。そうなってくると，町のほうに，保健所のほうを設置していない市町村につきましては，一切町の情報というのは把握することはできないと思っております。それが一応法的な仕組みになっておりますので，今のところそれはやむを得ないものと考えております。

以上です。
○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。
○１３番（川畑秀慈君）　そこでちょっとすごい不公平感を感じました。やはり町で保健所を設置してなければ情報を取れない，設置してあるところは取れるって，これは法的にもちょっとおかしいなと思います。これは後でもう少し調べていきたいと思います。
次に３点目，ＰＣＲ検査に関して，感度，特異度，そしてまたＣＴ値ってありますが，この辺は資料としてはつかんでいますか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　そうした基礎データにつきましては，一応１回県のほうに確認はしたところですが，県のほうでも把握してないということですので，町としてもそれを把握することでちょっとできないという状況でございます。
以上です。
○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。
○１３番（川畑秀慈君）　分かりました。
ちょっと自分，計算してみました。感度と特異度どうなのか。偽陽性がどれだけ出るのか。要は，しばらく前にＰＣＲ検査を全員にやったらいいんじゃないかという話も結構出てきましたが，じゃあ，この感度がもし70％，特異度が99％でやったとき，どうなるか。感度っていうのは陽性者の判定率，特異度っていうのは感染してない人を排除する。ですから残りは偽陽性になってくるんですが。
そうすると５月１日の人口で４万8,081人。そうすると，70％でいきますと，感染あり陽性反応が135名，192名中135名になります。そして，感染なし，これが479名で，合計で614名。陰性は，偽陰性が58名で，感染なし，これは正しい判定が４万7,410。そうしますと0.4％。要するに今阿見町でこの192名，この方が陽性になった。これを計算してやってみると，今のデータでこうなります。
全員測ると614名の陽性反応が出て，そのうち感染してない人が479名。そうすると，割合は22％。要するに偽陽性が78％出てくる。こういうことになるんですね。これが９割の感度でいくとどうなのかというと，それをざっくり計算すると，正しい感染者は26.5％，偽陽性は73.5％。要するに７割から８割の人が現状では偽陽性になってしまう。これがもっとパーセントが，値が変わってくると大きく変動はしていきますが，１つＰＣＲ検査ってどこまで精度が高いのかっていうのもいろいろ議論がある中で，やはりこの辺のところもきちんと町としても把握しておいていただきたいと思いますが，その辺はいかがでしょうか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

町としてもできるだけ正確な情報はもちろん欲しいところでございますが，何分にも県のほうの検査のほうを実施している機関について，正確な情報を把握してないという点につきましては，何とも，いかんともし難いところでございますが，改めまして町のほうも県のほうに情報提供は求めたいと思っています。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　１つキャリー・マリスという人がＰＣＲ検査の測り方を発見しました。それでノーベル賞も取ってますが，じゃあその研究者が言われてたのは何かというと，これは感染症の陽性反応，要するに数量的に測ることには非常に不向きであるって。実験室の中でやる分にはいいだろうけども，現実の感染症の判定には不向きだっていう中で，今回初めてやってきてます。ですから，そういうことも踏まえてＰＣＲ検査が全て正しいのかっていうと，そこもちょっと初めて今回やっているんで，後になって詳しいデータ，状況は出てくるかと思うんですが，現状のところは非常にいかがなものかといった見方もあるのも事実です。

さて，次にワクチンの有効性95％。これは現状，陽性者が190人います。４万8,081人のＰＣＲの中で陽性者が190人いますが，これが95％の有効性ということになると，どのように把握していますか。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　時間がもったいないので，行きます。

ワクチンの有効性，有効率，これ95％というのは，このワクチンを打たなくて陽性反応が出た人に対して95％の，このワクチンの効き目がある。ですから，このワクチンを接種することによって，この190人という数字を分母にしてあるんで，同じ期間でもし皆さんがワクチンを接種すると，陽性者は，これが190人が9.5人に減るというような，こういう見方になります。

ですから，今回様々なデータ等見てやりましたが，１つは現在の阿見町の感染者っていうのは0.4％なんですね，これ見ると。そうすると99.6％の人は感染していません。そして，ワクチンを打つことによって，この99.6％がどうなるかというと，99.98％の人が感染しないというような数値的な内容になってきます。こういうことも踏まえた上で，ワクチン接種これからやっていかなきゃいけないかと思うんですが，ちなみにワクチンの有効期間，要するに一旦打ったらどのぐらいもつんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

一応，横浜市立大学の研究機関では打ってから１年たってもまだ抗体は残ってるという研究

結果が出ておりますので，１年はもっているものと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　分かりました。

様々，４か月とか半年とか１年とかいろんな数値が出てきて，実際にこれは，この後見てみないと分からないと思うんですが，１つ長期化する可能性も十分あるかと思います。ですから，やはり大事なことは感染をしない，そしてまた，させない工夫をみんなできちんとやっていく。これは１つは，一番感染のリスクが高いのは飛沫感染なんですね。

先ほども言いましたけども，この准教授の本を読んで分かったことは，飛沫感染からほとんど。空気感染も当然感染としてはゼロではないけど，ほとんどあり得ない。物からも感染しない。ですから，マスクをし，また人が集まったときは大きな声でしゃべらない。それによって感染は防げる。

ですから，ああ，そうなんだと思ったんです。１つは，満員電車の中で感染は起きてません。あとパチンコ屋さんでも起きたという話は聞いてません。みんな黙っているからなんですよね。黙ってれば大丈夫だと，人が集まっても。ですから，マスクを取って大声でしゃべるということがやっぱり一番リスクが高いと。そういうことも踏まえて感染しない，させない。そういうことをきちんと皆さんで確認し合いながら，そしてまた，感染して症状の出た人に関しては速やかに医療体制取れるように，これからもお願いしたいと思いまして，１点目の質問を終わります。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　２点目の質問に移らさせていただきます。

町道の道路愛称設定と，町道交差点名標示板設置について質問をいたします。

平成29年第４回定例会で，久保谷現議長が歴史的な経過を未来に伝えることのできる道路の呼称，名称について一般質問がありました。その後，荒川本郷地域を中心に町道の整備が進み，新たな交差点にも信号機が多く設置されました。しかし，設置された信号機には標示がされていない。

そこで，道路の呼称，名称と信号機交差点名標示板の設置について伺います。

平成29年の答弁では，当時の部長，町長ともに前向きに検討するとあったが，現在まで進んでいると思われません。そこで，今後の計画について伺います。

２点目，他市町村から町内に訪れる人の利便性や災害時に避難所となる公共施設の所在を知らせることを考えても，信号機の交差点名標示板の設置は実施すべきだと思うが，町の対応を伺います。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。
○町長（千葉繁君）　町道の道路愛称設定と町道交差点名標示板設置についての質問にお答えいたします。

１点目の，町道の道路愛称設定の今後の計画についてであります。

道路に愛称を設定することは，道路を親しみやすくし，地域のイメージアップを図るだけでなく，道路利用者の交通利便性を高めるとともに，緊急時等における地域の道しるべとなるなど防災上の効果もあるとされております。

平成29年第４回定例会での久保谷充議員の一般質問を受け，平成30年度に阿見町道路愛称設定計画を策定しました。この計画では，関係法令等の確認をはじめ，町内道路の現況調査や他自治体の事例研究等により，愛称を設定する対象路線の選定の考え方や愛称設定の方法に関する考え方などの基本方針をまとめております。

さらに，令和元年度には，当計画を基に阿見町道路愛称設定要綱を制定し，具体的な対象路線の選定方法や愛称設定の方法及び基準，また愛称を設定した後の普及活動方法などについても定めております。

このように，計画策定や要綱制定により，道路に愛称を設定する準備は整ってきております。実施の時期につきましては，令和２年度に道路愛称設定事業と他事業との関連性及び実施時期についての検討を行っており，都市計画道路寺子飯倉線が全線開通する時期に合わせて実施するのが，事業の効果やインパクトが最大となり，最も適していると考えております。

今後，新たな都市再生整備計画に位置づけすれば，他のまちづくりを目的とした事業との組合せにより，個性あふれるまちづくりができるほか，国の交付金が受けられるなど，財政面でも有利となります。

２点目の，信号機の交差点名標示板の設置についてであります。

阿見町道路愛称設定計画の策定に当たり，道路愛称設定の目的や効果を検討した際，信号機の交差点名標示板の設置も道路愛称設定と同様の効果があると考え，道路愛称設定計画の策定と並行して，町道交差点名標示板設置計画を策定いたしました。

この計画では，関係法令や交差点名称の決定方法を確認した上で，町内の信号機のある交差点の調査を行い，町が標示板を設置すべき交差点を抽出しております。また，名称の決定方法に従い，それぞれの交差点名の案も作成しております。

交差点名標示板の設置の時期でありますが，道路の愛称設定と同様に，最も効果的で経済的な時期を見極め，計画的に実施したいと考えております。

以上です。
○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　何点かちょっとお聞きしたいと思います。

今愛称のついてない町道がいっぱいあると思うんですが，吉原のほうは愛称がついていたりしますが。ついてない町道は今，どのような呼び方をしていますか。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えいたします。

都市計画道路の場合には寺子飯倉線とかというその地区の名称と，それとあと町道の場合には番号で呼んでおります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　そうしますと，道路愛称設定予定の道路本数は何本くらいを今見てるんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えいたします。

道路の立地交通量，歩道等を考慮しまして，整備済みの都市計画道路に愛称を設定するのがよいと考えておりまして，今のところ９路線の候補を挙げております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　もう１点，交差点名標示板の設置予定場所，これは何か所ぐらいを見てるんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えいたします。

信号機のある町道の交差点は34交差点ありまして，そのうち２か所については標示がされております。阿見交番前と廻戸というところです。ですから，32の交差点については標示板のない交差点となります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　はい，ありがとうございます。

都市計画道路寺子飯倉線が全線開通，こういうタイミングに合わせて，ぜひ信号機の標示板も非常に地元の住民にとっても，ほかから来た人にとっても非常にこれは大切なものでもありますし，また道路の愛称も，前，久保谷議長も一般質問で，やはり歴史的・文化的な，そういうものを大事にしながら，それが後々阿見町に残っていく大事なことにもなりますので，このタイミングを逃さずに，ぜひ推進をしていただくことをお願いして，一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（久保谷充君）　これで，13番川畑秀慈君の質問を終わります。

それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後１時10分といたします。

午後　０時０９分休憩

午後　１時１０分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に，10番永井義一君の一般質問を行います。

10番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

〔１０番永井義一君登壇〕

○１０番（永井義一君）　どうも皆さん，こんにちは。日本共産党の永井義一です。

まず最初に，新型コロナウイルスの感染拡大防止について質問いたします。

世界的なパンデミックとなっている新型コロナウイルス感染症の拡大，新型コロナウイルス感染症が発症して１年４か月が経過しました。しかし，この日本では感染が収まらないどころか，今や第４波と言われるような感染拡大が続いています。

県内では，イギリスや南アフリカ，ブラジル，フィリピンなどで確認されたＮ501Ｙの変異株も，昨日現在756例が確認され，５月１日以降，陽性者数に対する変異株の割合は65％に達しています。今後この変異株が感染の主流になり，広めていくことが懸念されます。この変異株は，従来のものより感染力が強く，高齢者だけではなく子供や若者までもが感染の危機にさらされています。

ちょっとここでパネルを見ていただきたいんですけども，このグラフですね，これは全国のものなんですけども，このパネルでも分かるとおり４月から５月にかけまして，この赤いところが家庭内での感染の，これですね，なっています。下のほうに事務所ですとか学校，病院，高齢者施設というような形になっています。

それで国では飲食店，事業所などへの休業要請や時短営業などの施策を実施していますが，そのような対策では感染拡大を防ぐことはできません。いかに自宅での家庭内感染を抑えるかが重要になっています。

それで，この次のパネルなんですけども，これは年代別に出したパネルです。この部分が20歳未満の部分で，やはり赤いのが家庭内での感染で，その後の紫色が，これは学校等での感染というような形で，やはり，どの年代見ても家庭内での感染が高くなっているのが分かります。30代から50代ぐらいまでは，事業所，飲食店なども一定数ありますけども，やはり自宅感染が多いことが分かります。60歳以上では，高齢者福祉施設が多くなっていますけども，ただ自宅

での感染も多くなっているということです。県内では，５月の20日から31日までの感染者数550人のうち，未就学児童が32人，10代が62名，20代が122名おり，全体の39％を，この３つが占めています。

このように，新型コロナウイルスの感染株は高齢者だけではなく若年層にまで浸透し，無症状感染者の増大を招きかねません。県は今年の２月から３月にかけて，32市町村の高齢者，障害者施設521か所，２万6,510人を検査した結果，７名の無症状感染者を確認しました。このウイルスは無症状感染者からも感染します。もしこの検査を行っていなければ，いずれの施設でもクラスターが発生したかもしれません。

３月の一般質問で，県のＰＣＲ検査で対象外となる高齢者福祉施設関係，障害者福祉施設，保育所，学校等の勤務者へのＰＣＲ検査に取り組んだ笠間市の例を紹介しました。その検査では2,076人の陰性が確認され，１名の陽性が出ました。その後，市は，市内に在住，在勤，通学する者でＰＣＲ検査を希望する者は自己負担金2,000円で，プール方式のＰＣＲ検査を受けられることになりました。

昨日までの例では，常陸太田市が市民を対象にＰＣＲ検査が始まり，自己負担金は2,000円とあります。また，筑西市では市がＰＣＲ検査を１回無料で受けられる施策を実施すると発表しています。今，65歳以上の高齢者へのワクチン接種が始まりましたが，若年層への接種はまだまだ先になります。つくば市や神栖市の保育所，学校等でのクラスターも発生しました。変異株が主流になっている今こそ，若年層の無症状感染者を発見することが，感染拡大防止につながります。

そこで改めてお聞きします。

前述したとおり，今家庭内での感染が広がり，子供や若者までもが感染の危機にさらされています。まず最初に，安心安全なまちを目指すこの阿見町でも，改めて全町民へのＰＣＲ検査の実施を求めます。また，それができないのであれば，どのような形で新型コロナウイルスから児童生徒を含めた若年層を守るのか，お聞かせください。

次に，ワクチンの接種に関する質問を行います。

現在，65歳以上の高齢者の方から接種が始まっています。電話回線が混雑し，つながりにくい中，行政区単位での申込み受付とバス送迎による集団接種も案内され，高齢者の中では喜ばれています。しかし，行政区に加入していない高齢者に対してはどのような手当を行うのですか。また，体が不自由で動けない方や寝たきりの方に対しては，どのような措置を取るのですか。

ワクチン接種のキャンセルの件についても伺います。高齢者の接種が始まれば，体調等の理由でキャンセルが発生します。坂東市では，ワクチンの廃棄が生じないため，対応として地域

の社会活動を担っているエッセンシャルワーカーの方々への接種を考えています。エッセンシャルワーカーとは，人々の生活にとって必要不可欠な労働者です。坂東市では，変異株の蔓延による若年層の重症化なども注目し，市内の介護保険サービス事業所や障害者サービス事業所，市内の保育所，幼稚園などの幼児施設や放課後児童クラブなどに，ワクチンの廃棄を回避するための対応協力を要請しています。

冒頭でも述べたように，変異株は若年層にも蔓延しています。65歳未満の方のワクチン接種が先延ばしになる中，エッセンシャルワーカーの方々への早期の接種も必要になってきます。町として，ワクチン接種がキャンセルされたときの対応について伺います。

この間私は，特に高齢者に対するＰＣＲ検査での質問をしてきましたが，今回はこの変異株の拡大により，若年層に対しての質問をしました。そのことを再度考えて答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　永井議員の，新型コロナウイルスの感染拡大防止についてにお答えいたします。

１点目の，全町民へのＰＣＲ検査の実施についてであります。

全町民のＰＣＲ検査は，町内の感染が拡大した状況を踏まえた上で，県にも相談をしながら検討することになるかと思いますが，現在，まだそのような状況にはなっていないものと思っております。

なお，児童生徒を含めた町民に対しては，引き続き感染対策の徹底の呼びかけを行い，学校や保育所においても感染対策を徹底してまいります。

２点目の，ワクチン接種の行政区単位での集団接種の取組の中で，行政区に加入していない高齢者に対する手当についてであります。

今回は行政区単位での申込みとなっているため，通常のコールセンターまたはインターネットからの申込みになります。

体が不自由で動けない方や寝たきりの方については，往診や訪問診療を行っている医療機関であれば対応可能ですので，まずは主治医に御相談いただきたいと思います。

６月上旬には，65歳以上の方を対象に，既に接種予約の申込済の方や，まだ申込みをしていない方にも読んでいただきたい内容を盛り込んだ新たな通知を出す予定です。ワクチン廃棄を防止するための取組についてやワクチン接種後の不安軽減のため，接種後にどのような症状が出る可能性があるのか，また対処方法についても掲載しております。町民の皆様が少しでも不

安を少なく安心してワクチン接種が受けられるように情報提供を行ってまいります。

３点目の，集団接種のキャンセルへの対応については，難波議員にお答えしたとおりでございます。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　今の答弁の中でＰＣＲ検査実施について，回答では，まだそのような状況になっていないということが言われています。先ほども述べたようにですね，今の変異株，これ特に若年層に及んでいるわけなんですけども，先ほどもお話しした神栖市やつくば市，こういったところでは学校，保育所などでクラスターが発生しています。

それを防ぐためにもね，全町民へのＰＣＲ検査ということで今回質問をしているわけなんですけども，回答の中ではまだそういった状況になってないという回答なんですけども。具体的にお伺いしたいんですけども，全町民ということの話なんですけども，その中で町としてですね，保育士や学校の先生など，そういったところにですね，ある程度限定された形，エッセンシャルワーカーって言い方もしますけども，そういった形へのＰＣＲ検査はできないですか，お伺いします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

まず感染状況について，保育所や学校とその他について，クラスターが起きるような，起きているような状態においては，ある程度封じ込めをするためにはＰＣＲ検査も必要になるかと思いますが，そのような状況になった時点においては，県の保健所と相談しながら対応策を考えていきたいと思っています。ただ，現在クラスターも起きている状況ではないので，そのような，まだ，そういう施設に対するＰＣＲ検査を即実施するということは，現在考えておりません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　県のほうではね，大洗町とかそういったところでやられているわけなんですけども。実際のところ，クラスターが発生してから検査をするというのは，俗に言う行政検査という形になって，もちろん県のほうの費用でできるわけです。今，私のほうで質問してるのが，町の費用というような形になるかもしれませんけども，そういった形でできないかというお話なんですけども。

で，ちょっとお伺いしたいんですけども，その検査費用にかかる部分ですね，これは新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金があります。これで現在残高として，この前いただいた中で9,872万6,000円があるということを全協の資料でもらってるんですけども，そういったのを

活用する中でＰＣＲ検査というのはできないものでしょうか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
　そういう交付金については，コロナ対策という形で有効な形で使うことが一番望ましいかとは思いますが，ただＰＣＲ検査をして，例えばそこにいないということだけ，安心するだけの施策で，それがいいのかというのは，また別な話になるかと思いますので，そういった活用については，一応現在のところは考えておるところではないんですけども，ある程度の今後の状況を踏まえながら，ある程度考えることも必要なのかとは思っております。
　以上です。
○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。
○１０番（永井義一君）　それに費用として使うことは可能なんですよね。まず，そこをちょっと確認したいんですけども。
○議長（久保谷充君）　政策企画課長糸賀昌士君。
○政策企画課長（糸賀昌士君）　はい，私のほうからお答えさせていただきます。
　ＰＣＲ検査を実施している市町村というのもございまして，ちょっとそこがですね，現在のこの交付金活用しているかどうかというところの確認までは，ちょっと今現在，私のほうで取れてないんですけれども，制度の趣旨としては，そのコロナ対応に対して交付金を充てることができるという理解でございますので，活用は可能だというふうに考えております。
　以上でございます。
○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。
○１０番（永井義一君）　分かりました。
　なかなかね，日本，国の施策としてもそうですけども，検査体制がなかなか広がっていかないという実態があります。諸外国，この前ちょっとイギリスの情報がちょっとあったんですけども，そういったところでは，町の薬局で無料でＰＣＲ検査をキットをもらえるというようなね，システムがある。ですから，何回も国の施策としてできるというようなところがあって，やはり日本の状況がまだまだ遅れてる，ワクチン接種にしてもそうですけども，というような気がします。
　県のほうとしてもね，いろいろな形で，ある程度行政検査という形でできると思うんですけども，そういう状態になってから検査するというのはやっぱり後手後手に回っているというような状況だと思いますので，ぜひとも，そういった形でですね，ＰＣＲ検査も必要だということを，ぜひとも認識していただきたいと思います。
　それとあと，この答弁書の中にですね，65歳以上の方を対象に新たな通知を出すということ

が書かれていますけども，その中でワクチン廃棄を防止するための取組とか，そういうことも回答の中で書かれているわけなんですが，具体的にどのような通知を出されるのか，ちょっとお伺いします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

一応新型コロナワクチンの接種についてということで，全ての65歳以上の方に，ある程度接種の勧奨も，まだまだ予約されてない方に対する予約の促進も含めまして，今の現在の予約受付方法，それと接種場所，こちら個別接種の医療機関及び集団接種のですね，場所や時間・日時を記載したもの。それとワクチン廃棄を防止するための取組といたしまして，集団接種での会場においての，一応65歳以上を対象とする方に対する公募の申込み方法と，それと待機の方法。それとですね，ワクチン接種後の体調不良についてということで，どういう症状が見られるかという情報提供と，そうした場合における相談先，問合せ先を記載した文書になります。

そうしたものを来週早々に，これは発送する予定でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　こういったね，通知を受け取れば，まだ予約してない人もじゃあやろうかなとかね，そういった形で接種のパーセンテージが増えてきていいことだと思うんですけども。

その中でワクチンの廃棄の問題，この辺ちょっとお伺いしたいんですけども，回答書の中では，集団接種のキャンセルの対応については，今，難波議員にお答えしたとおりですということで，先ほど私も難波さんのやり取りを聞いていたわけなんですけども，回答の中では，65歳以上に段階的に順次やっていくと。インターネットでのキャンセル待ちですか，そういったのをやっていくわけなんですけども。

この前，５月24日の全員協議会でいただいた資料の中で，廃棄の防止のところが２つありました。集団接種のところと個別の医療機関のところ。それでちょっと一般質問のヒアリングでお話も聞いたんですけども，このワクチン，医療機関の部分で医療機関からどうしても確保できない場合は町で支援してほしいと。そういった要望があったときは，町のほうでいろいろ探すということをここに書かれているわけなんですけども。質問書の中で坂東市の話をさせていただきましたけども，この中で県からの指導があると思うんですよ。

ちょっとこれ，私自身ちょっと，茨城新聞のほうの記事なんですけども，７月24日付の茨城新聞に振替の対象として，教職員や保育士などのエッセンシャルワーカー，住民と接する機会の多い自治体職員も例示ということで，その辺は県からの指導があったということなんですけ

ども，それについて町としては，どういうふうな確認をされていますか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
　確かに県のほうからそういう文書のほうは来ているようでございますが，基本的に町の支援という，ワクチンのやっぱりロスというのは，１回溶解してから６時間以内にやらなければならないということがありますので，本来医療機関であれば，かかりつけ患者さんの，例えば付添いの家族の方とか，また若年層の患者さんの方からキャンセル待ちを募って，リストをして，独自にやっていくというのは本来の筋なんですけども，それでどうしても対応できない場合については，やはりワクチンを消化するのに即来てほしいと，来てすぐ問診票を書かなければなりませんので，そういう場合の対応については，町のほうに支援してほしいという意見が多数ございましたので，町のほうで支援する形にはなったものでございます。
　ただ，先ほど言ったとおり，今度……。個別接種はそういう形で進めているところですけども，集団接種に関しましては，65歳以上の方から現在公募を募って，待機してキャンセル待ちという形でやっております。ただ今後についても，ある程度そういうエッセンシャルワーカーの方等，指導もございますので，どこかに組み込めるかっていうことは，今後も検討する形は町としては取っているところでございます。
　以上です。
○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。
○１０番（永井義一君）　その県からの指導というかね，その文書を見ていれば，ある程度分かると思うんですけども，今はやってる，はやってるっておかしいな，今，感染が主流になっているのが，やはり若年層，そういったところでの感染がはやっているというのは私も冒頭述べましたけども。やはり65歳以上というのはもう前からずっと言われていることでかなりいろんな形でやられていると思うんで，そこはもちろんどんどんやっていただきたいんですけども，今改めて町としてやるのは，ＰＣＲ検査も今やりませんよ，できませんよという話がありました。
　その中で，じゃあエッセンシャルワーカーの方々に，どうにか仮に自分がかかってなくてもかからないようにするためのワクチンを接種することによって，学校ですとか保育園ですとか，放課後児童クラブ，そういったところでのクラスターを防げっていうのが，県からの指示の基本だと思うんですよ。
　それで，坂東市の例を挙げましたけども，坂東市のですね，新型コロナワクチン対策室というところから，市内の幼児施設――放課後児童クラブも含む，そういったところにメールが出てて，坂東市としては，そういったところでやってこうということで，一応ここに文章書いて

あるんですけども，各保育園ごとにリストを出してもらって，それで，そのリストにのっとってキャンセルが出た場合には連絡をして，６時間とさっきはありましたけども，大体どんなに広くてもね，１時間あれば十分到着する，できる状況があると思うんで，そういったリストをそういった方々に対して作って出すということが，やっぱり必要じゃないかと私は思うんですよ。

それで個別接種のところでキャンセルが出たときは，ちょっとこれ多分24日にもらったときと文章変わってるとは思うんですけども，町の特別職の人とか保育士とか保健師，そういう順番になってると思うんですけども，町の職員以外にもたくさんいるわけですよ，エッセンシャルワーカーの方は。ですから，そういったところも含めてやらないと駄目だと思うんですよ。その辺に関してはどう思いますか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

一応，永井議員のおっしゃることは非常に理解はしております。町としても，だから優先順位としましては，やはり保育士は最優先したというのが，そこにあります。ただ，今度は町立以外の今度保育士や，そういうエッセンシャルワーカーの方につきましても，ある程度そういうのは早期に必要かと感じているというところではございますが，基本的にまだ，集団接種については65歳以上の方を対象にしたというのは，やはり65歳以上の方を早期にやりたいという町のほうの意向もございましたので，やはりそこに組み込んでしまう，キャンセル待ちとしてもやはり対象とする年齢層を優先すべきだということでやったところです。

ただ，やはり65歳以上の方が終わった次についての最優先順位につきましては，基礎疾患がある方，それと障害者施設とか，そういう入所施設以外の障害者施設や，介護施設の職員の方が優先という形にはなっておりますので，エッセンシャルワーカーとしましては，そこで優先的な担保がされるかとは思うんですけども，ただ保育士や学校の教員に関しましては，どこでも担保されていないところもございますので，ある程度集団接種の今後の進行状況によっては，そういうことも，そういう方も対象にするというのは，今担当，ワクチン対策室のほうでは，ある程度の仕組みというのを，今考えているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　ぜひともね，対象にしていただきたいんですよ。エッセンシャルワーカーっつっても，やはり障害者施設とか，あとは介護施設とか老人施設とかそういった従業員の方たちだけではなくて，やっぱりね，学校の先生にしても保育士さんにしても，やはりその仕事が日常的にないと，なかなか世の中が回っていかないというな仕事の人だと思うんです

よね。

今回，去年の段階では学校のほうが休校ということになりましたけども，今よっぽどのことがない限りは国では学校の休校というのはやらないと思うんですよ。ですから，やはり学校の先生たちは，非常に日常的にやっぱり今の変異株の中で，結構おびえるっちゃ失礼ですけども，やっぱり非常に注意しながらやられていると思うんですよ。保育士さんなんかにしても，やはり自分のところでクラスターになったら大変だっていうことで，かなりね，慎重にやっていると思うんで，ぜひともそういったところを入れていただきたいと思うんですけども。

ちなみにですね，県内ちょっと私が調べた範囲で少ないんですけども，そのキャンセルに関してそういった方々を優先的にやっていこうというところでは，鉾田市，東海村，かすみがうら市，守谷市，取手市，水戸市，あと常陸太田市などがちょっとね，新聞等々の報道で確認されていますので，阿見町もですね，ぜひともお願いしたいんですけども。

それで，65歳以上の部分に関してはやはり国のほうでね，７月いっぱいまでにやってくれっていうことでね，言ってて，各市町村でも大変な思いをしてるかと思うんですけども。ただ実際なかなかそれができないと思うんですけども。そのワクチンの廃棄の防止のところで，この文章で町として……。ちょっと確認なんですけども，町としては集団接種の部分に関しては，65歳以上の人で申し込んでいただいてキャンセル待ちをしてもらうというのが，まず１つありますよね。その中に，そういったエッセンシャルワーカーの人を集団接種のほうにも組み込むという考えはありますか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

まず１つ，個別接種の医療機関においてもですね，先生方によっては学校医という形で携わっている方もおりまして，そういう方々につきましては，学校もキャンセル待ちのリストに加えたいという相談がございました。それについては，担当する学校のほうに，町としては個別の医療機関についてそういうキャンセル待ちの考え方については，特段介入することはないので，そういうのはぜひやっていただきたいということで回答したところでございます。

あと，やはり集団接種の考え方につきましては，例えばキャンセル待ちの例えばキャンセル待ちというのも必要だと思いますので，そういう中で，まず最初に，そういうエッセンシャルワーカーの方を組み込んでいくというのも１つの考え方のところにあるかとは思うんですけども，１つキャンセル待ちの方法はいろいろありますので，そういうエッセンシャルワーカーの方につきましても，いろいろ考えてはいきたいと思ってます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　ぜひともね，考えていただきたいんですけども。

今ちょっと答弁の中で個別の医療機関の中で，学校の校医さんというんですかね，やられてるということで，行っている学校にという話も今ありましたけども，やはりその辺で各学校で不公平感のないような形でお願いしたいんですよ。ね，ある学校の校医だからそこの学校だけになっちゃうよというんじゃなくて，やはり先生方みんな一緒でね。ですので，そういったところのね，不公平感というのはないような形で，それはもう町のほうとして，それはお願いしたいんですよ。できれば学校関係，あとは保育所とかそういったところまで含めてね，ぜひともの早い段階でやっていただきたいと思います。

で，65歳以上の部分ではキャンセル待ちのキャンセルって今ありましたけども，はっきり言っていろんな形でいろんなキャンセルが起こり得ると思いますので，ちょっと町としてもですね，ぜひともキャンセル待ちの部分でですね，そういったエッセンシャルワーカーの方々をなるべく早めにワクチン接種ができるような形で，安心して生活できるようにということでね，ぜひともそれをよろしくお願いいたしまして，１問目を終わります。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　それでは，次の質問に移ります。

阿見町での生活保護の実態について質問いたします。

コロナ禍の中で，倒産や解雇による失業が増えています。特に女性の失業が増え，生活苦から生活保護を受けるケースもあるかと思います。阿見町では県南県民センターでの受付での生活保護につながっているわけですが，昨年から今年にかけて生活保護を受ける件数は何件になっていますか。また，その中で女性の割合はどのようになっていますか。

また，生活保護の申請時に，親族に対して扶養照会を行うことが，生活困窮者が申請をためらう大きな原因となっています。このことについて今年の２月に厚労省から事務連絡が来ています。その中の問答集で扶養義務の扱いが変わっています。そのことについてどのように変わったか，お答えください。

また，今回の通達ではありませんが，被保護者の車の所有についてお伺いします。日常生活の中で通勤や職探し，子育てのために自動車は欠かせません。生活保護を受けているのであれば車は処分してではなく，日常生活が送れない場合もあります。車の所有に対して阿見町や県南県民センターはどのように対応しているか，お伺いします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　阿見町での生活保護の実態についての御質問にお答えいたします。

１点目の，昨年から今年にかけての生活保護を受ける件数，並びに女性の割合についてであります。

令和２年度におきましては，申請件数55件のうち，保護決定件数は45件でした。女性が世帯主である家庭の割合が40％となります。

２点目の，親族に対しての扶養照会についてはどのように変わっているかであります。

扶養義務履行が期待できない者の判断基準としては，20年間音信不通である等が想定されておりましたが，令和３年２月26日付事務連絡，生活保護問答集についての一部改正についてにより，令和３年３月１日からは，判断基準として，「著しい関係不良の場合等を想定する。例えば，当該扶養義務者と10年程度音信不通であるなど，交流が断絶していると判断される場合は，著しい関係不良とみなしてよい」とされました。県におきましても，改正後の取扱いに従い対応しております。

３点目の，車の所有に対して阿見町や県南県民センターはどのように対応しているのかについてであります。

原則としては自動車の保有・使用は認められておりません。ただし，状況によっては例外的に認められる場合もあり，現在，町では，県の規定により，障害を持っている方のいる１世帯が自動車の保有を認められております。

生活保護受給者の自動車の保有・使用の通報等があった場合は県に報告し，当町でも状況の確認に努めております。その後，状況に応じて県から指導を行い，改善されない場合は生活保護廃止処分となる場合があります。

以上であります。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　この生活保護に関しては，町としてはね，直接関わってないというかな，受付のね，窓口になっているということで，県南県民センターのほうでね，具体的にやられていることなんで，なかなか町として判断しづらいところもあるんですけども，何点かちょっとお伺いいたします。

まずですね，２点目のところなんですけども，この親族に対しての扶養照会，これなんですけども，これ今年の２月に事務連絡が来てて，そういった形で状況が少し変わったんですけども。ちょっと私の聞いた話で水戸市なんですけども，水戸市でもかなり生活保護の件数が多いわけなんですけど，その中で親族の人に扶養照会して，どうにかなりますよというようなところに水戸市の職員の２人が１年間，何件かを回っているわけなんですけども，それで取れた実態が6,000円だったっていう話をちょっと聞いたんですよ。

１年に２人の職員がかけて6,000円ということでね，非常にこれ生産性が悪い部分なんですけども。今回ですね，町として，趣旨とか県南県民センターの範囲になるんで分からないかもしれませんけども，その扶養照会により親族で金銭的な援助ができた件数というのが，もし分

かればお願いします。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
　令和元年度，２年度において，扶養照会によりまして親族から経済援助を受けた事例についてはございません。ただそれ以前については，ちょっとデータがないのでちょっと分かりません。
　以上です。
○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。
○１０番（永井義一君）　令和元年，２年度は実質的にやっぱりないと思うんですよね。
　それで，もう１つお伺いしたいのはですね，その扶養紹介をするということがネックになってて，保護を受けなかったという件数は分かりますか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
　令和元年度及び２年度について，そういう申請をしなかったという件数はございませんでした。
　以上です。
○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。
○１０番（永井義一君）　その扶養照会がネックでというのは，同じようになかったわけですね。
　その次にですね，３点目のところなんですけども，車の所有に関してなんですけども，回答の中で現在町では県の規定によりって，こういう文言がなんですけども，その県の規定というのは具体的にどういうものかちょっと教えてください。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　一応県の規定では，通勤や通院等，こちらに通院等とあります。通院等には通院や施設への通所や，あと学校への通学，こういうものが含まれております。そうした場合に該当した場合に，県のほうが一定の条件……。規定した県の一定の条件があって，社会通念上処分させることを適当としないものとして認められた場合については，保有が認められているということになっております。
　以上です。
○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。
○１０番（永井義一君）　まず，車の保有の件なんですけども，私も同じ通達を今持っているんですけどね，困難な地域に居住する場合だとか，困難な地域に勤務先がある場合だとか，そ

ういったところが……。あと深夜勤務ですか，あるんですけども。そういった中で今現在生活保護を受けてても，やはり働いている方っていうのはおられるかと思うんですけども，そういった方で，今現在，生活保護を受けるから車は廃棄してくださいよって言われる中で，なおかつ自転車とか徒歩とか公共交通機関を使って働きに出てる人っていうのは，町のほうで何人かいるか。ごめんなさい，分からないかな。もし，分かればでいいんですけども，どうでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

大変申し訳ありませんが，町のほうではそういう状態は把握してございません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　すいませんね。ちょっとこれ事前にお話しするの忘れていたんで，ごめんなさい。

やはり，なかなか今，生活保護を受けてて，なかなか就労している人っていうのは少ないっていう話はちょっと聞いたんで，ちょっともしかしたら町のほうで少し押さえているかなと思って，ちょっとお伺いしました。すいません。

じゃあですね，あともう１つ。これも県南県民センターが決めることだから，なかなか町で介入できないということもあるかもしれませんけども，今働いてなくて生活保護を受けていて，これから働きに出るために面接試験だとか，そういったのがある。そういった中で，どうしても車を使わないと，それができないというようなことっていうのは，現実的に今阿見町の中ではありますか。

○議長（久保谷充君）　社会福祉課長遠藤朋子君。

○社会福祉課長（遠藤朋子君）　はい，お答えいたします。

申し訳ございません，現時点で就労するために車の所有をしているという方については，ちょっと把握できておりません。で，県に確認したところ所有自体を認めている場合はあるということなんですね。既にもう勤めていて，半年以内に生活保護を確実に脱却する場合という場合は，処分の指導をしなくてもよいとされているということなんですが，乗ること自体は所有していても駄目ということでの判断と聞いております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　ごめんなさい。ちょっと最後のほう，ちょっと聞きそびれちゃったんですけども，乗ること自体は駄目ですよというのが県の判断なわけですか。それはどういう

背景があって，そういった判断，県がされているのかというのは分かりますかね。

○議長（久保谷充君）　社会福祉課長遠藤朋子君。

○社会福祉課長（遠藤朋子君）　はい，お答えいたします。

申し訳ございません。そちらは把握しておりません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　生活保護で私も何人もいろんな形で相談を受けて，以前車があったけども泣く泣く手放したという方もいます。その人，ちょっと精神的な病気があって，やはり車が必要だったんじゃないかと思うんですけども，結果的には手放したということもあります。

そういった中で，町として生活保護行政に関してはね，県のほう，県南県民センターのほうでやるんで，なかなか突っ込んだところまでは言えないと思うんですけども。生活保護に関して町のほうに申請して，いろんなことをもちろん聞くわけですけども。先ほどの冒頭言ったその親族に対する照会義務，これは先ほど言ったように，これをやることによって生活保護をやめてしまうということが，阿見町では先ほどないっていう話でしたけれども，ほかの市町村ではかなり出てるというのを聞きます。

それとあと車を泣く泣く手放さざるを得ないというのも，ほかの市町村でもね，かなり状況としては聞いておりますので，阿見町としてもですね，生活保護に関しては，非常に丁寧な対応でよろしくお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（久保谷充君）　これで，10番永井義一君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（久保谷充君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は，これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後　１時５６分散会

第　３　号

〔 ６ 月 ３ 日 〕

令和３年第２回阿見町議会定例会会議録（第３号）

令和３年６月３日（第３日）

○出席議員

１番	久保谷　　充　君
２番	落　合　　剛　君
３番	栗　田　敏　昌　君
４番	石　引　大　介　君
５番	高　野　好　央　君
６番	樋　口　達　哉　君
７番	栗　原　宜　行　君
８番	飯　野　良　治　君
９番	野　口　雅　弘　君
１０番	永　井　義　一　君
１１番	海　野　　隆　君
１２番	平　岡　　博　君
１３番	川　畑　秀　慈　君
１４番	難　波　千香子　君
１５番	紙　井　和　美　君
１６番	柴　原　成　一　君
１７番	久保谷　　実　君
１８番	吉　田　憲　市　君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町　　長	千　葉　　繁　君
副　町　長	坪　田　匡　弘　君
教　育　長	湯　原　正　人　君
町長公室長	建　石　智　久　君

総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	中村政人君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長兼 予科練平和記念館長	小林俊英君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山﨑貴之君
財政課長	黒岩孝君
管財課長	飯村弘一君
防災危機管理課長	山﨑厚君
危機管理監（防災危機 管理課副参事兼課長補佐）	永作弘和君
社会福祉課長	遠藤朋子君
子ども家庭課長	小澤勝君
健康づくり課長	藍物輝子君
学校教育課長	恵美和彦君
生涯学習課長	木村勝君
指導室長兼 教育相談センター所長	東治樹君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和３年第２回阿見町議会定例会

議事日程第３号

令和３年６月３日　午前１０時開議

日程第１　一般質問

一般質問通告事項一覧

令和３年第２回定例会

一般質問２日目（令和３年６月３日）

発　言　者	質　問　の　趣　旨	答　弁　者
１．柴原　成一	１．小学校に科目として「農業科」を導入できないか ２．電算システム委託料及び電算システム使賃料をもっと安くできないのか	教　育　長 町　　長
２．石引　大介	１．子どもの貧困対策について	町長・教育長
３．海野　　隆	１．災害時広域避難の阿見町受援・支援計画，避難受入計画について	町　　長
４．紙井　和美	１．地域と共に育むこれからの学校教育について ２．子どもの命と生活を守る子ども家庭福祉について ３．民生委員協力員制度の導入について	教　育　長 町　　長 町　　長

午前１０時００分開議

○議長（久保谷充君）　おはようございます。定刻になりましたので，これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で，定足数に達しておりますので，会議は成立いたしました。

本日の議事については，お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので，御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（久保谷充君）　日程第１，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし，質問時間は答弁を含め60分以内としますので，御協力のほどをお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は，会議規則第61条第１項に規定されているとおり，町の一般事務についてただす場であります。したがって，町の一般事務に関係しないものは認められません。また，一般質問は町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては，十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に，執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から，質問に対し簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお，議会基本条例第５条第１項第３号の規定により，執行機関には反問権を付与しておりますので，議員の質問等に対し反問する場合は，挙手の上，反問したい旨を述べた後，議長の許可を得てから反問してください。

初めに，16番柴原成一君の一般質問を行います。

16番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔１６番柴原成一君登壇〕

○１６番（柴原成一君）　皆さん，おはようございます。

通告に従い質問いたします。

まず１点目，小学校に農業科を創設できないか。

日本農業新聞５月８日発行の別紙の記事があります。皆さんのお手元のタブレットにも入っておりますし，執行部の皆さんの手元に行っているかと思います。

福島県喜多方市では，市内17校の小学校で農業科の授業を行っています。文部科学省の学習指導要領に基づき，田植などの農業体験をさせる学校は多いですが，この喜多方市の取組を阿

見町でも導入してはいかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君，登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君）　おはようございます。本日もよろしくお願いします。

柴原議員の，小学校に科目として「農業科」を導入できないかの質問にお答えいたします。また，資料をありがとうございました。後でじっくり読ましていただきます。

農業科について，義務教育段階の学校への導入は難しいと考えております。社会科や総合的な学習の時間などの各教科，特別活動などの時間で，農業体験を含む様々な体験活動を通した学習を進めております。

以上なんですけれども，朝一番の答弁にしては非常に素っ気ない答弁になってしまいましたが，学校教育法施行規則というのがありまして，これでは，教育課程を全国一律に編成するような法律になっています。それは教育の水準の維持向上ということです。

で，これはまたちょっと特別な場合なんですけれども，後で恐らく質問があるかと思いますので，その折には答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　16番柴原成一君。

○１６番（柴原成一君）　この日本農業新聞の記事を使うことの許可条件としまして，後で議事録を送ることが条件になっています。心して答弁をお願いいたします。

教育長，後でじっくり読みますっていうことなんで，今読みます，ポイントだけ。

日本農業新聞，2021年５月８日，第１面。題名は，本当の豊かさってということですね。

会津盆地の北部に位置する喜多方市。はしょって読みますね。

４月27日，農業科の授業が始まった。午前10時過ぎ，６年生12人が倉庫からくわを取り出し，ゴム長靴に履き替え，学校に隣接する畑に飛び出した。はしょります。

文部科学省の学習指導要領に基づき，田植など農作業体験をさせる学校は多い。農業科の授業を年間通じて市内17の全小学校で行うのは喜多方市だけ。15年目を迎え，２万人以上が巣立った。

じいちゃんばあちゃん先生が畑で待っていた。支援員，こういう先生は102人。大豆やトウモロコシなどを有機栽培。秋に収穫して祭りで披露する。年間を通じたみんなでやる協働作業。

それで，その作業の結果の文集が，文集を作ったんですね。その感想というのはどういうことかというと，一生懸命作物を育て，命ってすごいと感動し，動物や人間も育つということはすばらしい力だ。それから，生き物が思いどおりにならないことを，失敗を通じて学び，食と

命の関係性を知る。その過程で思いやりや想像力，実践力を身につけていく。かかし作りは図工，作付面積や反収は算数，理科の授業では，田んぼにいた生物はというように勉強になるということですね。

これはなぜ，農業科を導入したきっかけっていうのは，農水省出身の白井英男市長――当時ですね，ＪＴ生命誌研究館の中村桂子館長が，この農業科を取り上げたことですね。で，市は，政府の構造改革特区に手を挙げ，農業科導入計画が事業認定されたとあります。

全国からは視察が相次いでいたということですね。

成功も失敗も経験はその子の人生の記憶になる。その積み重ねが郷土愛につながると思うのですですね。生き物を育てるのは簡単ではない。みんなでやる苦労は苦労じゃない。全国の学校も農業科をやればいいと思う等々いろいろあります。

それで，一番ポイントの質問をいたします。なぜ，義務教育段階の学校への導入は難しいんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君）　はい，お答えいたします。

先ほど教育長から答弁ありましたとおり，教育課程の編成というのは国のほうで基準で決まっておりまして，各学校とも，年間の授業時数，教科の授業時数を踏まえて計画を立てております，編成しております。ので，農業科だけを導入するっていう，単独で導入するっていうことは，教育課程の編成に大きく影響を与えますので，簡単にできるものではありません。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　16番柴原成一君。

○１６番（柴原成一君）　簡単にはできない。確かに分かります。ただ，この喜多方市のやり方を学んでみようとは思いませんか。

○議長（久保谷充君）　指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君）　はい，お答えします。

喜多方市に関しましては，私も資料をちょっと読ませていただいたんですけども，国の構造改革特区，特別区域として，内閣総理大臣より喜多方市が指定を受けたというところから，平成18年に指定を受けて，19年の４月から３校で農業科の授業を開始，その後20年の４月１日に，新たに６校ですね，の事業を開始したということですけども，平成20年には，構造改革特別区域計画の全国展開に伴って，喜多方市の農業教育特区の認定の取消しがありまして，同日付で文部科学省の教育課程特例校の指定を受けたということで，21年の２月には，総合的な学習の時間の中で実施が可能ということで，喜多方市の中で展開をしていったということなんでございます。

で，当町の総合的な学習の時間，または理科の学習，社会等の学習でも農業体験は各校で行っておりますので，そちらで今は，阿見町の中では総合的な学習等で農業実習をしておりますので，その中で先ほどのいろいろな感想があったと思うんですが，作物を育てるのは難しいとか，いろいろな命の大切さが分かったというような体験も，農作物の管理，それから栽培等によって，子供たちは十分そういう体験をしているのではないかというふうに考えております。

○議長（久保谷充君）　16番柴原成一君。

○１６番（柴原成一君）　確かに農業体験をしてるのは知ってます。この前も，舟島小学校ではサツマイモを1,000本植えたということを聞いてます。で，田植体験とかいろいろやってるのは分かります。ただ，一番大事なのは，作物を育てる，生き物を育てる苦労が身にしみて分かる，そこが一番大事だと思うんですね。で，植えた，収穫したっていうんでは，本当の農業というものは分からないと思うんです。日本の基幹産業である農業を小学校のうちから体験させておく。

で，この写真見ますと，分かります。これ手に持っているのは，くわですよね。はい。で，よーく見ると，この長靴の下に線が入ってるんですけど，この線は何かっていうと，畝を立てるのに，曲がらないように線を引っ張ってるんですね。っていうのは，工夫しながら，考えながら，子供たちは学ばなきゃいけないんです。サツマイモを大人が作った畝にぽんと差し込んで植える。それだけでは何の感動も生まないと思います。

だから，苦労して，一番苦労は草との戦いかと思います。そういうものを，今の子供たちに身につかせるっていうか，食物の生き物の大事さを分からせる，分かってもらう，教えるっていうのは大事なことだと思うんです。

体験農業体験が出ましたので，ちょっと余談ですが，今年の食育の予算は，なくなってませんか。

○議長（久保谷充君）　柴原成一君。

○１６番（柴原成一君）　何か予算が打ち切られてるような話もちょっと聞いたもんですから。ついてるってことですかね。

○議長（久保谷充君）　指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君）　はい，お答えします。

食育の予算というお話がありましたけども，ちょっとはっきりは今，担当でなくて申し上げられないんですが，恐らくＪＡとの連携ということでの予算に関して，おととし辺りに，その予算がなくなったというお話は聞いております。それはなくなったということですけども，各町内の小学校で，ＪＡとの関わりの中で，全小学校が細かく話をさせていただくと，ジャガイモ，それからキャベツ，ゴーヤに関しては全小学校でＪＡとの関わりの中で農業体験をしてお

ります。その他，阿見小学校からあさひ小学校までも，その他の農作物に関しまして，ＪＡの協力を得ながら農作物の作成管理について学習をしておりますので，なかなか学校の教職員だけでは専門的な技能や知識が不十分でありますので，そういう専門的な分野の連携を図ることで，子供たちにも生きた力が身につくんではないかというふうに考えております。

○議長（久保谷充君）　16番柴原成一君。

○１６番（柴原成一君）　阿見町って，すごく恵まれてると思うんです。東京にも近い，成田にも近い，海にも近い。１時間が近いかどうか分かりませんけど，水は豊富だ。農作物は大体育つ。そういう中で生まれ育った子供たちにね，阿見町はこういうとこなんだよ，作物っていうのはこういう作って，こういう苦労があって，こうやって食べて，ありがたいんだよという教育を進めていっていただきたいと思いますので，農業科っていう，農業体験。総合学習の時間でも構わないです。もっともっと子供たちに農業を教える，そういう時間をつくっていただきたいと思いまして，１問目の質問を終わります。

○議長（久保谷充君）　16番柴原成一君。

○１６番（柴原成一君）　第２問目の質問をいたします。

電算システム使賃料はもっと安くできないのかというのが質問事項です。

まず１つ目，電算システム使賃料は……。すいません。ちょっとこれ，前の質問になってました。すいません，電算システム委託料及び電算システム使賃料の違いは何か。

２つ目，大部分を茨城計算センターで随意契約で請け負ってると思うが，このほかに方法はないのか。

３つ目，茨城計算センターには町も出資しているが，配当は妥当なのか。

以上質問いたします。

すいません。質問書が古いやつで，持ってきてしまいました。

２番目，支払いは町全体でいくらになるのか。

あと３番目，４番目は一緒です。

以上です。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　皆さん，おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

柴原議員の，電算システム委託料及び電算システム使賃料をもっと安くできないのかの質問にお答えします。

１点目の，電算システム委託料及び電算システム使賃料の違いについてであります。

電算システム委託料は，サーバやパソコン，プリンタ等の管理や故障対応の保守に関する業務，税情報等のデータの２次加工をする業務，例えば納税通知書等の作成や封入封緘作業等に関する委託料であります。

電算システム使賃料は，サーバやパソコン，プリンタ等の使用料及び賃借料であります。

２点目の，支払いは町全体でいくらになるのかについてであります。

令和３年度の当初予算ベースで，電算システム委託料は１億1,719万9,000円，電算システム使賃料は２億8,246万2,000千円であります。

３点目の，大部分を茨城計算センターが随意契約で請け負っていると思うが，ほかに方法はないのかについてであります。

株式会社茨城計算センターは，昭和40年に茨城県や県内自治体の出資により，地方行政事務専門のシステム開発及び電算業務受託サービスを目的に設立された第３セクター法人であります。現在では当町を含めた22市町村が出資し，30市町村が住民記録等の基幹系業務を委託しており，これまで当町を含む多くの市町村における業務の実績があるものと認識しております。

電算業務は非常に多岐に渡っており，かつ，住民記録や税情報等，町民のプライバシー保護が非常に強く要求されるものであります。仮に競争入札を実施し，他の業者への切替えを実施した場合には，そのような膨大なデータの新システムへの移行作業，そのデータの確認作業等が大量に発生し，相当な準備期間及び移行期間が必要となることが予想されます。その間，窓口業務は並行して進めていく必要があるため，二重作業が必要な非効率な事務処理も大量に発生してまいります。こうしたことから，電算業務に関連する変更を実施するには，附帯作業等を含めたそれらの膨大な影響を勘案し，慎重に取り組まなければならないものであります。

町では，令和元年10月，同センターに業務委託している，当町を含む県内８市町村で，自治体クラウドの共同利用に向け，基幹業務システム等の共同利用及び運用に関する協定を締結しております。

自治体クラウドは，地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより，経費の削減や外部へのデータ保管による災害時の市町村間の相互支援等，住民サービスの向上等を図るものであります。

今後，協定締結市町村と連携し，より一層のコスト削減，利便性の向上，業務の効率化，情報セキュリティの向上を図ってまいります。

４点目の，茨城計算センターには町も出資しているが配当は妥当なのかについてであります。

当町は，昭和58年に同センターの株式発行総数４万株のうち600株を，１株500円，合計30万円を出資しております。毎年５月に株主総会が行われ，安定した経営状態が示されていることなどから，議案全てが問題なく議決されております。

配当につきましては，昭和60年以降，毎年２万4,000円から３万円の配当を受け取っており，36年間で合計87万6,000円となっております。また，配当利回り率につきましては８から10％であり，これは昨年度における東証一部上場全銘柄の単純平均配当利回り率が2.1％程度であることからすると，高い水準の配当であると考えられます。

これらのことから，配当について総合的に判断すると，妥当性があると認識しております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　16番柴原成一君。

○１６番（柴原成一君）　競合他社がないということで，心配して質問したんですけど，大体内容は分かりました。

再質問はしないつもりでありますが，１つだけ。この配当がいいということは，業績がいいってことですよね。業績がいいということは，例えば，役員なんかの報酬もいいんじゃないかと思いますけど，今後とも担当部署においてはしっかりチェックをして，茨城計算センターが，まともに仕事をしてるかどうか，チェックをしていただきたいと思います。

これで質問を終わります。以上です。

○議長（久保谷充君）　これで，16番柴原成一君の質問を終わります。

次に，４番石引大介君の一般質問を行います。

４番石引大介君の質問を許します。登壇願います。

〔４番石引大介君登壇〕

○４番（石引大介君）　皆さん，おはようございます。

一般質問２日目，２番バッターを務めさせていただきます石引大介です。よろしくお願いいたします。

早速ではありますが，通告に従い質問させていただきます。

今回は，子どもの貧困対策についてであります。

厚生労働省の調査によれば，日本の子供の貧困率は13.9％。さらに，ひとり親家庭の貧困率は実に50.8％と，先進国の中でも最悪な水準であると言われています。また，日本財団の調査では，貧困状態で育った子供たちが納税者とならず，社会保障を受ける側になることで，国の損失は約40兆円以上になるそうです。

これらは，子供たちの責任ではなく，私たち大人そして社会の責任であり，子供の貧困は他人ごとではありません。昨今のコロナ禍の影響もあり，この問題は既にもっと深刻化しているのではないでしょうか。

当町においても，有志の方々による子ども食堂活動が始められ，町も活動団体支援を開始しました。徐々に支援の輪が広がり始めていると感じています。

今後の当町において，子供の貧困問題の解決に向けた取組についてお伺いいたします。

１つ，子供の貧困問題の現状はどうなっていますか。

２つ，子ども食堂の運営状況はどうなっていますか。また，問題や課題などは出ていますか。

３つ，フードパントリーなど同目的の団体への支援体制はどうなってますか。

４つ，将来へ向けて支援の輪を広げるために，行政としての取組はどう考えていますか。

以上，よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに，町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　石引議員の，子どもの貧困対策の質問にお答えいたします。

１点目の，子供の貧困問題の現状はどうなっていますかについてであります。

児童扶養手当は，父母の離婚などにより父または母と生計を共にしていない児童の家庭に対し，生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。手当額は保護者の収入額等に応じて変わりますが，現在町内で児童扶養手当を全部及び一部支給している世帯数は378世帯となっております。

要保護・準要保護世帯数につきましては，教育長から答弁いたします。

２点目の，子ども食堂の運営状況はどうなっていますか。また，問題や課題などは出ていますかについてであります。

当町での運営状況としましては，団体登録を行い，弁当配布や居場所の提供等により子供の支援活動をされている団体は，現時点で３団体と認識しております。

課題としましては，子ども食堂を運営している団体から，「多くの食材等を保管するに当たり保管場所及び保管庫等が必要」との御意見を聞いております。

子ども食堂で提供される食品は多くの子供たちが食するため，食材等の安全な管理が課題であります。このため，現在当町でお預かりしている米に加え，その他の食材についても，寄附等があったときには，子ども食堂用食材を保管するための冷蔵庫及び冷凍庫の設置を進めております。

３点目の，フードパントリーなど同目的の団体への支援体制についてであります。

フードパントリーやフードバンクは，いずれも，食品ロスを防ぎ，経済的困窮家庭の支援として大変有効な活動と認識しております。

この活動を行っている団体等への支援としましては，民生委員児童委員協議会の定例会時に各団体の活動内容のチラシを配布して周知いたしました。今後，各団体の活動内容等について，町ホームページ，広報紙等を活用して周知を図ってまいります。

４点目の，将来へ向けて支援の輪を広げるために，行政としての取組はどう考えていますかについてであります。

先ほど申し上げました，食材を保管するための冷蔵庫等の設置ができましたら，子ども食堂実施団体の紹介と併せて町ホームページ等で周知し，子ども食堂実施団体と食材提供者をつなぐ取組をしたいと考えております。

また，本年４月から，阿見町地域子ども食堂支援事業補助金交付要綱を施行いたしました。

要綱の案内及び周知を図ることで，多くの方々に，この補助金を活用していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　次に，教育長湯原正人君，登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君）　１点目の，子供の貧困問題の現状についてお答えいたします。

就学援助制度は，経済的な理由で公立小中学校の教育費を負担することが困難な家庭の保護者に対して，教育費の一部を援助する制度となっております。

御質問の要保護者・準要保護者数は，令和２年度は，要保護者16名，準要保護者134名，令和元年度は，要保護者21名，準要保護者134名，平成30年度は，要保護者21名，準要保護者129名となっております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　４番石引大介君。

○４番（石引大介君）　御答弁ありがとうございました。それでは再質問をさせていただきます。

まず１点目の現状についてなんですが，まず教育委員会のほうへ質問をさせていただきたいんですけれども，阿見町の要保護，あと準要保護の数は分かりました。では近隣自治体ですとか，あと類似団体と比較すると阿見町の現状っていうのはどういうふうに分析されてらっしゃいますか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

近隣の市町村と比べますと，阿見町の認定率は低い状況にあるとは考えております。それに，理由としましては，各市町村によって認定基準に違いがありますので，単純比較することは難しいですが，近隣の状況を見ながら，ちょっと調査研究は常にしていきたいとは考えてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　４番石引大介君。
○４番（石引大介君）　分かりました。
　では，その要保護，準要保護者への支援の内容っていうのはどういうものになるんでしょうか。
○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。
○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。
　支援の内容としましては，学用品費，通学用品費，校外活動・修学旅行費，学校給食費，医療費等などとなってございます。
　これに，周知方法とかは，町のホームページに載せたりとか，各学校を通じまして，その保護者宛てに制度の案内を配布してございます。
　以上です。
○議長（久保谷充君）　４番石引大介君。
○４番（石引大介君）　分かりました。
　では，もう１年以上なるんですが，コロナ禍による影響っていうのは，どういうふうに出てると感じてらっしゃいますか。
○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。
○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。
　現在のところ，特に大きな影響があるとは考えてはございませんけども，収入減の影響がこれからも出てくると思いますので，それについては，要保護とか，援助を受ける世帯が増えるかとは考えてはございます。学校側に対して，保護者からの相談とかあったときは，真摯に受け止めていきたいとは考えてございます。
　以上です。
○議長（久保谷充君）　４番石引大介君。
○４番（石引大介君）　そうですね，まだ目に見えて数字って出てないだけだと思うんですよ。なんで，やはりこれからどういう影響が出てくるかっていうのが顕著になってくると思いますんで，今もそういう体制は取っていただいてると思うんですが，これからさらに注視をしっかりとしていっていただければと思いますので，よろしくお願いできればと思います。
　次なんですけれども，今度は子ども家庭課さんへ同じ質問をさせていただきたいんですが，阿見町の児童扶養手当の支給世帯数っていうのはお聞かせいただいたんですが，同じように，近隣自治体ですとか類似団体と比較すると，阿見町の現状はどうなってると分析されてらっしゃいますか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

一応こちらについての統計的な資料はございませんので，近隣自治体や類似団体との比較ができない状況でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　４番石引大介君。

○４番（石引大介君）　それでは，阿見町だけの数字でもいいんですが，そういった推移っていうのはどういうふうになってますか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えいたします。

現在のですね，年度末現在，全部支給及び一部支給世帯数でございますが，令和２年度においては378世帯，令和元年度においては401世帯，平成30年度においては412世帯です。

また，今後につきましては，コロナ禍による収入減のため，受給世帯が増えていくものと想定しているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　４番石引大介君。

○４番（石引大介君）　そうですね，今，部長の御答弁にもあったんですが，やはりコロナ禍による影響って，これから非常に出てくるんではないかなと私も懸念してるので，先ほど教育委員会さんと同じように，しっかりと数字のほうを意識していただければと思います。

次なんですが，この制度の周知方法っていうのはどういうふうにされてらっしゃるんですか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

周知方法といたしましては，町ホームページに掲載するとともに，その他の方法としまして，離婚届などを提出したときにですね，制度のしおりを対象者に渡し，制度についての説明を行っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　４番石引大介君。

○４番（石引大介君）　いろんな方法があるとは思うんですけれども，やはりホームページとか，そういった行政だけの力では限界もあるんじゃないかなって私は考えるんですね。なので，先ほど，話にも挙げさせていただいた子ども食堂を運営されてる団体さんとかと，しっかりと連携を取っていただいて，この制度を知らずに漏れてしまう人がいないような取組を今後も行ってっていただければと思いますので，よろしくお願いいたします。

次，２点目の，子ども食堂についてなんですけれども，多くの食材などを保管するために，

保管場所や保管庫などが必要であるという意見があり，町としても冷蔵庫や冷凍庫の設置を進めているというふうにお伺いしたんですが，設置に向けた今後の計画というのはどういうふうになってますか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

現在のところ，設置場所確保に向けまして関係各課と協議をしているとともに，契約に向けても担当課と協議をしているところでございます。今後さらに暑くなる状況もございますので，早期に設置をすることを計画しているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　４番石引大介君。

○４番（石引大介君）　ぜひ，集まってきた食材が無駄にならないように，しっかり対応していただければと思います。

保管するところも非常に重要だと思うんですが，そういった子ども食堂とかを運営していただいてる団体の方々は，食材確保とかっていうのはどうされているのかっていうのと，町として，例えばその情報の共有ですとか，食材確保の支援とかっていうのは行ってたりするんですか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えいたします。

現時点での食材の募集はしておりません。食材の保管については，実施している団体には，保冷庫の使用に当たっての注意事項等をお渡ししておりますが，一般からの寄附の物のほかには，団体の所有物のお米を保管していただくことも可能と伝えております。既に手元で保管していたお米を持ち込むなどしている団体もございます。保管物については社会福祉課で一覧表を作って管理しているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　４番石引大介君。

○４番（石引大介君）　運営していくに当たって，その食材の確保って，非常に大変じゃないかなと思うので，その辺りもやはりしっかり行政として念頭に入れていただければなと思いますので，よろしくお願いします。

食材の保管の場所とか御相談があったっていうふうにお聞きしたんですが，そのほかに何か課題とか，相談を受けられたことなどって今までありましたでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

一応，団体等の話していったところですね，やっぱり継続していくためには，人材の確保が課題だと聞いているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　４番石引大介君。

○４番（石引大介君）　はい，分かりました。

じゃ，次に，３点目の質問に移らせていただきたいんですが，フードパントリーの活動団体への支援は，活動のＰＲをお手伝いされてらっしゃるというふうに伺ってるんですが，子ども食堂さんとかと同じように，運営資金などに対しての支援というのはないんですか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

フードパントリー活動団体への運営支援につきましては，現在のところ，ありません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　４番石引大介君。

○４番（石引大介君）　茨城ＮＰＯセンターのコモンズさんの，こちらのですね，いばらき子ども食堂応援助成という資料にですね，こう記載されております。

コロナ禍の影響の中，ひとり親や生活困窮世帯，学生などを対象としたフードパントリーや宅食（デリバリー型）の事例が茨城でも大分増加してきました。ただ食品を渡すだけでなく，心配な家庭の見守りにつながったり，悩みを打ち明けるコミュニケーションの機会にもなっており，その有効性が確認されています。一方で，経済的に厳しい方を対象とする活動のため，参加費などの対価を得にくく，活動を継続するには外部支援を継続的に進めることが必要となりますと記載があります。

もう一度お伺いしたいんですが，こういったパントリーとか同じ目的をされている団体に対しての支援金の検討っていうのは，していただくことはできないでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

確かに現時点では，考えてはいるところではございませんが，今後の社会状況を鑑みまして，生活困窮対策，そういう全体の中で，そういうものを含めまして考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　４番石引大介君。

○４番（石引大介君）　ぜひよろしくお願いします。

次の質問なんですけれども，子ども食堂やパントリーなどを実施している団体さんの活動を，

ホームページですとか，あと広報紙を活用して町民の方々へ周知していっていただけるというふうにございましたが，具体的にどういうふうにしていくお考えなのかお聞かせください。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
　町民活動センターの広報紙「えがお」では，センターに登録されている地域貢献団体，社会貢献団体の紹介を行っておりまして，３団体とも既に紹介されてるところでございます。
　ホームページ掲載につきましては，冷蔵庫設置後の予定であり，広報あみへの掲載は今後調整している予定でございます。
　以上です。
○議長（久保谷充君）　４番石引大介君。
○４番（石引大介君）　ホームページへの掲載ですとか，広報あみへの掲載を調整してくれるということなんで，非常に心強く感じてます。
　１つだけちょっとお願いしたいんですが，１回だけ，例えば紹介したよ，はい終わりだよとかではなくて，やはり継続的にその活動をＰＲしていっていただきたいというふうに私は思うので，ぜひその点含めて御検討していただければと思います。
　次，最後の４点目に移らせていただくんですが，未来へ向けて支援の輪を広げていくために，活動を継続的に実施していってもらうための課題というのは，どういうことがあるとお考えになりますか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
　人材，食材，資金といったことについて課題があると思っております。
　以上です。
○議長（久保谷充君）　４番石引大介君。
○４番（石引大介君）　そうなんです。そうですね，人材，食材，資金，この３つだと私も思うんですけれども，では，安定した運営に必要な人材の確保に向けて，町としてどのようなことができると考えますか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　先ほども伺いましたが，やはり団体のＰＲ等を継続的に行うことによりまして，そうした活動に興味っていうか，社会的に，そうした活動に興味のある方，そうした課題を考えている方，そうしたものを人材を掘り起こすことによって，そういった団体につなげていけるかと思っております。
　以上です。

○議長（久保谷充君）　４番石引大介君。
○４番（石引大介君）　じゃあ，安定した運営に必要な食材の確保に向けて，町としてはどのようなことができるとお考えになりますか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
　行政が入ることによって，関係機関，農家とか農協とかそうしたものをいろいろつなげることができるかと思っております。そうした関係機関に団体の活動をＰＲすることによって，食材の提供につながることができるものというふうにつなげていきたいと考えているとこでございます。
　以上です。
○議長（久保谷充君）　４番石引大介君。
○４番（石引大介君）　しつこいようなんですが，最後ですね，安定した運営に必要な資金の，確保に向けてはどうお考えになりますか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　町としては現在のところ，補助金を出すってところはないんですけども，まず国や県とか，関係機関いろんな団体の補助金というのがございます。そうした補助金の情報を，まずそうした団体に提供することによりまして，団体が自ら補助金獲得に向けた動きができるよう促していくとともにですね，そうした申請面についての協力ができればということに考えております。
　以上です。
○議長（久保谷充君）　４番石引大介君。
○４番（石引大介君）　本当に心強いというか，本当うれしくなるような御答弁をいただいて，今ちょっと感動してるんですが，私もですね，やっぱりこういった活動に御尽力している方々の活動内容を多くの方に知ってもらうっていうことが一番大切じゃないかなというふうに考えてます。団体さんの活動は継続性が必要であったり，あとは，やはり安定した運営ができることが重要だと思います。そのために行政として何ができるのか，いま一度お考えいただければと思いますので，よろしくお願いします。
　これ，私がですね，たまたま御挨拶回りに行った農家さんで，阿見町に子ども食堂を運営してくれる団体さんができて，いついつやるんですよっていうお話をしたことがあったんですが，そのときに，うちで白菜余ってるから持ってってあげろよって，畑から一緒に収穫をして届けた経験があります。
　また，別でですね，この話をしたら，私も調理くらいならお手伝いできると思うから，何か

あれば声かけてねっておっしゃってくれる女性の方もいらっしゃいました。

町外で起業してる私の友人なんですが，たまたま一緒に飲んだときに，コロナ禍の影響で，すごい大学生がバイトが減っちゃって困ってるんだとか，ひとり親さんを対象に，今度フードパントリーとか行う団体さんがあるんだよという話をしたら，何か協力させてもらいたいっていうふうに言われたんで，団体の代表さんに話をつないだら，支援金を頂いたっていうことで，後でお話をいただきました。

このような経験を経て，まだまだ多くの人が，阿見町でこういう支援団体の存在ですとか，あと活動内容を知らないのが現状じゃないかなっていうふうに強く感じました。逆に言えば，多くの人に知ってもらうことで，協力してくれる人はどんどん増えてくるんじゃないかっていうのも併せて感じたんですね。

なので，行政として補助金とか金銭的な支援っていうのも確かに必要かもしれないんですけれども，今のように，その活動を多くの方々に広げる行動も立派な行政の支援じゃないかなっていうふうに私は感じています。

これ最後になるんですが，2020年の１月15日，東京新聞の記事，これネットに載ってたんですが，埼玉県で埼玉フードパントリーネットワーク代表を務めてらっしゃる草場澄江氏が，地元の企業や家庭などから寄附を増やし，支援者の顔が分かる地産地消のパントリーをして，それぞれの地域に根づいて自立していくのが理想であるというふうにお話しされてました。

本当にすばらしいお話だなと思って読ませていただいたんですが，最後の質問は，ちょっと町長にお伺いさせていただきたいんですけれども，埼玉県では，県の広報紙や定期的な企業への支援要請などを行っているそうです。阿見町にも多くの企業さんがございます。活動されてる団体さんも協力をお願いするつながりっていうのには限界があると思うんですね。その手助けとして，町から町内の企業などへ，団体の活動ＰＲですとか，あとは協力依頼などを広げる橋渡しを行うことっていうのはできませんか。

○議長（久保谷充君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　はい，お答えします。

先ほど来，聞いておりまして，子ども食堂，それからフードバンク的な団体，これが短期間にですね，大変成長しているということに心強く思ってるところでありまして，今回も，補助金の要綱をつくりまして，子ども食堂については支援をしていくと。また今度，フードバンク的な団体についてもですね，今後は考えていかなければならないというふうに思ってます。

その中で，食材を集めるということについては，農協，それから商工会，それから各工業団地ということで，特に工業団地については，たくさんの優良企業が在籍していますので，その辺のところ，現在は，毎年，企業懇談会というのを町のほうで行っておりますけれども，コロ

ナ禍の中で，今できておりませんけれども，そういった機会のときにですね，ＰＲをさせていただければというふうに思ってます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　４番石引大介君。

○４番（石引大介君）　ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

阿見町からですね，子供の貧困がなくなるように，阿見町で困ってる人を阿見町全体でサポートをする。町長をはじめ職員の皆さんの英知を結集していただいて，官民一体となった支援ができる阿見町，そんなまちづくりをお願いしたいと思います。

最後になりますが，いまだ収束の見えない新型コロナウイルス感染症ですが，感染対策として期待されますワクチンの接種も開始されました。苛酷な状況の中，医療に従事されていらっしゃる関係者の皆様へ心から敬意を表しますとともに感謝申し上げます。

また，前代未聞の取組であるため，町長をはじめ職員の皆さんも非常に御苦労，そして御疲労が続いているかと思います。皆さんの健康あっての接種事業だと思いますので，くれぐれもお体には御自愛いただき，町民のために御尽力をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（久保谷充君）　これで，４番石引大介君の質問を終わります。

それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時５分といたします。

午前１０時５４分休憩

午前１１時０５分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に，11番海野隆君の一般質問を行います。

11番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔１１番海野隆君登壇〕

○１１番（海野隆君）　海野隆でございます。

それでは，一般質問を始まりたいと思います。

ちょうど１年前にも申し上げましたけれども，今日は，1991年に，死者・行方不明者43人を出す大惨事となった長崎県の雲仙普賢岳の……。失礼します。マスクは取らせていただきます。雲仙普賢岳の大火砕流が発生した日でございます。

当時，避難勧告が出ていながら，そのことを十分に報道陣が危険性を認識できなかったことや，避難計画等の不備が指摘されました。

そうした経験を積み重ねながら，気象庁は，これまで警戒レベル４では避難勧告と避難指示

の２つの情報で避難が呼びかけられていたのを，避難勧告を廃止し，避難指示に一本化するということを最近行いました。

国民保護計画に想定される対応や原子力発電所の事故時の災害対応も，基本的には町民の命と財産をどのように守るかという危機事態への対処となるものと思われます。

３月18日，水戸地方裁判所は，日本原子力発電株式会社に対し，東海第二発電所の原子炉を運転しないよう命じる判決を言い渡しました。福島第一原子力発電所事故後，避難計画の不備という問題を正面から取り上げて，原発の運転差止めを命じた事例は初めてであり，他の原発の安全性を検討する上でも重要な判決と評価されております。

判決は，新規制基準が避難計画を含まないことそのものが不合理だとはしなかったものの，ＩＡＥＡが示した深層防護の第５の防護レベルである重大事故時における避難等の被害緩和策が原子炉施設の安全にとって不可欠だとして，それが達成されているか否かを検討した結果，１，全面緊急事態の際に，東海第二原発からおおむね30キロ圏内の住民94万人余が無秩序に避難した場合，住民が短時間で避難することは困難であることは明らかであること，２番，同圏内の自治体における原子力災害対策指針の定める段階的避難等の防護措置が，実現可能な避難計画及びこれらを実行し得る体制が整えられているとは言えないという２つの点から，原発の運転差止めを認めたものでございます。

茨城県では，平成27年３月に策定，平成31年３月に改定した日本原電東海第二発電所で，重大な原子力災害が発生または発生するおそれがある場合に備え，茨城県広域避難計画を策定しています。それに基づいて，平成30年３月29日，土浦市役所において，阿見町も含む茨城県内の14市町村と，原子力災害におけるひたちなか市民の県内広域避難に関する協定の締結式が開催されております。

阿見町は原子力発電所災害時，１，東京電力福島第一及び福島第二原子力発電所災害時広域避難計画により，いわき市からの市民約6,600人に，日本原子力発電東海第二発電所災害時広域避難計画により，ひたちなか市からの市民約7,000人の避難先とされております。また，利根川の洪水災害時，河内町からの町民7,000人の避難先とされております。

一方，阿見町の地域防災計画において，町民が町外に避難するということは想定されておりません。そこで，災害時，広域避難の阿見町受・支援計画，避難受入れ計画について，以下の質問をします。

１，避難元であるいわき市との避難計画実効性確保に関わるその後の協議について。

２，避難元であるひたちなか市の広域避難計画の策定状況について。

３，ひたちなか市との広域避難協定以降の避難受入れ計画協議の進捗と協議内容について。

４，今回のようなコロナ禍での複合災害時を想定した避難受入れ計画を策定する必要につい

て。

５，避難受入れ計画についての町民への広報と今後の情報提供について。

６，避難受入れ人数と避難計画の県への提出資料と，対象施設非居住スペースの確認について。

７，広域避難計画策定における茨城県の再調査ヒアリングについて。

８，町公共施設以外の避難施設及び場所，当該施設との受入れ確認等の協議について。

９，阿見町内の避難所における生活空間の見直しについて。

10，河内町との避難計画及び避難受入れ計画の詳細について。

11，阿見町民が町外に避難するという事態，特に国民保護法との関連について質問をいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　海野議員の，災害時広域避難の阿見町受援・支援計画，避難受入計画についての質問にお答えいたします。

１点目の，避難元であるいわき市との避難計画実効性確保に係るその後の協議についてであります。

平成30年１月29日，茨城県内35市町村といわき市は，福島第一原子力発電所または福島第二原子力発電所での原子力災害時に避難したいわき市民を受け入れるための，原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定を締結し，同年３月に，いわき市は広域避難計画を策定いたしました。

協定締結以降は，平成30年度及び令和２年度に各１回，市町村防災担当を含めた担当者会議が開催されており，福島県内の原子力発電所の状況説明や，情報伝達手段に関する協議が行われております。また，受入れ市町村の避難所の最新の状況についても確認が行われております。

今後も，関係市町村と共にいわき市との協議を継続し，避難計画及び広域避難受入れ計画の実効性の確保に努めてまいります。

２点目の，避難元であるひたちなか市の広域避難計画の策定状況についてであります。

平成30年３月29日，茨城県内14市町村及び千葉県内10市町とひたちなか市は，東海第二発電所での原子力災害時に避難したひたちなか市民を受入れるための，原子力災害におけるひたちなか市民の県内広域避難に関する協定を締結しました。

しかし，ひたちなか市で広域避難に関する様々な課題の整理や解決に取り組んでいる状況が続いているため，市の広域避難計画は未策定となっております。

３点目の，ひたちなか市との広域避難協定以降の避難受入れ計画協議の進捗と協議内容についてであります。

協定の締結以降は，ひたちなか市と当町の間で３回の協議を行っております。直近では，今年の４月23日にひたちなか市の職員が役場に来庁され，広域避難計画策定に向けての現状や当町の受入れ体制等の確認を行いましたが，目立った進展はない状況となっております。

４点目の，コロナ禍での複合災害時を想定した避難受入れ計画を策定する必要についてであります。

令和２年７月，災害時に町民が避難するための，新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルを町で作成しました。

複合災害時を想定した広域避難受入れ計画についても，町のマニュアルを基に作成する必要があると考えますが，現時点で避難元市町村や茨城県，福島県による，複合災害についての具体的な方向性が示されておりませんので，町の複合災害時を想定した広域避難受入れ計画策定には至っておりません。

５点目の，避難受入れ計画についての町民への広報と今後の情報提供についてであります。

これまで町が広域避難受入れ計画として作成したものは，阿見町広域避難受入れ計画いわき市編と阿見町広域避難受入れ計画河内町利根川洪水編となります。

広域避難受入れ計画に関しては，今後，広報あみや町ホームページを活用し，情報提供に努めてまいります。

６点目の，避難受入れ人数等避難計画の県への提出資料と，対象施設非居住スペースの確認についてであります。

東海第二発電所における原子力災害時の広域避難受入れに関しては，これまで計３度，県へ資料を提供しております。

１度目は，平成25年８月に，避難所に関する調査があり，避難所名称，所在地，面積等を県へ回答しております。

２度目は，平成30年10月に，指定避難所の立地・住環境に関する調査があり，避難所のハザードマップ内の立地有無，設備状況，居住スペースの面積等を回答しております。

３度目は，令和３年２月に，原子力災害時の避難所面積に関する調査があり，避難所の居住面積を回答し，令和３年４月に，追加調査として，２月に回答した避難所全ての図面提供を求められ，県へ図面提供を行いました。

対象施設の非居住スペースの確認については，令和３年２月の県調査では，一部の避難所において，これまで非居住スペースを含んだ面積を回答していたことが判明したため，全ての受入れ施設において，居住，非居住スペースの見直しを行い，同月，過去に県へ報告した受入れ

総面積１万7,759平方メートルから，１万4,794平方メートルに修正を行い，県及びひたちなか市へ報告しました。

７点目の，広域避難計画策定における茨城県の再調査ヒアリングについてであります。

県のヒアリングについては，６点目でお答えした２度目と３度目の調査に合わせて行われております。

平成30年10月調査に関するヒアリングは同年11月に行われ，主に避難情報の発令基準，避難所の状況，要配慮者施設に関して，防災危機管理課担当者より説明を行いました。

しかし，令和３年２月の県調査で，一部避難所の面積について，非居住スペースを除外していなかったことが判明いたしました。このため，全ての避難所に対して，図面に基づく再計算を行い，令和３年５月のヒアリングでは，避難所の居住面積について，修正した内容を報告いたしました。

８点目の，町公共施設以外の避難施設及び場所，当該施設との受入れ確認等の協議についてであります。

町公共施設以外では，霞ヶ浦高等学校をひたちなか市の避難受入れ施設として茨城県に報告しております。

なお，霞ヶ浦高等学校については，自然災害時における町民の避難所に指定しております。原子力災害に伴う広域避難に関しましては，ひたちなか市の広域避難計画が策定される，あるいは策定に向けて具体化してきた段階で説明等を行う考えでおりました。県への報告を先行し，学校への十分な説明ができていない中，新聞に報道されることとなり，対応が遅れてしまい大変申し訳なく思っております。

現在では，霞ヶ浦高等学校に対し，概要等の説明は行っておりますが，今後も十分な説明を行ってまいります。

９点目の，阿見町内の避難所における生活空間の見直しについてであります。

災害時に町民が避難所にて生活する空間については，従来は１人当たり２平方メートルとしておりましたが，新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルの中で，１人当たり４平方メートル以上と定めております。

一方，原子力災害の広域避難受入れについては，茨城県で統一した基準があり，１人当たり２平方メートルとなっております。

このため，当町で広域避難を受け入れる際には，この基準に従い算出しております。

10点目の，河内町との避難計画及び避難受入れ計画の詳細についてであります。

河内町では，利根川で洪水が発生した場合，町内の大部分が浸水する想定となっており，洪水の危険性が高まった場合は，当町及び稲敷市，美浦村へ避難したいとの要望がありました。

協議の結果，令和２年７月21日に，河内町と当町の間で，大規模水害時における避難所等施設利用に関する覚書を締結し，令和３年１月には，阿見町広域避難受入れ計画河内町利根川洪水編を策定いたしました。

河内町からの受入れは，吉原交流センター81人，町民体育館141人，車中泊用として総合保健福祉会館西側駐車場300台を予定しております。

移動手段としては，自家用車等での避難が原則となり，移動手段がない場合は，河内町が臨時に運行するバスで乗り合わせることになります。

河内町とも定期的な協議を行い，広域避難受入れに関する実行性の確保に努めてまいります。

最後に，11点目の，阿見町民が町外に避難するという事態，特に国民保護法との関連についてであります。

国民保護法の正式名称は，武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律であり，住民の避難に関する措置，避難住民等の救済に関する措置，武力攻撃災害への対処に関する措置等にて構成されております。

当町においては，平成19年３月に，国民保護法に基づく阿見町国民保護計画を策定しており，同計画で想定する着上陸侵攻や弾道ミサイル攻撃等の武力攻撃事態が発生した場合，国及び県からの指示により，町外の指示された地域に避難することを想定しております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　それでは，再質問をさせていただきます。

まず１点目ですけれども，いわき市との避難受入れ計画，避難計画，それぞれできていてですね，いわき市も避難計画を策定しているとしておりますけれども，内容の詳細について教えてください。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

いわき市とは，いわき市原子力災害広域避難計画を，平成30年３月に策定されております。いわき市の人口は約33万人となっておりまして，茨城県内の35市町村のほか，福島県の西部と新潟県内，また，約33万人全員が避難所へ避難するという想定の計画になっております。つまり避難所への避難人数としましては，最大規模で見積もっているという内容になっております。

平成28年12月15日に策定された福島県原子力災害広域避難計画によりますと，阿見町には，これはいわき市の平地区ですね，の約6,600人の方々が避難することになっております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　これは，この後のね，再質問でも申し上げたいと思うんですけれども，2018年ね，９月の議会で，永井議員が，当時の危機管理監，押切管理監とね，やり取りをして，国連のスフィア基準等のことを例に挙げながらですね，果たして避難された方々のスペースかな，スペースについて，県が示した２平米で，２平方メートルでいいのかというようなやり取りがありました。

それで，今回ね，いわき市，その後ね，茨城県のやり取りとか，当時，阿見町といわき市でやり取りした中で，いわき市との避難所の面積っていうのかな，6,600人を収容する，そういうものというのは，何平米でやっていて，その6,600人っていうのを収容できる，そういう形になっているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

直近では，いわき市から，令和３年４月に，避難所に関する時点修正の依頼がございまして，いわき市を受け入れる避難所の面積や収納可能人数について，最新の数値を回答しております。

収容可能面積としましては，１万2,875平米，収容可能人数は6,433人となっておりますので，収容可能はできるかと思います。

当初ですね，計画では約6,600人というふうにいわき市のほうで言ってございましたけども，いわき市さんのほうでは今，人口が減少しているそうでございまして，直近の数字では，いわき市の平地区では約6,200人というふうになっておりますので，全員が避難所へ避難したとしても受け入れることができるというような計算上になっております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　はい，分かりました。

それではですね，２点目，ひたちなか市との関係ですけれども，先日ね，たまたまひたちなか市長を市長室に訪ねてですね，今回の避難計画の話とか，コロナの対策の話とか，いろいろお話をお伺いして，町長にもよろしくというふうにおっしゃってましたけれども，その中でね，広域避難計画の話が出ておりました。

それで，２点目，３点目一緒の再質問になりますけども，ひたちなか市との避難計画の策定状況，それから３回協議をしているわけですけれども，もう少し詳しく，ちょっと詳細に教えていただけますか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

ひたちなか市との協議につきましては，協定の締結以降，３回ですね，協議行ってますけど

も，１回目の協議は，平成30年10月に，ひたちなか市の生活安全課の職員の方がですね，来庁されましたので，そこで広域避難計画の策定に関するスケジュールや，避難者の受入れマニュアルについて協議を行いました。

２回目の協議は，令和２年１月に，県南エリアの受入れになっている11市町村と，ひたちなか市のやはり生活安全課の職員が土浦市役所に集まりまして，平成31年２月にひたちなか市市民説明会の結果や，広域避難時の福祉避難所，避難者の，これは受入れに関する今後の進め方について協議を行いました。

３回目につきましては，今年の４月23日に，ひたちなか市やはり生活安全課職員の方が３名来庁されました。そのときの協議としましては，ひたちなか市としては，新聞の記事ですね，出ましたので，収容人数の過大算出や，阿見町が原子力災害時の避難所として霞ヶ浦高等学校を避難所に考えていることが，同校に承諾をもらう前に先に記事になってしまったことを心配して来庁されたとのことでございました。

そして，町からは，避難所の居住面積の訂正を行い，県は報告済みであるっていうことと，新聞記事に関しましては，問合せ等はなかったことをお伝えいたしました。

また，町のほうからは，逆にひたちなか市さんのほうで，広域避難計画についてはどうなってるかと聞いたところです。町のほうでは，ひたちなか市さん用の広域避難受入れ計画については，素案の作成までは行ってます。それでそちらさんはどうなってますかと聞いたところ，未定とのことでありました。策定の時期も未定でございました。

それとですね，阿見町が受け入れる避難エリアは，市毛小学校区と田彦小学校区の約7,100人で変わっていませんかということをお聞きして確認させていただきました。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　私も市長にですね，大谷市長に，どんなところが避難計画が策定できない課題ですかなどと，いろいろな話をしましたけれども，ちょっと明確じゃないっていうかね，いろんな課題があるんだということだったようです。１つのつまり原因があって，それを潰せば避難計画ができるということではなさそうな感じは印象として受けましたね。

これから，何しろ避難計画があって，やっぱり避難受入れ計画がある，セットですので，ひたちなか市がね，避難計画をつくっていくっていうのを待ちたいというふうに思います。

次に，４点目なんですけども，複合災害っていうんですかね，今回も思わぬコロナ禍の中で，いろんな対策を練らなくちゃいけないということがあってですね，当初，複合っていうのは地震と原子力災害とか，そういうことで私の頭の中にはあったんですけども，こういった感染症についてね，これが大きく影響するということはちょっと想定してなかったんですけども，町

で，言ってみると４平米以上ということでつくっていて，県は２平米ということで，そうすると，原子力災害だっていうと，すぐには帰れないだろうなと思われるわけですよね。7,000人全員が来るかどうか分かりませんよ。それにしても，ちょっと帰還するまでにはちょっと時間がかかるなと。そこの避難生活の質を確保するっていうかな，するためには，本当に２平米でいいのかなっていう疑問があって，コロナ禍，こういう感染症の場合，こういうことがあったので，その広域避難の受入れもですね，２倍のスペース，町が想定している４平米ということで考えなくていいのかどうか，それをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

町のほうはですね，避難所運営マニュアルにおきまして，コロナ対応ということで，今，２平米から４平米に拡大しております。

しかしながら，広域避難の受入れのほうにつきましては，コロナ禍を考慮した複合災害の場合，避難元の市町村や茨城県，福島県から，やはり具体的な方向性とか要望がございませんので，今のところ，計画策定までには至っておりません。

ただしですね，現在の広域避難の考えでは，全人口が避難所へ避難するという最大規模で算出した計画でありますので，実際には，親戚や友人宅へ避難する人，宿泊施設へ避難する人などがいらっしゃると思いますので，現実的には密集度は若干緩和されるのではないかなと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　実際にね，そういう事態になったときに，想定は7,000人だけれども，もっともっと少なくなる，可能性としてはありますよね。それは分かりました。

それで，５点目なんですけども，私もいろいろとね，町内の皆さんにお伺いしていると，先日河内町で町長選挙があって，私もちょっと向こうのほうに行ってみたことがあって，河内町の人たちは阿見に避難するんですよなんて言ったら，分からなかった人たちがたくさんいて，それと同様にですね，阿見町でもですね，いわきから，あるいは河内から避難してくるということについては，十分にね，認識していないのではないかなと。まだまだ現実的じゃないという形はあるかもしれないけれども，しかしやっぱり町民がですね，しっかり避難してきた方々を受け入れるっていうね，その体制をつくるためには，やっぱり町民に対してもですね，やっぱり情報提供をきっちりしていくということが大事だと思います。

それで，情報提供に努めてまいりますという先ほどの答弁だったんですけども，これまでに町で作成したですね，広域避難の受入れ計画等についてですね，その広報を行った実績という

のはあったんですか。私も知らなくて申し訳なかったんですけど，教えてください。
○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。
○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。
いわき市とひたちなか市の協定締結については，過去に広報あみの掲載とか，町ホームページのほうでお知らせしております。
ただし，河内町のほうにつきましては，ホームページ等に現在掲載されておりません。ここら辺が広報不足かなと思いますので，今回，掲載などをするようにして，情報提供に努めて，共通理解のほうを持てるようにしていきたいと考えております。
以上です。
○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。
○１１番（海野隆君）　日本原子力発電東海第二発電所，私も直接現地は見てないんですけれども，16メートル，17メートルのうずたかいですね，堤防が，今，取り囲む工事をしてるんですよね。で，工事が終わるまのは，あしたには終わらないけれども，間もなく終わっていくと。
そうすると，当然，避難計画，それから受入れ計画についても，もう少し現実味が増してくるんじゃないかなというふうに思いますので，折々町民にもですね，当然町だけでね，全部対応できるっていうことではなくて，町民の皆さんの協力も得なくてはいけないと思いますので，ぜひね，広報を行っていただきたいと思います。
次は，６点目なんですけれども，これ毎日新聞読んでなかった人はですね，余りぴんとこないかもしれないけど，毎日新聞のこれは本当に独自のスクープで，調査報道として非常に優れた報道だというふうに思います。
私は毎日新聞たまたま読んでいたもんですから，これはなかなかのスクープだなと，問題点を指摘したなというふうに思ったんですけども，新聞報道ですとですね，全体で１万8,000，県全体でですね，１万8,000人くらいの収容人数不足が確認されていたということなんですけども，阿見町ではどの程度の不足があったんでしょうか。
○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。
○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。
新聞報道にありました１万8,000人というのは県全体の数値なんですけども，当町におきましては，令和３年２月に県調査の際に見直しを行いました。その結果ですね，やはり県に報告していた収容可能人数から1,480人減少するという形で報告になりました。
しかしながら，避難所面積の算出訂正を行って，収容可能人数のほうは減少したんですけども，ひたちなか市から示されている避難所に来る人数，そちらのほうは，人数減少を行った上でも，収容人数の不足が発生しておりませんでしたので，町として過大算出で不足が生じたと

いうようなことはございませんでした。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　分かりました。

それで，ひたちなか市の反応についてもね，先ほど御答弁がありましたけれども，このとき，令和３年４月の毎日新聞だったかな，避難所の面積に関して報道があってですね，そこに，阿見町が18年の再調査の際に過大算定があったことを認めたと。ただ，過大算定や避難所不足の規模は，県などから情報提供を控えるように言われたという記事が載っておりました。県はね，そうした要請はしていないとしていると報道されて，掲載されておりましたけども，これちょっとやっぱりやり取りはしっかりね，確認しといたほうがいいと思いましたので，実際の経緯はどういう経過だったのかお聞きしたいと思います。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

そのやり取りの件なんですけども，当時，県に対して，防災危機管理課，担当職員のほうですね，電話にて新聞社への情報提供の可否の確認を行ったところですね，その際，県からは，現在，県内の調査結果を取りまとめ中であるため，情報提供は控えるように回答されたというふうに認識しておりました。

ただ，新聞社のほうから，その後，当町に対して行なわれた取材の後ですね，新聞社と県との間で，県ではそういうふうに言ってないというような回答を受けたそうなんですけども，その辺のこう言った，ああ言ったについては，ちょっと記録があるものでもございませんので，正確には把握してないところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　分かりました。

続いてですね，ちょっと待ってください。次，８番目だな，８番目，８点目，霞ヶ浦高校の話なんですけれども，先ほどね，その経過については御答弁が町長からありました。

ざっくり言うとね，避難所に想定して県に報告をするということですから，本当はそれ以前にね，了承を得なければ，面積として出せないんじゃないかなというふうには思いますが，町では，いつですね……。町の災害のときには霞ヶ浦高校が避難所として想定したというか，上がってるんですけども，その広域避難，今回の広域避難受入れ施設に，なぜといえばなぜなんですけども，霞ヶ浦高校を入れたっていうのは，どういう理由で，いつ指定したのかを教えてください。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。
○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。
霞ヶ浦高校につきましては，町の避難所のほうには，従来から，従前から入っておりました。しかしながら，茨城県の広域避難計画，そちらのほう，いわゆる東海第二発電所の避難になりますけども，そちらのほうはやはり想定してなかったと思います，高校さんのほうでも。
その中で，町のほうとして，まだひたちなか市との協議，またはあちらの計画ができてませんので，取りあえず報告という形で，茨城県広域避難計画のほうで，霞ヶ浦高校も含めた数で報告してしまいました。それが平成27年３月に策定されたときの計画でありますので，平成27年のことになります，指定したのは。
やはりですね，その報告を行う際にも，一言，やはり高校さんのほうへお伝えしてから報告すべきであったと思っております。こちらのほうは大変申し訳なく思っております。
以上でございます。
○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。
○１１番（海野隆君）　霞ヶ浦高校は，気持ちよくですね，協力するということのようですので，ぜひね，今後も連絡というかを密にしていただいてですね，やっていただきたいと思います。
それと，もう１つですけれども，ひたちなか7,000人，いわき6,600人かな，ということなんですけれども，霞ヶ浦高等学校は，この広域避難計画の中では，避難所には入ってないんですか。
○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。
○町民生活部長（中村政人君）　霞ヶ浦高校につきましては，福島県いわき市の広域避難計画には入っておりません。というのは，霞ヶ浦高校さんの分を除いても，町の施設で受けることができる収容人数となっているからでございます。ひたちなか市の場合は，避難人数が多いものでございますから，霞ヶ浦高校さんを含んだ受入れ人数で，計画，まだ素案しかできてませんけども，素案をつくっております。
以上です。
○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。
○１１番（海野隆君）　了解しました。分かりました。
次，９点目なんですけども，これ先ほど申し上げましたけれども，2018年，平成30年９月にですね，永井議員が，国連のスフィア基準を例に挙げながらですね，県が指定する２平米では少ないんじゃないかと，当時の危機管理監の押切さんとやり取りをしてですね，押切さんとしては，やっぱりその２平米ではやっぱり少ないと。最低１人当たり３平方メートル，３平方メ

ートルですね，で受入れを計画したいというふうに回答したと思いますが，その後，そのやり取り，それから３平方メートルでの受入れ計画っていうのを検討しているのかどうか，そのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

避難所の１人当たりの面積につきましては，９点目の町長答弁にもありましたが，町民が避難する場合は，現在，コロナ禍でございますので，４平米以上としております。

そういう状況で，コロナ禍だということもございましたけれども，３平米以上，そちらのほうは，今クリアしてるというような状況になっております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　このやり取りは，広域避難計画のやり取りではなかったかなと思うんですよね。今ね，部長が言われたのは，町のね，避難所での面積だったと思うんですよ。当時，多分，永井さんと押切さんとのやり取りでは，広域避難計画のときの県の２平米についてやり取りをしていたのではないかなと思いますが，もう一度，部長，答弁していただいていいですか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

広域避難につきましては，１人当たりの面積につきましては，現在も今２平米のままでございます。拡大になっておりません。

といいますのも，現在のコロナの状況を踏まえますと，２平米というのは難しい面も想定されますけども，現時点におきまして，福島県，茨城県またはひたちなか市，そちらのほうの基準が変わっていませんので，町としてはそのままとなっているっていうような状況でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　先日，ひたちなか市の大谷市長とお話ししたときに，こちらでは万全の受入れ計画をつくるよう努力していますと，全力を尽くしていますと。長期間，ひたちなか市民がですね，阿見町に，生活の質を保ちながら避難生活ができるように，我々としては全力を尽くしますなどというようなことを言ってきたんですけども，やっぱりちょっと，もう一度ね，これは県がね，そもそも変わらないと，なかなか町独自でやっていくというのは難しいのかもしれないけれども，先ほど7,000人っていうマックスの数でおっしゃってましたけれども，

実際には２平米以上になるよということなのかもしれませんが，問題提起を町からもですね，県のほうにしていただけるとありがたいなと思います。

これ，答弁できますか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

広域避難計画につきましては，やはり避難元が，やはりそういうふうな意思を示してもらわないと難しいというのがあるとは思いますけども，やはり広域避難計画ですので，協議する場がございます。その時点に，こちらから避難の受入先として問題提起をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　ありがとうございます。

何しろですね，地球温暖化防止とか，そういった様々なことを考えれば，やっぱり再稼働するかしないかにかかわらずね，やっぱり事故は起こり得るものだというふうに認識してですね，それで避難計画と，それとセットになる避難受入れ計画をしっかりつくっていくということは，お互いのやっぱり義務みたいなものなので，ぜひね，これをしっかりとやっていただきたいと思います。

10点目なんですけれども，河内町との避難計画ですが，当初ね，私も質問通告にもですね，河内町から7,000人ということで書いたんですけども，町長の答弁ではですね，事細かく非常に，吉原交流センター何人，町民体育館何人っていうふうな形で出ているんですけども，これ7,000人というのはなくなったというふうに理解していいんですか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

河内町とは，令和元年11月に，広域避難に関する協議を行っておりまして，その際，河内町のほうから，住民の一，二割程度の避難先を町外で確保したいとの考えを伺っております。その点について，令和３年４月時点の河内町の人口が約8,500人，そして人口の一，二割としますと850人から1,700人となります。そして，それが阿見町，稲敷市，美浦村の広域避難先へ避難することになりますけども，そこの収容人数は1,310人となりますから，現実的な避難者を想定した上での受入れ要望がありましたので，避難人数と車中泊に変更いたしました。

なおですね，この件につきましては，この認識の違いにつきましては，議員から５点目の御質問がございました，避難受入れ計画についての町民への広報という指摘に関連しておりまして，やはり町からの情報提供が不足していたことが，認識の違いにつながったと思いますので，

ここら辺も改善していきたいと思います。広報のほうに努めていきたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　経過は分かりました。私も，大体全町受入れ，全町河内町の町民をですね，龍ケ崎を飛び越えて，もっと高台のですね，阿見が受け入れるのかなというふうに思っておりましたけども，よく経過は分かりました。

それで，細かいことをお聞きするようですけれども，吉原交流センター81人，町民体育館141人，それから300台でしたっけ。これはやっぱり河内町のほうから，こういう形で避難受入れをしてほしいというふうに要請があって，それに応じてこちらのほうでやったというふうに理解していいですか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

収容人数に関しましては，令和２年７月に行いまして，河内町からの人数がかなり減少しましたので，スペース的に余裕があることから，河内町から要望のあった施設の居住スペース面積を１人当たり６平米としまして収容人数を割り出しました。

また，避難先につきましては，河内町からアクセスしやすい施設ということで選びましたので，吉原交流センターとか町民体育館，また，車中泊としましてさわやかセンターのほうを指定ということに変更いたしました。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　分かりました。

最後にですね，11点目，国民保護法との関連で，阿見町民がね，町外に避難するという可能性はあるというふうに思います。そのときに，我々どうしたらいいのかと。一時期ね，北朝鮮がミサイルを撃ってきたときにですね，机の下に隠れるとか，頭抱えて低くするとかっていう訓練はしたと思いますけど，当時ね，当時，だけど，これちょっとやっぱり現実的じゃないなと私は思ってました。

そういうことは，もちろん原子力の災害と同じように，事故と同じように，起こらないのが一番いいとは思いますけれども，国際情勢が非常に緊迫しているような状況からすると，どうなるか分からないということになると，自衛隊の基地を持つという強みとね，自衛隊を持つということの弱みというのかな，弱みと言っちゃ言い過ぎかもしれないけど，リスクみたいなものもやっぱりあるんだということを認識してですね，この国民保護法に基づく国民保護計画の中に示されて，先ほど答弁にもありましたけれども，国及び県からの指示で避難ということに

なっていて，どこに行くとか，ある程度の，ここだというような内示っていうかな，場所ですね，これは一定程度ね，やっぱり考えとかなくちゃいけないんじゃないかなって，やっぱり思いますよね。どこに撃ってくるか分からない。町の役場を目がけて撃ってくるっていうことは，通常は想定されないので，大体，標的になるような場所っていうのはあって，そうすると，やっぱりパトリオットがあるからあそこに来るかもしれないなとか，原発に撃ち込んでくるかもしれないなとか，いろいろ想定されるんですけど，そこの提示っていうのか，それっていうのは，町と国，国なんでしょう，これね，あるいは県なのかな，そことのやり取りというのはしているんですか，あるいはしていないんですか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

国や県からの，特に内示というのはございませんが，市町村は武力攻撃事態が発生した場合に備えまして，事前に複数の避難パターンを作成するよう努めるものとされております。

町のほうとしましては，町の保護計画をつくっておりますので，それに基づきまして，避難パターンにより，武力攻撃事態などが発生した場合には，その避難パターンを参考としまして，武力攻撃の状況に応じて避難先が判断される，それでまた国県から指示があるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　避難パターンは保護計画の中にあったんでしたっけ。国民保護計画の中に。ちょっと確認。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えします。

今，避難パターンの，ちょっと今，資料を手元に持っていませんでしたので，ちょっと今，調べる時間をいただきたいと思います。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　重要といえば重要なんだけれども，もしなければね，今後検討すると，検討していくというか，やっていくということになるでしょうし，あればね，どういうパターンだったのかっていうのをちょっと知りたいとは思いますが，すぐに出ないもんね。出ないよね。はい，結構です。それじゃ後でまた教えてください，議会にね。

私の一般質問は，今回の一般質問はこれで終わりにしますけれども……。何か来た。大丈夫。大丈夫。ちょっと，じゃ，座るから。聞いて。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

武力攻撃中心なんですけども，着上陸侵攻などに関しまして，10パターンですね，用意してございます。武力攻撃事態として，着上陸侵攻や航空攻撃，緊急対処事態，テロですね，そういうものに対して想定しております。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　細かくなっちゃって申し訳ないんですけど，10パターンで，そのときにどことかっていうことで書いてあったんですか。ちょっと私，ちらちらっと見させてはいただいたんですけれども，そこはどうなんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　そうですね，緊急事態ですけども，侵攻方向が想定してございまして，その侵攻方向に対して，避難先としましては町外市町村ということまでしか書いてございません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　本当にこれこそね，なかなか想定するのは難しいというような形はしますが，いずれにしてもやっぱり町民の命と暮らしを守っていくためには，何らかのね，対応というか，しっかりとした計画をつくっていく必要があるのではないかなと私は思います。

先ほど，最後にしようと思って述べたものなんですけれども，述べたというか，あれですけど，とにかく現状の中で，避難受入れ計画，避難計画とセットで，これやっぱりつくり上げていくっていうのは非常に大事な仕事だと思います。もちろん町民の命と暮らしを守るということも大事だけれども，国を支えているね，エネルギーの関係で，東海第二発電所，日本原電東海第二発電所がもし事故起きたときにですね，ひたちなかからの避難民をしっかりと阿見町で支えると，支援すると，そういうことも非常に大事だと思いますので，今後ともですね，そのことについて，よく県，それから避難元であるひたちなか市，そして阿見町と協議をしていただいてですね，実効性のある避難計画をつくっていただくよう要望して終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　これで，11番海野隆君の質問を終わります。

それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後１時といたします。

午前１１時５９分休憩

午後　１時００分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に，15番紙井和美君の一般質問を行います。

15番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔１５番紙井和美君登壇〕

○１５番（紙井和美君）　本日最後の一般質問者でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは，通告に従いまして，地域と共に育むこれからの学校教育について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は，私たちの命や生活はもちろんのこと，社会経済に打撃を与え，さらには人間の行動，意識，価値感に至るまで大きな影響を及ぼしました。しかもそれは地球上の広範囲に及びかつ長期にわたると推測されています。

したがって，感染収束後も，まだまだ未知のウイルスや自然災害などに見舞われるかもしれないという予測困難な時代の中であることから，新たな生活様式に移行していくことが求められるようになってまいりました。

まずは，瞬時に情報交換ができるためのＩＣＴに関して，コロナ禍が大きな後押しとなり，テレワーク，遠隔診療など，世の中全体にデジタル化，オンライン化が大きく促進されました。学校教育も，それに伴い，これからの子供たちの教育を支える基盤的なツールとして必要不可欠なものとなりました。

また，人格形成に関しましては，これから先の未来を担う子供たちには，自分で課題を見つけ出す力，物事を主体的に考える力が必要となってまいります。多様な立場の人々と協調性を持ちながら社会を発展させてほしいと願うところであります。

学校教育の在り方自体も，ニューノーマルな時代に対応した考え方に移行するとともに，孤立を防ぎ，誰も置き去りにしないように，地域と共に子供を育んでいくことが大切であると考えます。

そこで，以下の点について質問をいたします。

１，コロナ禍により学校での生活様式が大きく変化しております。そのような中で，児童生徒の不安にどのように向き合い，対処しているか。

２，環境の変化による情緒不安定な子供はいないか。いじめや不登校に変化があったか。現状とその取組について伺います。

３，現在重要視されているスクールカウンセラーの活動状況について。

４，教育は，地域と共に育む共育が重要であります。コロナ禍の中ではありますが，地域との連携が重要と考えます。当町の取組はどうか。

５，通常の業務に加えて様々な活動や配慮が求められる現状の中で，教職員の負担軽減に対

する取組はどうか。

６，ＧＩＧＡスクールアドバイザーの導入による児童生徒や教職員の反応はどうか。

７，国籍や人種や性別を超えた人権教育が平和へつながるということを学んでほしいと思います。現在，学校での取組はどのように行われているか。

以上７点についてお伺いをいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君，登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君）　紙井議員の，地域と共に育むこれからの学校教育についての質問にお答えいたします。

１点目の，コロナ禍による児童生徒の不安への対処についてであります。

各学校において，学級担任が中心となり，常に児童生徒の心身の状況について把握するよう取り組んでおります。そこで異変を感じたり，相談等の訴えがあったりした場合には，その不安や思いを受け止めながら，不安等を解消するように努めております。

２点目の，いじめや不登校の現状とその取組についてであります。

一般的に環境の変化を苦手とする児童生徒はいると考えておりますが，コロナ禍による大きな変化はなかったと認識しております。担任や養護教諭等の個別の対応及びチームでの対応で，不安を取り除けるようにしております。

いじめについては，昨年度に学校でいじめとして積極的に認知し，各学校において個々のケースに合わせて対処し，解消が図られております。いじめはあってはならないもの，一方で起こりうるものとして認識し，定期的なアンケート，日常的な観察，教育相談で把握し，適切に対応できるように努めております。

不登校児童生徒への支援については，その背景を理解し，児童生徒に合わせた対応をしております。昨年度から，中学校には不登校対策教室を設置し，経験豊富な教員を町独自で配置するなど，教育相談センターやすらぎの園と併せて不登校児童生徒の支援に当たっております。今年度は，小学校の不登校児童の支援について，教育相談センターとの連携を強化しております。

３点目の，スクールカウンセラーの活動状況についてであります。

当町では，茨城県のスクールカウンセラーが今年度より１人増えて３人，町独自のスクールカウンセラーを１人配置し，全10校に月２回程度訪問できるようにしております。児童生徒やその保護者のカウンセリングのほか，気になる児童生徒についての理解や対応方法等の情報共有等を行なっております。

併せて，町独自のスクールソーシャルワーカーが１人，家庭環境や生活環境が課題となっている家庭へ支援をしております。

４点目の，地域との連携の取組についてであります。

学校と地域が連携して取り組んでいる事業としましては，町立の全小中学校で実施している学社連携事業と，阿見第二小学校で取り組んでいる学校運営協議会事業があります。

学社連携事業は，学校と社会が連携して行う事業で，例えば，地域の農業者を講師に招いて実施する農業体験学習や，地域の郷土芸能の伝承など，学校ごとに工夫した取組を実施しております。

学校運営協議会事業は，学校運営に地域の方々の協力を積極的に取り入れて，地域と一体となった学校づくりを目指して行くものです。学校運営協議会を設置した学校をコミュニティ・スクールと呼びますが，地域のボランティア活動が活発で，運営協議会を立ち上げる基盤が最も整っている阿見第二小学校をコミュニティ・スクールのモデル校として，今年７月に運営協議会を設置する準備を着実に進めております。今後は，段階的に町内の小中学校に事業を拡大していく考えでおります。

５点目の，教職員の負担軽減に対する取組についてであります。

これまでも，留守応答機能つきの電話機の設置，学校閉庁日の設定等に取り組んできました。それでも教職員の業務内容はまだまだ多く，超過勤務時間の減少につながっていないのが現状です。

今年度は，部活動の適正化に向けた取組，２学期制の導入，小学校専科教員の配置，給食費の公会計化，学校サポーターの活用等，超過勤務時間の縮減に向けて取り組んでおります。

６点目の，ＧＩＧＡスクールアドバイザー導入による児童生徒や教職員の反応についてであります。

各学校月２回程度，ＩＣＴ支援員の訪問があります。１人１台端末の環境を活用するために，導入当初の現在は教職員への支援が主になっております。教職員からは様々な質問や要望が出されるなど，各学校で積極的に活用しております。

７点目の，人権教育の学校での取組についてであります。

今回，学習指導要領にもあるように，自分のよさや可能性を認識して個性を活かしつつ，様々な個性を持つ他の人を価値のある存在として尊重し，協働して様々な課題を解決していくことが重要であります。多様な他者とよりよい人間関係をつくることは，学習活動を進めていく上で基盤となるものです。

学校では，男女や年齢，障害の有無にかかわらず，多様な他者とよりよく関わり，よりよい社会を目指すことについて，道徳科を要として，学校教育全般において取り組んでおります。

以上です。
○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。
○１５番（紙井和美君）　ありがとうございました。
例えば，休み時間や給食時間の中では，対話の制限やマスクの着用など，様々なシーンで先生や友達同士のコミュニケーションにおいて，今までとは違う日常があろうかと思います。
子供たちから寄せられた声には，どのようなものがあったでしょうか。
○議長（久保谷充君）　指導室長東治樹君。
○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君）　はい，お答えいたします。
児童生徒は新しい生活様式にすぐ順応できたようでございます。一部，マスクを外しがちの児童生徒もおりましたけども，今はほぼ全員が必要なときに着用していると確認しております。
以上です。
○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。
○１５番（紙井和美君）　コロナ禍の影響はなかったということで，少し安心しましたけれども，不安を取り除くための個別の対応やチームでの対応しているというふうにお答えありました。これは非常にすばらしいことだと思っています。
これは，どのような状況であったのか，具体的に教えていただければと思います。
○議長（久保谷充君）　指導室長東治樹君。
○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君）　はい，お答えいたします。
児童生徒から不安等の声が聞こえたり，相談があったりした場合には，最初に聞いた教員が，まず対応に当たります。児童生徒の不安等を校内の中で共有したり，スクールカウンセラー等に相談して対応を考えたりするなど，最初に相談を受けた教員が個人でため込まずに，チームで対応するようにしております。
○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。
○１５番（紙井和美君）　ありがとうございます。
いじめに関してですけれども，先ほど，決して駄目なことだけれども，必ず起こり得る問題だというふうに認識して捉えていくという，それも本当に大事なことだと思っております。
その中で，定期的なアンケート，日常的な観察，教育相談で把握するというふうにお答えありましたけれども，もう少し具体的に教えていただけないでしょうか。
○議長（久保谷充君）　指導室長東治樹君。
○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君）　はい，お答えいたします。
定期的なアンケートにつきましては，各学校とも学期ごとに実施しております。観察については，教師，担任のほか，特別支援教育支援員，また児童生徒に関わる教職員が，授業中だけ

でなく，休み時間にも児童生徒を観察しておりまして，児童生徒の表情や言動等を捉え，いつもと違う様子がないかを観察しております。

教育相談に関しましては，いつもと違う表情や言動の児童生徒に教員が声をかけたり，児童生徒が訴えてきたりした場合に行う随時の相談と定期的な教育相談を設けております。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　対応していただいていると思います。

不登校に関してですけれども，一番直近の不登校の児童生徒の人数，小学校，中学校と，各学年ごとに教えていただければと思います。

○議長（久保谷充君）　指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君）　はい，お答えいたします。

直近といいますと５月または４月になるかと思うんですけども，まだ４月，５月では始まったばかりでありまして，昨年度の，令和２年度の30日以上の不登校児童生徒数について申し上げます。

小学校１年生４名，小学校２年生６名，小学校３年生６名，小学校４年生８名，小学校５年生３名，小学校６年生６名，小学校合計で33名であります。

中学生は中学１年生が15名，中学校２年生23名，中学校３年生が27名，合計で65名。

小中学生合わせて98名が，昨年度の30日以上の不登校児童生徒という結果であります。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　ありがとうございます。なかなか不登校は全国的にも問題になっていて，それをしっかりとカウントして対処していただいていると思っています。

昨年度から中学校に設置された不登校対策教室についてでありますけれども，これ，経験豊かな教員を町単独で配置すると，先ほどお答えがありました。

設置後の変化，それと子供や教員の声はどうであったかっていうのをお尋ねいたします。

○議長（久保谷充君）　指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君）　はい，お答えいたします。

不登校対策指導員の配置後，午前中に必ず担当の不登校対策指導員がおりますので，安心して，通所，登校できるようになって，入出する生徒も増えているのが現状であります。

不登校対策指導員が，町の教育相談センターに出向いて，通所している生徒と会話をしたことがきっかけとなって登校に結びついた生徒もおります。

またですね，教育相談センターに通所している生徒が，いきなり大人数がいる通常の教室に復帰する前にですね，少人数の不登校対策教室に通うことで，スムーズな学校復帰ができたケースもあります。

その中で時間割，それからその日の過ごし方等を不登校対策指導員と丁寧に確認しながら決めて，一つ一つスモールステップで実行することを繰り返しておりますので，自尊感情が高まったり，自信を持ったり，生活できるようになったケースもありました。

不登校対策教室にはですね，担当の先生がいますけども，担任とか学年スタッフ，多数の先生が訪れることによりましてですね，多くの先生方のつながりができております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　本当に，さっきおっしゃったように，ワンクッション置ける場所，それとワンクッション置ける人がいるっていうことは，かなり子供たちにとっては安心ではないかというふうに思います。

先ほどの教育センターですけれども，ここはタブレット１人１台の端末になっていますが，ここのWi-Fiの設置状況はどのようになっていますでしょうか。

○議長（久保谷充君）　指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君）　はい，お答えいたします。

町の教育相談センターはですね，６月中旬，今月の中旬に無線ＬＡＮの工事が始まりますので，それによって学習者用タブレットがつながるようになる予定であります。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　ありがとうございます。それでは，センターでも勉強ができるということになります。

そこの小学校児童の支援において，教育支援センターとの連携は，学校とはどのようになっていますでしょうか。

○議長（久保谷充君）　指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君）　はい，お答えいたします。

今年度も町の一つの重点目標に不登校対応が入っておりますけども，これまで小学生の通所している人数が少なかったというか，なかなか通所に結びつかないような現状がありましたので，発達段階に合わせた対応，または学習指導等について研修をしたりですね，各小学校の生徒指導主事や管理職と連携を密に取ったりするなどしてですね，不登校児童のひきこもりを少なくして，なるべく，学校に行けなければ相談センターを活用するということを，今年は重点的に取り組んでおります。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　以前，中１ギャップなんて言葉もありましたけれども，小学校から中学校に渡るときに，そういったことが緩和されて，生き生きと中学生活を送れるように，小

学時代でしっかりと見ていただければというふうに思います。

あと，先ほど出てましたスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーへの相談件数に関して，教員と児童生徒に分けて，数が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（久保谷充君）　指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君）　はい，お答えいたします。

昨年度のですね，スクールカウンセラーの相談件数，延べですけども，児童生徒が約260件，教職員が，情報共有等が主ですけども400件，それから保護者の相談が約350件ほどありました。

スクールソーシャルワーカーに関しましては，継続案件がほとんどですけども，12人の児童生徒の家庭に関して継続的に支援をしていただいております。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　これはすばらしいですね。それほど気軽に話をしていただけるということがよく分かりました。

保護者の方で350件というのは，本当に相談しやすい雰囲気が伝わってくるなっていうふうに思いました。どうぞこれからもしっかりと活動，活躍していただきたいというふうに思っています。

次に，学社連携事業，先ほどお答えいただきましたけれども，この児童生徒及び講師の方々の反響はどうであったか，お尋ねいたします。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

子供たちにとっては，伝統芸能や農業体験など，教室ではなかなか学ぶことができない体験を専門家から直接学ぶことができる貴重な時間でございます。その関わりを持てる時間を楽しみにしている児童も多くいます。

講師に来ていただいた地域の方々も，子供たちとの交流を楽しみにしておりまして，昨年度は新型コロナウイルス感染症のために多くの活動が中止になったりして活動が少なくなったことを大変残念に思っている方々も多くいると聞いております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　あと，生涯学習課でやっている学校運営協議会，いわゆるコミュニティ・スクールなんですけれども，まず第二小学校を選んだ理由をお尋ねいたします。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

阿見第二小学校につきましては，意欲的に活動している地域住民の方々が多く，学校に対し

て協力的な住民の方が多いため，地域ボランティア活動がとても充実していると感じております。そのため学校に対しての協力も惜しまず，学校と地域の垣根がなく，お互いの協力体制ができていると判断したものでございます。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　それと，あとモデル校っていうふうにお聞きしましたが，それの期限はどれぐらいを想定しているんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　期限につきましては，今年度から第二小学校がモデル校として始まりますので，段階的にほかの学校に学校運営協議会のほうをスタートしていくことは考えておりますが，その期限としては，いつになるかと区切っているわけではございません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　はい，分かりました。

第二小学校が地域の方と密着して，地域の方も本当に頑張っていらっしゃるというのは聞き及んでおります。

しかしながら，ほかの学校も，例えば第一小学校だとおやじの会ですとか，そういったいろんな特色がありますので，段階的に町内の小中学校に事業拡大っていうふうにありますが，それの具体的な計画をお尋ねします。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

町として，その計画自体はまだできてございませんが，頭としては，令和４年度は，他の学校が，第二小学校がモデル校として稼働してますので，それを視察訪問や，自校の学校運営協議会の立ち上げの準備期間として，順次，令和５年度以降から，学校運営協議会を各学校でスタートしていきたいと考えてございます。

いずれは全小中学校に拡大していきたいと考えています。

以上です。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　分かりました。それに取りかかりということで，全小中学校に波及させていただければと思っております。

教職員の負担軽減に関してですけれども，これの取組として，先ほど御答弁の中に，今年度は部活動の適正化，また２学期制の導入，小学校専科教員の配置，給食費の公会計化，学校サ

ポーターの導入とありました。これ私が考えた中でも非常に大事なものばかりだなというふうに考えております。

それらにつきまして，現段階での状況をお尋ねいたします。

○議長（久保谷充君）　指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君）　はい，お答えいたします。

まず，部活動の適正化についてですけども，複数顧問制，それから出場大会の精選，部活動の数の削減等につきまして，町で実施できるものについて検討を始めたところでございます。

２学期制に関しましては，今年度から導入しておりまして，順調に進めていただいております。

３点目の，小学校専科教員につきましては，国県の重要施策にもありますけども，町内５つの小学校で，理科専科，それから外国語専科，音楽専科，家庭科専科の配置をしております。

学校サポーターにつきましては，昨年度からの国県の事業でありますけども，昨年度は大学生等が学校が休校のために，サポーターが10名配置することができたんですが，今年度，大学のほうも始まってますので，現在今のところは６名，６校に配置しております。今後全校に配置できるように募集していきたいというふうに考えております。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　給食費。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　補足してお答えします。

給食費の公会計化につきましては，昨年度ですね，学校給食センターにおきまして，給食費管理システムを導入してございます。

今年度の運用開始を目指しまして，ただいま準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　ありがとうございます。

続きまして，ＧＩＧＡスクールについて，ＩＣＴ支援員の訪問で教職員からの声もたくさんあろうかと思います。その中の質問や要望というのはどのようなものが出たか，教えてください。

○議長（久保谷充君）　指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君）　はい，お答えいたします。

先ほど答弁もありましたけども，各学校月２回程度ＩＣＴ支援員の訪問がありますけども，その中で，先生方からの質問，要望に関しましては，タブレットのカメラ等の機能，または，

パワーポイントやスクラッチ等のソフトの使い方についての質問や，授業での支援についての質問や要望が多く見られました。

以上です。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　ありがとうございます。パワーポイントを使った授業などは，本当に子供に興味が湧くものではないかと。しっかり先生方も頑張っていただきたいなと思っています。

通告にもお示ししましたとおり，国籍や人種や性別を超えた人権教育が平和へつながるということを学んでほしいというふうにお話をしましたけれども，学校でのグローバルな教育の取組についてはどうか，再度お尋ねいたします。

○議長（久保谷充君）　指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君）　はい，お答えいたします。

町内各小中学校ではですね，学習課題を解決するために，友達同士で２人組や数人でのグループ，または学級全体での互いの考えや思いを交換したり共有したりしながら，よりよい解決を目指す学習を進めております。

総合的な学習の時間では，課題を自分のこととして把握し，必要な情報を集め，それらを整理したり分析したりして，最終的にまとめ，表現したりという過程をたどって，自分の考えや課題を新たに更新していくことを学んでおります。

国際教育の一環としまして，小学校で外国語の授業が始まりました。自国文化または異文化の理解を深め，多種多様な意見を共有して認め合い，自分の考えを深められるような学習活動を多く取り入れるようにしております。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　ワールドカフェのような，グループになって学習するというのは，子供たちにとっても，大人にとっても，非常に頭の中に入りやすいものなので，楽しく学んでいってほしいというふうに思っています。

最後になりますが，新学習指導要領に，ＥＳＤ，持続可能な開発のための教育が位置づけられております。2030年までに達成すべき目標として定められているＳＤＧｓ，持続可能な開発目標の達成を目指すことがＥＳＤの推進につながると思います。ＳＤＧｓは，全ての人が平和と豊かさを享受できるようにすることが目的でありまして，ＥＳＤは，持続可能な社会づくりの担い手を育む教育っていうことであります。

ＥＳＤに関しましては，１つが，人格の発達や自立心，判断力，責任感などの人間性を育むこと。２つ目が，他人との関係性，社会との関係性，あと自然環境との関係性を認識して，関

わりやつながりを尊重できる個人を育んでいくということが目標とされております。これらの２点が重要ということでありまして，また，ＳＤＧｓの目標４の中に，質の高い教育をみんなにという，その中にもＥＳＤは組み込まれております。ぜひとも子供たちに地球規模で平和を学んでほしいというふうに思っております。

先日，教育長のほうにも，外務省の冊子「外交という仕事」，これは外交官の仕事の紹介ではなく，「外交という仕事　地球に生きるわたしたち」というものを，教育委員会に御紹介させていただきました。

これ県内の各教育委員会の中でも，冊子を外務省に申し込んで，学年に応じてお渡ししてるっていうようなものなんですけれども，非常によくできていて，要するに，一人ひとりが大事だということを，世界規模で考えようという内容なんですけれども，ぜひともこれも活用していただきたい。早速教育長が外務省に，教育部長が話していただいて，取り寄せていただくというふうにお聞きしましたので，これも活用していただければというふうに思っております。

未来の担い手である子供たちが，誰一人取り残されることがなく成長していけるためにも，皆で育んでいきたいというふうに思っております。

教育長にお尋ねしますけれども，先ほどからの学校でのＥＳＤ，またＳＤＧｓの推進ということについて，学校の中でもしっかりと学んでいらっしゃると思いますが，それについて御意見いただければと思います。お願いします。

○議長（久保谷充君）　教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君）　紙井議員には，いろいろ本当に御提案をいただきましてありがとうございました。またこちらのサイドとしましても，こういうことを聞いてくれないかなと思うようなことを聞いていただきまして，皆さんにも教育委員会の取組がよく理解していただけたんじゃないかというふうに，併せてそれも感謝してます。

今，こういう状況の世の中です。世界中がそうですね。今は人間が試されているときだというふうに私は思ってます。それは世界中でそうだし，阿見町でもそうです。学校でもそうなんですね。

去年の始まった頃，１年ちょっと前，４か月ぐらい前ですか，ぱっと思いついたことがありました。それは，この時期は，学校が一番荒れる時期だということを感じたわけです。なぜか。子供たちが好きな，楽しんでいる，楽しみとしているようなことが全て中止になってしまう。授業は必ず，授業時数は確保するというような。一般的に勉強で，何ていうんですか，生きがいを持って学校行ってるっていう子供は，100人いれば半分は恐らくいないんじゃないかななんていうことも心配したんで，学校が荒れることが一番心配ですということを校長会で何回も言いました。

校長先生方も，もちろん学校に戻っていろいろ話をしてくださるわけですけれども，そんな中で，やっぱりさっき室長が言ってましたけれども，一人ひとりの変化に気をつけるとか，そういう目を持って，常に１年間やってきてくださったと思ってますね。ですから，学校が大きく荒れるということはありませんでした。それは私も本当に感謝しました。

で，今小学校でＳＤＧｓという言葉知ってますかと子供たちに聞くと，ほとんど結構手挙げるんですよ。意味が分かっているかどうかは分かりませんね，詳しく。ただ，我々は何を，じゃあやってたらいいかっていうことになれば，自分たちで継続してできることで，自分たちのためにもなる，将来のためにもなる，そういうことを見つけ出して，継続して取り組んでいきたいというふうに今は思ってます。

今年は特に，アメリカもパリ協定に復帰したし，中国も環境では少しこちら側に寄り添ってるようなところも見えてますので，環境問題について，小中学校でどういうことができるのかというのを検討しながら，少し継続的に進める初年度としたいというふうに考えてはいます。

これからもいろんな御意見を提案いただきまして，進めていきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　大変にありがとうございました。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

以上で１問目の質問を終わらせていただきます。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　それでは，次の質問に移ります。

子どもの命と生活を守る子ども家庭福祉についてであります。

児童福祉法では，児童の定義は，満18歳に満たない者とされ，全ての児童はひとしくその生活を保障され，愛護されなければならないとされています。これは全ての子供や家庭を対象として，健全な生育環境の子供から，虐待が見られる子供や家庭への対応まで幅広く内容も多岐にわたっております。

子供の福祉を考えるときに，子供とその家庭に，さらにはそれを取り巻く地域までもが対象となることから，子ども家庭福祉と表現されているようであります。

近年，児童虐待について連日取り上げられております。これは，親自身の問題が大きいのですが，その元をたどれば，子供を育てる社会環境も大きく影響していると考えます。

例えば，親の安定した収入や心身の健康は，子供の健全育成と切っても切り離せないことから，子供の命と生活を守るためには，行政，また地域社会と一体となって考えて対応していかなければ児童福祉の問題は解決できないということであります。社会環境を整えていくことが

最重要課題であると考えております。

そこで，当町の子ども家庭福祉の現状について質問をさせていただきます。

１，母子保健の施策について。今は特にコロナ禍で孤立しがちである妊婦及び乳幼児を育てる母子・父子に対する支援について。

２，保育施設について。現在の保育環境は地域や利用者のニーズにマッチしているか。

３，養護等を必要とする子供への施策，児童虐待等の現状と取組について。

４，母子・父子家庭の子育て・生活面の支援，就業支援，養育費の確保，経済的支援について。

以上４点についてお伺いをいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　紙井議員の，子どもの命と生活を守る子ども家庭福祉についての質問にお答えいたします。

１点目の，母子保健の施策についてであります。

町では，妊娠届出時に保健師面談を行い，顔の見える関係づくりに努めております。いつでも気軽に相談できる環境を整え，継続した支援が受けられるよう，地区ごとに担当保健師を配置しております。

妊産婦支援としましては，全ての妊婦を対象に，支援レターの送付や妊娠後期における電話訪問を実施し，出産に向けた支援を行っております。

産後には赤ちゃん訪問や面談を実施し，令和２年度は，対象286名のうち97.9％の訪問支援を実施しました。

また，昨年度は新型コロナウイルス感染防止対策のため，母子保健事業のうち一部の乳幼児集団健診を中止や縮小して実施しましたが，代わりに電話訪問や個別面談等を積極的に行い，子育て世代が孤立することのないよう支援してまいりました。

今年度は全ての母子保健事業を再開しております。今後とも，安心して相談できる機会を確保するとともに，不安や孤立感を軽減できるよう，相談窓口の周知や関係部署との連携，相談支援の充実をより一層図ってまいります。

２点目の，保育施策についてであります。

町内には，現在16か所の認可保育施設があり，施設区分としまして，定員規模の大きい保育所，認定こども園に加えて，０歳から２歳児を対象として少人数での保育を行う小規模保育事業所，家庭的保育事業所といった様々な保育施設が運営されております。

これらの保育施設においては，施設独自の運営方針に基づき，特色を持った保育が行われており，利用者のニーズに対応した多様な保育サービスが提供されているところです。

３点目の，養護等を必要とする子供への施策についてであります。

被虐待児など家庭環境上養護等を必要とする子供に対する現在の取組についてお答えします。

まず，子供本人の状況について，在籍している保育園や学校で，日常の様子や身体的な異常などについて目を配るとともに，養護や支援が必要な場合は，様々な施策につなげることにより，虐待防止につなげております。

なお，子供の命を守るためには，一時的に子供の保護など緊急的な対応が必要になることもあります。しかしながら，最近は保護者の経済的理由や精神不安等により養育困難になる相談が多く，内容によっては，生活保護に向けての手続，医療機関との連携，自立支援に向けての様々な福祉サービス，法テラス，弁護士相談等につなげるなど，保護者への支援を行うケースが多いのが現状です。

４点目の，母子・父子家庭の子育て・生活面の支援，就業支援，養育費の確保，経済的支援についてであります。

１つ目の，子育て・生活面及び経済的支援につきましては，今年度，国の政策として，児童扶養手当受給世帯に子供１人につき５万円を，子育て世帯生活支援特別給付金として４月末に支給しました。

２つ目の，就業支援につきましては，児童扶養手当現況届提出時期の８月に，ハローワークと連携し，就業についての相談会を行う予定ですが，新型コロナウイルスの感染状況によっては，実施することが困難になることを想定しているところであります。

３つ目の，養育費の確保につきましては，離婚した親が養育費について不払いが生じた場合に，法的措置に移行しやすくなる公正証書の作成に係る費用を自治体が補助するなどの対策がありますが，今後，他市町村の事例などを参考にしながら検討してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　ありがとうございました。

産後に赤ちゃん訪問や面談を実施して，産後鬱や大きなストレスを抱えていると懸念された割合，それについてお尋ねいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えいたします。

訪問時に実施している産後鬱の指標が高かった人の割合は，約６％でございます。その後，その方たちについては，母親の体調確認や相談支援を実施したところでございます。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。
○１５番（紙井和美君）　ありがとうございます。
その後，子ども家庭課との連携はどのように行われたでしょうか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
子ども家庭課との連携につきましては，重度の産後鬱や，養育状況に著しく不安がある場合など，一時預かりの調整や緊急時に対応ができるよう情報連携を図っておるところでございますが，昨年度につきましては，産後鬱などによる連携を実施した対象者はおりませんでした。
健康づくり課としましては，子ども家庭課のほか，医療機関や産後ケア施設とも連携を図り，母の育児負担の軽減や相談支援を実施しております。悩みをじっくり聞いてもらえてよかった。話して気持ちが楽になった等の，母親からの声も聞かれ，育児負担の軽減につながっているものと思っております。
以上です。
○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。
○１５番（紙井和美君）　ありがとうございます。
コロナ禍で殊さら懸念されるのは親の経済的困窮や精神的な不安，そういうことなんですが，町でもあらゆる手を尽くして対応していますけれども，当町の傾向として，どんな問題が多いか。また，表面化して対応した虐待件数についてお尋ねいたします。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えいたします。
傾向として多いのは，初めは子供への虐待や育児放棄として関わっていきますが，関わっていく過程で，子供よりも保護者へ支援することにより問題解決につながっていく傾向があります。
また，コロナ禍で表面化して対応した虐待件数は約10件で，家族がテレワークにより在宅で過ごす機会が多くなったため，夫婦間のけんかにより，面前ＤＶとして児童相談所に連絡が入るケースが増えているところでございます。
以上です。
○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。
○１５番（紙井和美君）　ぜひとも，家庭困窮のこと，また家庭の中の親御さんの精神的負担，そういうことから虐待につながるというふうに考えております。
今後とも，子供家庭をしっかりと充実させていただいて，健康づくり課としっかりと連携を取っていただいて，これから先，進めていただきたいというふうに，思いまして，２問目の質

問を終わらせていただきます。
○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。
○１５番（紙井和美君）　それでは３問目の質問に移らせていただきます。
国から委嘱を受け，公正公平，人権への配慮を原則とした守秘義務がある民生委員さんであります。とにかく民生委員さんの仕事は，なくてはならない，今の時代に特に重要視されている内容であります。
ところが，近年，そういったことから，なかなか高齢化も進みまして，成り手不足に悩む，そういった地域が全国の中でもたくさん増えております。
私が参考にしたい地域は，神奈川県相模原市の民生委員協力員制度，後ほどこれ紹介いたしますけれども，民生委員さんをしっかりとサポートするボランティアの人をつけていく，そういうことの動きが最近増えてきています。
読売新聞の記事にも掲載された伊丹市は，地域をより多くの目で重層的に見守れるようにということで，社会福祉課が1990年に地域で活動する民生委員を支えるボランティアとして，協力員制度を実施しております。
また，全国民生委員児童委員会によりますと，協力員や協力員制度を置く市町村は全体の約９％と，まだまだ少ないですけれども，メリットは大きいものではないかというふうに考えております。
兵庫県の制度は，民生委員の後継者育成が目的ではありませんが，伊丹市では，昨年誕生した新生の民生委員48人のうち13人が協力員経験者でありました。民生委員の活動を近くで見て，もっと深く地域に関わってみようというふうな人も増えてきているようであります。
当町の民生委員の成り手不足に対する対策についてお伺いをいたします。
○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。
○町長（千葉繁君）　民生委員協力員制度の導入についての質問にお答えいたします。
民生委員・児童委員は，地域の住民の最も身近な相談相手であるとともに，住民と関係機関を結ぶパイプ役であり，地域福祉の担い手として様々な活動を行っております。
しかし近年は，高齢化の急速な進展に加え，児童虐待や生活困窮など，民生委員・児童委員にかかる負担が増加傾向にあり，新たな担い手の確保は全国的にも大きな課題となっております。
当町においても，候補者の推薦をお願いしている行政区の区長や現任の民生委員・児童委員にも御負担をおかけする等，候補者の確保には苦慮しております。
候補者確保に向けた町の取組としましては，来年12月の民生委員・児童委員一斉改選に向けて，民生委員・児童委員御本人への意向調査を，本年７月から年度末にかけて複数回行う予定

です。退任を希望された民生委員・児童委員については，町から当該地区の区長に御連絡しますが，民生委員・児童委員御本人からも区長への報告及び後任候補の検討の御協力をお願いする予定で，早い時期からの候補者確保に努めていただくようお願いする考えでおります。

また，令和元年９月に議員から御提案いただいた民生委員協力員制度については，民生委員・児童委員の負担軽減及び，新たな地域福祉の担い手としての後任候補者の掘り起こしを図るための方策として，一部の市町村で導入しているものです。

町としては，現在導入している自治体に状況を聴取し，また，当事者である町民生委員児童委員協議会の意向を確認しながら調査研究を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　町の中で，民生委員さんの負担軽減として対策していることはありますでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

町としては，民生委員さんの負担に余りかからないようにですね，相談内容について困ったときは社会福祉課に相談していただくように伝えております。また，状況によっては，関係課に伝えたり，職員が同行訪問するとしております。

また，民生委員児童委員協議会内においては，居住地が近い地域ごとにグループ分けをして，ネットワークを構築しており，守秘義務を守った上で相談し合ったり，どなたかが体調を崩しても，一時的に活動できない場合などにおいて，フォローし合うような仕組みをつくっているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　負担軽減，負担軽減をって全国で言うんですが，なかなか対案がないというのが現状でありますが，一つひとつ，皆さんの負担を取り除くようなものを考えていきたいなというふうに思っております。

先ほど御紹介しました相模原市の民生委員協力員制度，これは，民生委員１人につき１人の民生委員協力員というのを配置しまして，必要でなければ配置はしない。で，本人の民生委員さん自身が一緒に活動する上で信頼できる人を協力員候補として選び出す。また，市から活動費，費用弁償の一部が支給されます。協議会の会長，その方と協議しながら，民生委員配置の必要性，また，的確であるかどうかの判断を，市長，要するにうちだと町長に提出いたしまして，協力員として委嘱をすると。協力員は民生委員の指示の下，活動の補佐をしていく。

その中で，できることとできないことがありますが，できることとしましては，民生委員さん１人では訪問しづらいようなところに一緒に同行する，地域のイベントに参加することに協力をする，見守り活動や友愛活動をしていく，周知・啓発活動をしていくというものがあります。

民生委員協力員ができないものっていうのももちろんあります。具体的な内容の相談，そういったものとか，あと金銭を扱う業務，あと民生委員さん個人，固有の事務処理手続，あと個人情報の取扱上民生委員に限定されている事務，会議への出席，こういうことができない内容となっておりますが，かなりこれについては，民生委員さんが負担軽減される行為だということを，先日，議会報告会のときに，民生委員の副会長をなさっている方から提案がありました。その方からたくさんの情報もデータとして出していただいて，教えていただきましたけれども，みんなでいろんな方策を考えて，本当に困った人の手助けになれる人がたくさん増えていくように，そういうふうにしていきたいなというふうに思っています。

これからも，最後になりますが，これからも地域の悩みを抱えた人々に寄り添っていきながら，大切な仕事の民生委員さん，健康で生き生きと仕事をしていただきたいというふうに思っていますので，皆で協力し合いながら，新しいまちづくりに貢献をしていきたいというふうに願いまして，私の最後の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　これで，15番紙井和美君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（久保谷充君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は，これで散会いたします。御苦労さまでした。

午後　１時５６分散会

第　４　号

〔 ６ 月 ４ 日 〕

令和３年第２回阿見町議会定例会会議録（第４号）

令和３年６月４日（第４日）

○出席議員

１番	久保谷　　充　君
２番	落　合　　剛　君
３番	栗　田　敏　昌　君
４番	石　引　大　介　君
５番	高　野　好　央　君
６番	樋　口　達　哉　君
７番	栗　原　宜　行　君
８番	飯　野　良　治　君
９番	野　口　雅　弘　君
１０番	永　井　義　一　君
１１番	海　野　　隆　君
１２番	平　岡　　博　君
１３番	川　畑　秀　慈　君
１４番	難　波　千香子　君
１５番	紙　井　和　美　君
１６番	柴　原　成　一　君
１７番	久保谷　　実　君
１８番	吉　田　憲　市　君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町　　長	千　葉　　繁　君
副　町　長	坪　田　匡　弘　君
教　育　長	湯　原　正　人　君
町長公室長	建　石　智　久　君

総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	中村政人君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長	小林俊英君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山﨑貴之君
財政課長	黒岩孝君
防災危機管理課長	山﨑厚君
危機管理監（防災危機管理課副参事兼課長補佐）	永作弘和君
学校教育課長	恵美和彦君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和３年第２回阿見町議会定例会

議事日程第４号

令和３年６月４日　午前１０時開議

日程第１　一般質問

日程第２　休会の件

一般質問通告事項一覧

令和３年第２回定例会

一般質問３日目（令和３年６月４日）

発　言　者	質　問　の　趣　旨	答　弁　者
１．飯野　良治	１．道の駅整備事業検証委員会答申を受けての庁議の進捗状況について	町　　長
２．栗原　宜行	１．小規模特認校としてスタートした君原小学校の現状と今後について	教　育　長
３．樋口　達哉	１．災害対策基本法の一部を改正する法律（令和３年法律第30号）を受け，阿見町の防災体制を改善すべき事項について	町　　長

午前１０時００分開議

○議長（久保谷充君）　おはようございます。定刻になりましたので，これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で，定足数に達しておりますので，会議は成立いたしました。

本日の議事については，お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので，御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（久保谷充君）　日程第１，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし，質問時間は答弁を含め60分以内といたしますので，御協力のほどをよろしくお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は，会議規則第61条第１項に規定されているとおり，町の一般事務についてただす場であります。したがって，町の一般事務に関係しないものは認められません。また，一般質問は町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては，十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に，執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から，質問に対する簡明な答弁をされるようお願いいたします。

なお，議会基本条例第５条第１項第３号の規定により，執行機関には反問権を付与しておりますので，議員の質問等に対し反問する場合は，挙手の上，反問したい旨を述べた後，議長の許可を得てから反問してください。

初めに，８番飯野良治君の一般質問を行います。

８番飯野良治君の質問を許します。登壇願います。

〔８番飯野良治君登壇〕

○８番（飯野良治君）　皆さん，おはようございます。

今日の一般質問は，私にとって21回目の質問となります。阿見町議会議会改革アドバイザーを委嘱しました取手市議会岩﨑事務局次長に今日の一般質問のチェックをお願いしてあります。本日は，傍聴席には岩﨑さんはおりませんが，ユーチューブで確認をしていただけるということになっております。そういう意味において，今回は特別な思いがあります。

３月第１回定例会での答弁書，阿見町長千葉繁氏の令和３年度施政方針に基づいて，庁議の進捗状況について質問をいたします。

庁議が継続中であり，町としての方針が出されていない中での質問は，無理があるのではないかという御意見もありましたが，答えようがないことを十分承知の上での質問であります。議員の役割は，予算の決定，監視，チェックは活動の重大要素であります。

構想から11年，平成22年から平成29年までに３億9,222万5,573円の町民の税金が使われています。これらは議会の承認を得て適正に執行されたものです。一つの事業で，これだけ長期にわたり方針が出されていない事例はほかにあるのでしょうか。

来年，町長選挙が行われます。千葉町長は令和３年度施政方針の中で，就任４年目を迎え，総括の年と位置づけ，政策公約24項目について在任期間中に全ての政策が達成できる見通しと述べております。

そこでお伺いします。町政刷新を掲げ，道の駅凍結・見直しを公約の一丁目一番地に掲げ戦い，当選をされました。阿見町は，2020年度開業予定の方針を変更し，事業の凍結・再検討をすることとなりました。

町は，阿見町道の駅整備事業検証委員会を設置し，２年の歳月をかけ，７名の専門家に諮問し，今年２月５日に最終答申が，香川眞委員長から千葉町長に手渡されました。答申書は幾つかの課題は指摘されましたが，おおむね合理性があり妥当というものでした。

３月第１回定例会での一般質問で，最終答申を受け，庁議を経て判断しますとのことでした。討議の経過，内容について質問をいたします。

１，庁議は何回開かれましたか。

２，庁議での議論はどのようなものでしたか。また，議事録を公開することはできますか。

３，町としての最終判断はいつまでにやるのですか。

４，以前の町長答弁で「これは中止ではありません。凍結・見直し，もしかしたらあの場所でやるかもしれません」とありましたが，その認識は今でもお持ちでしょうか。

５，答申結果は今後どう活かされますか。

６，やらないという選択肢はありますか。あるとすれば，その根拠を明示してください。

７，町として，道の駅について住民投票を実施する用意はありますか。

８，これは９月議会に持ち越したいと思います。

以上７点について質問をいたします。明快な御答弁を期待します。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　皆さん，おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

飯野議員の道の駅整備事業検証委員会答申を受けての庁議の進捗状況についての質問にお答

えいたします。

１点目の，庁議は何回開かれましたかについてであります。

令和３年第１回定例会の飯野議員からの一般質問で，庁議においてしっかりと議論し，結論を出したいと答弁いたしました。庁議については，阿見町庁議等規程により，町政各部門の基本方策を総合的視野から審議策定し，かつ，その推進に当たって相互の連絡調整を図ることを目的に開催することとしております。

今般の道の駅に関する庁議での審議については，現在まで４回開催しております。

２点目の，庁議での議論はどのようなものですか。また，議事録を公開することはできますかについてであります。

庁議では，その構想から11年目を迎えた道の駅整備事業について，現在の町民意向，財政状況，直面する政策課題，さらに，新型コロナウイルスの感染拡大の影響や，それに伴う人々の生活様式の変化など，当町の現状を踏まえ，様々な角度から議論を行っているところです。

庁議の審議内容については，今後方針として取りまとめ，公開してまいります。

３点目の，町としての最終判断はいつまでにやるのですかについてであります。

現在意見集約の段階に入っておりますので，このまま順調に議論が進めば，数か月内には方針としてお示しできるものと考えております。

４点目の，以前の町長答弁で「これは中止ではありません。凍結・見直し，もしかしたらあの場所でやるかもしれません」とありましたが，その認識は今でもお持ちですかについてであります。

２点目でお答えしたとおり，現在の当町を取り巻く社会環境の変化を踏まえ，庁議において議論を行っている最中であります。今後決定する方針が町としての結論であり，私はその決定を尊重し，重視していく考えであります。

５点目の，答申結果は今後どう活かされるのかについてであります。

検証委員会からの答申では，これまで町が進めてきた道の駅整備の考え方及び手続は合理性があり妥当であるものの，施設規模，運営体制，建設費用，採算性を踏まえ，公共の福祉も含めた町民への利益と効果について計画段階で議論する必要があったが，その点が不十分なまま計画策定が進められてきたところが問題点として指摘されております。こうした御指摘を踏まえ，庁議において議論しているところであります。

６点目の，やらないという選択肢はありますか。あるとすれば，その根拠を明示してくださいについてであります。

現在議論の過程であり，結論が出ておりませんので，こうした御質問にはお答えすることはできません。

７点目の，町として道の駅について住民投票を実施する用意はありますかについてであります。

町では，住民投票を実施する考えはありません。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　それでは，１点目から再質問をしていきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

１点目についてはですね，庁議の位置づけ，町長の立場についてお尋ねしているわけですけども，庁議のイメージが私はね，ちょっと湧きません。テレビドラマで言ったらば，半沢直樹の取締役会議のようなものなのかなというイメージは持ってますけども，町長はですね，民間会社でいえば代表取締役ということで，北大路欣也さんのキャストというふうに捉えてもよいかなというふうに思ってます。

議論を聞いて，町長の意見，考え方は，どのタイミングで庁議の中で表明するのですか。

庁議が，最初の答弁の中で，相互の連絡調整が目的，こう答弁書に書いてありますけども，相互の連絡調整の目的で庁議が開かれるんであれば，判断の位置づけの比重は非常に，判断するためにやるんじゃなくて調整するわけですからね，その辺が，私のイメージで庁議は何のためにやられるのかということが。それを判断するためということなんだけども，私のイメージは。そうじゃなくて連絡調整。部長さんが何人か集まるんでしょうね，部長さんの意見を聞いて，連絡調整をするということなんですけども，そういう，判断ではなく連絡調整ということでよろしいんですね。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　お答えさせていただきます。

庁議の構成につきましては，町長をはじめ全員で12名ということで，各部長含めまして，政策企画課長，それから人事課長，財政課長を含めて12名という構成で庁議のほうが開催されてございます。

先ほどありました総合的視野から審議策定しまして，かつ，その推進に当たっての相互の連絡調整を図ることを目的というふうに，庁議の開催の目的がございます。ただ，重要な人事案件ですとか，大きな政策の事業決定ですとか，そういった内容についてもこの庁議の中で決定を諮っている状況でございます。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　じゃあ，先ほど言った町長の出番ですね。いわゆる12名の，町長を含めた12名の部課長さんの中の論議をいろいろ聞いて，分かったと，皆さんの考え方分かったと。そういう中で，私はその意見を聞いてね，こういうことなんですと，皆さんどうでしょうかと

いう意思表示はなさらないんですか。
○議長（久保谷充君）　町長千葉繁君。
○町長（千葉繁君）　庁議ですから，それぞれの部長さん方，それから入っている課長に含めてですね，いろんな議論をしていくということが庁議であります。ですから，私はなるべく控えたいというふうに思っています。きっと今までこういったことがなかったので，恐らく今の部長さん，入っている課長さんは，やはり大きなことを決めるのはこういう議論が必要なのではないかということを，今ちょっと分かってくれているというふうに思っています。
　以上です。
○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。
○８番（飯野良治君）　今の町長の答弁は，私も，ああ当然だなと。町長の考えを，最初に，私はこういうふうにこの問題を捉えているんです，こういうふうなやり方，やりたいんですという意思表示をしてしまったら，やはり12名の部課長さんは，なかなかその後ね，それに反するような御意見は出されないのかなと思ってるんで，やっぱり皆さんからいろんな意見を聞いてね，最終的に町長がね，その中でいろいろ，あ，こういう考え方もあるんだなということで判断の材料にするのかなということはよく分かりました。
　４回を開催しているということなんですけども，２月の５日の答申からね，もうちょうど今日で４か月になりますけども，４回ということは月に１回のペースなのかなと思っているんですけど，そういう捉え方で，回数はよろしいんですか。
○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。
○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。
　答弁にもありましたように，回数は現時点で４回でございます。まず，第１回を令和３年の２月５日に開催してございます。第２回を令和３年の２月の８日。飛びまして，第３回は令和３年の３月の25日。第４回につきましては令和３年の４月27日ということで，４回の開催をしてございます。
○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。
○８番（飯野良治君）　これは，定例会という位置づけではなくて，必要に応じて開かれるという，この回数なんですか。
○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。
○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。
　そのとおりでございます。協議の経過の中でですね，いろいろな資料の集約，もしくはその調査をしなければいけないという場面がございましたので，その間の時間を取って開催をしてございます。ですので，定期的に，何月の何日というふうな開催の形態ではございません。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　分かりました。

それでは，２点目のことについて質問をいたします。幾つかここで，町民の意向，財政状況，コロナ禍の影響，生活様式の変化，公開の方法，これは答弁書にいただいておりますけども，現在のね，町民の意向はどのような方法で把握しているのか。それは庁議の中でどういう論議がされたのか。教えていただきます。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

今回の道の駅に関してのですね，直接の意向調査ということを実施しているわけではございません。ただ，今年度にですね，第６次総合計画後期基本計画の進捗状況の確認に係る町民意向調査というのを実施させていただいております。

実はこの定例会最終日の全協の折にですね，その内容についてもちょっと御説明を差し上げたいという予定を組んでおりますが，その中で，幾つかの大きな施策の町民の意向がある程度方向性というのが出てございますので，そのような内容も議論の中の一つの材料として検討してございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　よく分かりました。よく分かったというのは，道の駅についての意向は把握してないけども，全体的な第６次総合計画についての意向については一定の把握しているんで，後で報告いたしますということが分かったと。

しかし，千葉町長が立候補されて，公約に出された凍結・見直しのやつがどうして起こったかというのは，やっぱり支持者の方のところを回ってね，やはり道の駅は22億もかけて今やる必要性があるのかということで，町民は今やる必要性がないんじゃないかという意見が大半だったということを，私の一般質問の中に答弁されているんで，この町民の意向というのをね，きちっとやはり反映しないと，決断というか判断はできないと思うんですけども，どうでしょうか。それは改めて，道の駅に特化して，この意向調査をやる必要性があると思うんですけども。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

今回の答申を受けまして，庁議の中で様々な議論を今継続中でございます。その内容の中にはですね，当然その意向ということも一つ大きな論点の一つだと思います。

そのほかに，この後もありますけれども，財政状況ですとか，今後町が達成しなければいけない課題であったりとか，そういった目線をですね，検証委員会の中では議論はなされなかった内容も今庁議の中で検討してございますので，総合的に判断をして方針を決定していきたいというふうに考えてございます。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　行政のプロがですね，２年もかけた検証委員会の答申を受けてね，さらにそこで論議をするわけですから，相当練られた結果がね，出てくるものと期待をしております。

それでは次にですね，財政状況に触れてますけども，阿見町の財政状況は，特に経常経費比率ですね，いわゆる新しい大規模な公共事業に対応することが今の阿見町の財政の中で可能かどうか。これはざっくりとしたもので結構ですけども，94.3％という数字が出されてますけども，あとの残りの中で，これは可能なのかどうか，お聞きいたします。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　お答えさせていただきます。

財政状況につきましては，３か年の実施計画時で，一度中長期ということで御説明を差し上げているかと思いますが，改めて今年度の歳入でいきますと，161億7,696万3,000円に対しまして，歳出が161億5,071万円となります。差引きで2,625万3,000円の歳入増ということで今年度は見込んでございます。

今後ですね，令和４年度以降は，それぞれ令和４年度で約６億ほどの財源不足，以降，５年度で約５億，６年度で約４億，７年度についても約４億の財政不足を現時点で中期長期の中では見込んでございます。

御指摘の経常収支比率を見てみましてもですね，令和元年度は94.3％と，飯野議員の御指摘のとおりですね。平成27年度からの推移を見ましても増加傾向が続いておりまして，財政の硬直化が進んでいるということが言えると思います。さらには，新型コロナの影響による税収の落ち込みなどもですね，歳入面から見ればそういったことも考えられると。

ただ，これは現時点での将来の推計，中期的な５か年の見込みでございます。ですので，この財源不足を補うべくですね，対策を講じながら行政運営を維持していくということになろうかと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　今の建石部長のお話の中で，私も財政についてはね，議員研修の中で，いろいろ財政の見方をちょっと教わりましたけども，まだ深い分析とかそういうのはね，私も

できません。しかし，今の話の中で見えることは，だんだん財政がね，硬直して厳しくなってきていると。そういう中で大規模の公共事業をどう展開していくのかというのはね，大きな課題だなというふうに思いました。

それでは次に，新型コロナ禍の影響下で店舗展開のリスクはどのように捉えていますか。

〔「もう一度」と呼ぶ者あり〕

○８番（飯野良治君）　コロナ禍の中で，影響下で，店舗展開のリスクをどのように捉えていますかと。いわゆる商業的な部分でも結構です，道の駅に特化してなくて。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

この新型コロナウイルスの感染症の世界的なこの流行がですね，当然阿見町においてもですね，いろいろな生活のパターンの影響が生じてございます。御承知のとおり，３密を避ける行動や移動の制限というのが当然行われますので，これまでの生活パターンが大きく変化していると。特に，外食の自粛であったりとか，インターネット通販の市場の拡大など，今までにない消費の動きがあるというふうには承知してございます。

そういった意味でですね，やはり慎重に対応していくということが非常に重要なのかなというふうには考えてございます。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　この点については，私も牛久大仏のですね，管理の責任者をしている方にお話を聞いたんですけども，個別のね，乗用車で来る人はかなり来ているんだけど，観光バスがまず来ないと。これはね，もう決定的に土産物が売れないというような状況で，非常に店舗のね，経営者の人が困っているという話を聞きました。

この点もね，道の駅が店舗展開するんであれば，こういう点も考慮してやっていかなくちゃいけないんだろうなというふうに思います。

それでは次に，生活様式の変化，特に人の流れ，観光に対する変化をどう考えてますか。今のやつですけども，全般的な生活の様式の変化，これはコロナ前とコロナ禍，いわゆる道の駅が計画されて，いろいろ125号線がね，そのために，今すごいスーパー企画みたいな形で，あそこが県のほうですごい道路を造っていますよね。

そういう中で，あそこの場所に道の駅ができると。2020年にね，開業予定っつったけども，それができなくって，今のような変化が起きてしまったわけですね。その流れに対する変化をどういうふうに捉えていますか。状況は整備はされているんですよ，道がすごくよくなって。どうでしょう。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

御指摘いただいたような125号のバイパスが４車線化が実現されているというような，そういった11年前の構想からですね，現時点での様々な変化をですね，捉えまして，今議論をしている最中でございます。ですので，今御指摘いただいたような内容も含めてですね，庁議の中の一つの課題として議論をさせていただいております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　分かりました。じゃあ，そういうことで取りまとめをしていただいて，取りまとめて公開をしてまいりますという，今の答弁が，町長の答弁がありましたけども，その公開の方法はどういう方法で公開をしていくわけでしょう。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

当然庁議の中で方針が決定をした暁にはですね，まずもって議会のほうに御報告をさせていただきたいと思います。

その後ですね，当然関係機関のほうに御連絡，それから報告をさせていただくというような手順もございます。さらには，町民の皆様，住民の皆さんのほうにもお伝えをしていかなきゃいけないということがございますので，当然その町が持ち得る様々な広報媒体を使いまして，方針についてはお知らせをしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　分かりました。じゃあ，関係機関というのは，県，国も入るわけですか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　当然，県のほうに報告することとなります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　じゃあ，次に３点目に入りたいというふうに思います。

数か月以内に最終判断をね，するということなんですけども，数か月というのはね，何をもって数か月なのか，ちょっとこれ分かんないんですけど，具体的な目安があるのかどうか，お聞きします。例えば，９月議会までに３か月ありますけども，９月議会までに公表はできるのかどうか。お尋ねいたします。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

前の質問にございました庁議の４回の開催の経過の中でですね，現在，今，様々に委員の皆様から御指摘，御提案，課題を出していただきまして，その整理を今行っている最中でございます。あとですね，見込みとしましては，２回ほどで一つの方針のめどが立つのではないかというふうに考えてございます。ですので，一番早いタイミングでいきますと，７月の全協時に御説明ができれば。もしそうでなければ，８月の全協時では御説明はすることが可能だというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　はい，取りまとめを期待しております。

それでは４点目なんですけども，４点目の答弁書を読んでてね，まあ，この答弁にね，正直私は一番ね，がっかりしたんですね。なぜがっかりしたかというと，ここに書いてありますけども，町長は，私はその決定を尊重し，いわゆる庁議の決定を尊重し，重視していく考えであります。これは非常に民主的な感じなんですけども，庁議は決定機関ではないということを先ほどから，意思疎通でやられているわけですけども，そういう場だと，そういう目的で開かれるんだと。それを収拾して，最後の決断をやるわけですけども，これは非常にね，町長トップとしてね，私は無責任な話ではないかというふうに思います。

凍結・再検討は，町長本人が決定したわけですから，答申を受けてどうするのかについては，庁議に委ねるのではなく，町長自身が決断するのは，これは当然筋だと誰が聞いても思います。町は政策変更を選挙によって余儀なくされたわけですから，本人の町長が最後まで責任を持って判断をしていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

１番目の御質問のところにですね，私のほうでちょっと庁議の関係で御説明がちょっと不足していたかと思います。庁議につきましては，当然その内部で意思形成を図る会議ということが前提で，重要な事案の決定をさせていただいております。ですので，庁議の性格としましては最高位の決定機関というような位置づけで庁議のほうは運営してございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　じゃあ，なぜそのことを明記しなかったのか。今，先ほどね，建石部長がちょっと不足だということは認めましたけども，私はね，それがあったとしても，まあ，12名の意見を聞いて，いや12名がやらないほうがいいと，今の状況下で。いや，私はそうじゃ

ないんです，町長はね，私の考えはそういう状況下でもこういうやり方でやればうまくいくんです，そういう意思表示をね，やっぱりすべきだと思うんですよ。みんながやるっつったときに，いや，私は公約で凍結・見直しをして，町民の方からもね，今そういう時期じゃないと言われて公約にしたんです，だからやらないんですということは，当然ね，町長自身しか，これは判断できないと思うんですけども，どうでしょうか。町長にお答え願います。

○議長（久保谷充君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　議会が通っているということが，これは重要視したいというふうに思っているんです。その中でやはり一番大事なのは，ちゃんと民主主義的なプロセスに従って決定をしていくということだと思います。

　やはりリーダーですから，最後は私もしっかりとした意見を言わさせていただきますし，その決定についての一番の責任者だというふうに思っています。ですから，今の状況の中では，部長や，それから出席者にいろんな意見を出してもらって，調べるところは調べて，その中で判断をしていくということでありますので，そういった中で，この庁議でそれぞれの意見を伺って，それを尊重して，最後は私が決定するということであります。

　これが今までなかったことが今に至っているのではないかというふうに思っていますので，そういった反省も含めてですね，やっていかなくちゃいけないということで，今，庁議を開いています。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　今の答弁を聞いてね，私も町長のいわゆる重要性しか，町長１人しか，４万8,000なにがしの中で１人ですからね，これができるのは。その１人の今の答弁を聞いて，まあ当然といえば当然なんですけど，安心しました。ぜひね，リーダーシップを取っていただいて，本当にね，町民の要望が反映されるような決断をしていただきたいということで，４点目についてのあれを終わります。

　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

　○○○

　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

〔「ちょっと意味がわからない」と呼ぶ者あり〕

○８番（飯野良治君）　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○議長（久保谷充君）　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○
○８番（飯野良治君）　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○
○町長（千葉繁君）　○○○○○○○○○○○○
○議長（久保谷充君）　○○○○○○○○○○○○○
○町長（千葉繁君）　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○
○○○○○○○○○○
○議長（久保谷充君）　○○○○○○○○○○○○○○○○○○町長，千葉繁君。
○町長（千葉繁君）　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。
○８番（飯野良治君）　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○
○○
○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○町長（千葉繁君）　○○○○○○○○○○○○
○議長（久保谷充君）　町長千葉繁君。
○町長（千葉繁君）　一回一回やり取りするんですか。議長を通して。
○議長（久保谷充君）　それしかない。
○町長（千葉繁君）　一回一回。はい。

　○○○
○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

　○○○○○○○○○○○○○○○○○
○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○８番（飯野良治君）　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

〇〇〇

　〇〇〇

〇議長（久保谷充君）　それではですね，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は10時55分といたします。

午前１０時４４分休憩

午前１０時５８分再開

〇議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

８番飯野良治君。

〇８番（飯野良治君）　〇〇

７点目についての道の駅の住民投票の件について質問をいたします。

選挙公約は24もあり，道の駅についてだけの町民判断ではこれはありませんでした。大きな公共事業については，つくば市の運動公園の住民投票による直接判断の意思決定が行われた事例もあります。常総市では６名の議員による住民投票条例の署名活動がありました。町民の意向を議論するのであれば実施が必須だと言えますが，いかがでしょうか。

町長公室長建石智久君。

〇町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

住民投票につきましては，町長答弁にございましたように，町としては現在用意する考えはございません。

先ほど，意向調査等のお話もさせていただきました。総合的な視点でですね，今，議論，協議をしてございますので，そういった内容を受けて方針を定めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

〇議長（久保谷充君）　飯野良治君。

〇８番（飯野良治君）　はい，ありがとうございます。建石室長の今の答弁ですが，ぜひですね，町民の意向がこの事案に対して大きな影響力を持つということが，かねがね言われています。ぜひですね，町民の意向が正確に反映できるように，町としても適切な収集をお願いいたします。

それではですね，最終判断がなされ，町としての方針が示された時点で，課題・問題点を整

理し，もう一度９月議会でただしたいということをお示しして，質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（久保谷充君）　これで，８番飯野良治君の質問を終わります。

次に，７番栗原宜行君の一般質問を行います。

７番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔７番栗原宜行君登壇〕

○７番（栗原宜行君）　皆さん，こんにちは。栗原宜行でございます。

それでは，通告書に基づきまして，質問をいたします。

今回は，小規模特認校としてスタートした君原小学校の現状と今後について質問いたします。

今日も私は，自宅から君原小学校の前を通って議会に参りました。今日は雨でしたけれども，いつもは登校する子供たちが大きな声を響かせて元気に通っています。挨拶も子供たちから積極的にしてくれています。そんな学校でございます。

その君原小学校は，平成26年に策定された町立学校再編計画で統合すべき４校の一つとされ，平成27年から何度も地元説明会を開きましたが，統合に向けた決断が得られませんでした。その後，令和元年，小規模特認校制度の導入による存続案が，再編検討委員会や教育委員会で決議，承認され，昨年，令和２年４月，君原小学校は，地元の大きな期待を乗せ，小規模特認校としてスタートしました。

君原小学校の特色の一つに，他の小学校にはない，学校や子供たちを支援する学校教育後援会があります。最初は，学校に子供たちの暖を取るための燃料の炭を寄附することが始まりでしたけども，その炭を作るために地元の方が広大な林を学校林として寄附するなど，地元のほとんどの世帯が会員となっている，学校との関係性がとても深い後援会です。この後援会に代表されるような地域性により，小規模特認校制度の導入による存続があったものと思います。

また，この間，教育界に大きな変革がありました。教育のＩＣＴ化やＧＩＧＡスクール構想によって，１人１台端末がなされました。また，直近としては，公立義務教育諸学校の学級再編及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が今年の３月31日に成立しました。これにより，小学校の学級編制の標準を，５年間をかけて計画的に40人から35人に引き下げる，そういう法律です。君原小学校においても，追い風や後押しになると思います。

しかし，スタート直後の昨年の５月，ＰＴＡや学校教育後援会から，地域の主立った方々に招集がかかりました。新たな支援の要請があり，順風満帆な船出と思われた君原小学校でしたが，残された課題もとても多いことが分かりました。

そこで，スタートしたこの１年間で得られた成果や新たに見つかった課題を整理し，よりよい君原小学校にするため，以下４点について質問いたします。

１，小規模特認校の現状と今後の児童数の推移について，どのように把握していますか。

２，１年が経過して，成果と課題をどのように捉え，課題解決のためにどのような対策を講じていますか。

３，阿見町における小規模特認校の位置づけをどのように捉えていますか。また，得られた成果を他の小学校にどのように活かしていきますか。

４，学校施設の現状について，どのように認識し，どのように整備を進めていくのですか。

以上，よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長湯原正人君，登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君）　おはようございます。

栗原議員の，小規模特認校としてスタートした君原小学校の現状と今後についての質問にお答えいたします。

１点目の，小規模特認校の現状と今後の児童数の推移についてであります。

君原小学校では，地域の特色を活かした体験活動への参加，一人ひとりの理解状況に応じたきめ細かな教育を行っており，令和２年度は３名，令和３年度は５名，計８名の児童が小規模特認校制度を利用して入学及び転入しております。

また，今後の児童数の推移につきましては，君原小地区は市街化調整区域であるため，児童数増加が見込めず，未就学児数からの想定でも減少傾向にありますが，本制度を利用した学区外からの入学者数によって変化するものと思われます。

２点目の，成果と課題をどのように捉え，課題解決の対策を講じているかについてであります。

成果としては，低学年からＡＬＴと共に外国語活動ができることや田畑での農作業体験，県立医療大学の協力によるアイラボキッズ理科教室，オンライン授業などの実現が挙げられます。成果の反面，今年度，複式学級が編制されるなどの課題も見えております。君原小学校には，教員のほか，町独自にティームティーチング講師を２名配置することにより，通常の単式学級と同様の体制を維持し，複式学級のデメリットが生じないような対策を講じております。

３点目の，阿見町における小規模特認校の位置づけと得られた成果をどのように活かしていくのかについてであります。

小規模特認校制度は，町内に住んでいる子供たちにとっての特色ある学校，多様な学習環境を提供することや，少人数であるという利点を活かし，よりよい教育環境づくりを進めるための学校と捉えております。また，得られた成果の活用については，柔軟な事業編成や教育機器

の充実，ＩＣＴ教育の成果や経験を共有することによって，中大規模の学校に対しても情報を提供してまいります。

４点目の，学校施設の現状と，どのように整備を進めていくかについてであります。

君原小学校は学校再編計画で統合対象校に位置づけされており，施設の大規模な改修は見送られてきました。このため，屋上，外壁，給排水設備などの学校施設・設備は劣化が進んでいると認識しております。今後の整備につきましては，発生した不具合を修繕しながら，改修計画を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　御答弁いただきましたので，１点目からですね，再質問のほうをさせていただきます。

まず，最初ですので再確認のためにですね，小規模特認校として君原小学校はスタートしましたけれども，募集人数の上限とかですね，特認校としての指定期間，その概要についてですね，教えていただきたいと思います。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

君原小学校の概要ですが，町内のどこからでも通学することができる，町内唯一の学校です。少人数教育のよさを活かし，特色ある教育ときめ細かな指導を行っております。

募集人数の上限につきましては，少人数教育のよさを継続させるために，もともとの君原小学校区の児童を含めて，各学年16名を上限としています。

小規模特認校の指定期間は令和２年４月から令和８年３月までの６年間であり，令和７年度に入学する児童までが対象となります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　続きましてですね，令和２年度が３名，令和３年度が５名ということで，８名の児童がですね，小規模特認校を利用して入学・転入されているということでしたけれども，これ，学年別の児童数についてはどのようになっていますか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

小規模特認校の開始後２年間で入学・転入した児童は，議員がおっしゃられますように８名おりますが，うち１名は卒業したため，現在の在校生は７名となってございます。

学年別の人数ですが，この小規模特認校制度を利用した児童数ですと，ちょっと個人が特定

されてしまいますので，君原小学校の現在の学年数の児童数でお教えしたいと思います。

現在，小１ですと15名，小２が４名，小３が10名，小４が９名，小５が９名，小６が18名，合計の65名となっております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　それではですね，君原小学校区に居住をされている，指定校変更制度を利用されない，実際に居住されている方の入学予定者数はですね，令和４年度以降，どのような数字，推移になるんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

現在の令和３年５月１日現在で，住民基本台帳からの想定ですが，令和４年度は５名，令和５年度が10名，令和６年度が６名，令和７年度は８名，令和８年度が８名，令和９年度は４名ということが，現在の君原小学校区内の居住の入学者予定数としております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　それでは県内にもですね，君原小学校と同じようにですね，小規模特認校があると思いますけれども，県内の小規模特認校の状況は現在どのようになってますか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

令和３年５月１日現在では，県内では小規模特認校は11校ございます。阿見町が１校で，牛久市も１校で，水戸市が４校，日立が２校，笠間市が１校，東海村１校，取手市が１校となってございます。

令和４年度開校を目指して，かすみがうら市に義務教育学校として１校の設置が予定されてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。11校は県内にもあって，もう１校予定があるということでございます。

その多くがですね，募集上限を35名とかですね，多く募集をしておりますけれども，１学級を16名としたのは，先ほど若干御案内がありましたけれども，他の小規模学校の状況からもちょっと少ないのではないかと思うんですが，これについてはどのように考えられてますか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。少人数による教育活動を充実させるために各学年16名といたしておりますが，学校全体で100名程度を上限としたものでございます。

令和２年５月１日現在の他市町村の児童数，生徒数と比較しますと，先ほど言いました水戸市の中では，上大野小というのが61名，下大野小が74名，大場小が101名で，あと，国田義務教育学校の６年生以下94名ということで，ほぼ周辺の市町が大体60名前後ということで，一番多い牛久のおくの義務教育学校が，６年生以下で200名を超えていますが，これを除き，ほぼ同じ程度だと認識しております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　募集要項を見れば35名という形になっているけれども，実態は100名を切る，100名に近い実際の児童数だということで，決して少なくはないということのようでございます。

ではですね，この小規模特認校の指定をされましたけども，逆に，指定解消という条件があるんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

現状では指定解消の条件はございません。期限が来ましたらば，今後君原小学校の検討委員会を立ち上げて，今後の在り方の協議を行う予定でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　１点目の最後の質問になりますけれども，先ほど御案内いただいた令和４年度以降の入学予定者数，君原地区在住ということで考えればですね，５名，10名，６名，８名，８名，４名という形で予定をされているということでございます。募集計画に対してですね，不足する児童に対してですね，さらにどのような対策を講じていこうというふうにお考えなのか，お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，各学年16名という募集人員につきましては，あくまでも上限と考えてございます。児童数が不足している，不足を補う必要があるという認識はしてございません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　それでは，２点目に移ります。

ここで成果と課題についてお伺いいたしました。この中でですね，得られた成果について，具体的にその内容，または達成度についてお教えください。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

外国語活動では３年生から６年生まで，これは年間の授業計画に外国語を入れて取り組むことができており，１，２年生でも，年間数時間ではありますが取り入れてございます。外国語以外の教科の授業にもＡＬＴが加わって，英語で話しかけるといったことを行いながら，日常的に外国語に触れ合う活動ができてございます。

先ほど言いました農業体験では，ジャガイモ作りや米作りを行って，自分たちで収穫した米を使って，空き缶での飯ごう炊さん体験などを実践してございます。

あと，県立医療大学のアイラボキッズ理科教室で，放射線の観察実験とか，ガリレオが発見した落体の法則実験，折り紙を用いたオリガミクス数理研究実験などを実践してございます。

オンライン授業では，令和２年度は阿見消防見学，つくば市二の宮小との学校間の交流，ヨガチャレンジ教室といった体験事業をオンラインで実現できて，今年度も予科練平和記念館とのウェブ授業などを予定してございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　具体的な，たくさん多くのですね，成果が得られたということを伺いました。

その他，当初期待する成果としては，どのようなものがありましたか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

令和２年度には茨城県教育財団による出前授業が行われまして，君原地域の発掘調査で出土した土器や皿といった埋蔵文化財に触れる出前授業を行いました。また，君原小学校が所在する塙地区には，町指定文化財の塙城跡が所在してございます。この塙城跡に実際に足を運んで探検等も行ってございます。地域の教材を使った郷土学習により，歴史や文化を学びながら，愛着が高まることを期待しているものでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　今度はですね，次は課題です。課題についてですね，複式学級の編制以外，他の課題とかですね，配慮を要するようなことがありましたか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。
○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，学校現場からの声としましては，施設の老朽化が課題としてかなり上がってきてございます。
　以上です。
○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。
○７番（栗原宜行君）　続いてですね，卒業後の中学校の進学なんですけれども，これはどのような決まりになっているんでしょうか。
　その際ですね，学区外通学許可などの手続がですね，必要なんでしょうか。必要な手続というのは，ほかに何かあるんでしょうか。
○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。
○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。
　卒業後の中学校への進学は，本来の住所地の指定校，もしくは君原小学校区の進学先である竹来中，どちらかを選択することができます。
　竹来中への進学を希望する場合は，当然，指定校変更手続を行っていく必要があります。
　以上です。
○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。
○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。どちらの中学校も選択できるということで，柔軟な御対応があるということで安心をいたしました。
　あとですね，児童数についてはやっぱり，いろいろ伺いましたけれども，実際の，正直言ってその児童数が思うように増えてないのが現実ですね。そこについてですね，再度ですけれども，どのような対策を今後講じていくのか。先ほど，募集の部分についての不足分については考えてないということでしたけれども，積極的に増やしていくという方策をちょっと教えていただければと思います。
○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。
○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。
　小規模特認校につきましては，自らの希望で迎え入れる学校でございます。これまでも町ホームページや広報紙を通じてお知らせしているところではありますが，それにつきまして，また新たな対策等を講じる予定は現在のところは考えてございません。
　以上です。
○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。
○７番（栗原宜行君）　一応保護者の送迎が条件になっているということですけれども，下校時刻の変更に対してですね，やっぱり今までですと，当然自分の居住する近くの学校でしたの

で，いろいろ調整はついたかと思いますけれども，２年目となった君原小学校についてですね，下校時の変更に対して保護者の対応が困難ではないかというふうに思うわけですけども，これに対してどのような配慮をしていただけるんですか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

小規模特認校の入学・転入の条件としまして，保護者の送迎が可能かどうかの確認を必ず行うようにしてございます。

下校時刻が変更となった場合でも，児童クラブで最大19時まで受け入れる体制が準備されてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　保護者の送迎ということであれですけども，昨年の第３回定例会でですね，先輩議員が一般質問の中でですね，児童の通学についてスクールバスを運行する予定はないというふうに，質問に対しては答弁をされていますが，現在もその考えにお変わりはないんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

入学・転入の条件として保護者による送迎を条件といたしておりますので，現在のところ変更はございません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ちょっとくどいようですけれども，すいません。何か通学に対してですね，通学距離が長くなることに伴う安全管理の問題がですね，あるわけです。あります。その中で，その問題を保護者任せにしようというようなことにも取れるような，条件と取れるのではないかと。

文科省はですね，少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育の推進事業というものを展開してですね，通学手段・時間による児童生徒への影響を調査しています。これは平成30年には終わったんですけども，その内容が公表されているところです。その具体的な内容については，通学手段・時間に応じた子供の発達段階における学力，生活，心身面への影響についての比較となっています。

政府はですね，通学は保護者の問題だけではなく，国として関わっていかなければならない問題として捉えています。

他の公共交通機関がない君原小学校においてですね，その通学について，さらに丁寧な検討をするお考えはありませんか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

繰り返しになりますが，あくまでも入学・転入の条件としてそれを，保護者の送迎の確認をしてございますので，今のところは検討する考えはございません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君）　栗原議員の質問を聞いていますと，君原小学校，地元の学校ですので，どんどんどんどん大きくしたいという意向がね，伝わってきますけれども，あくまでも小規模特認校という，小規模特認校であるからこそできるきめ細かな指導を原点にしてですね，いろんなことに挑戦していく。ちょっと部長のほうから言われませんでしたけれども，今年はオランダのロッテルダムの日本人学校との交流なんかも進める予定になっています。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　それでは，３点目の再質問に移ります。

小規模特認校の位置づけと得られた成果ということで質問をいたしております。

この中でですね，君原小学校，小規模特認校制度を導入して，中長期にわたってですね，維持する学校として位置づけられているのか，その点についてお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

小規模特認校につきましては，先ほど期間を御説明しましたけども，現行では令和７年度までででございますので，維持される学校としては位置づけはされてございません。町立学校再編計画においては，君原小は舟島小への統合校との位置づけがまだあります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　私も，熊本の山江村とかですね，また，同じ熊本で研究発表をされている学校に毎年行っていました。昨年はコロナの部分で行けなかったんですけれども，山江村についてはですね，今年は10年の節目ということで，最後の締めをやりたいということで御案内がありましたので何とか行ければ伺いたいと思っています。そこの山江村もですね，オールイングリッシュ，英語についてはもうオールイングリッシュでやる授業，また，先ほどからありましたけれども，牛久についてはイングリッシュタイムまたはイングリッシュルームがあっ

てですね，そういうふうに設置をしている。また，漢検，英検をですね，６年間で取得するだとか，６年間であと英語による簡単な表現ができる，そういった形のですね，英語教育を充実させている小規模特認校，先進校がたくさん本当にあります。

小規模学校もですね，今，教育長から御案内がありましたけれども，オランダとのですね，そういうオンラインで連携していくということで今御案内ありましたけれども，さらにですね，英語教育を充実させるお考えはありますか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

現在のところでは具体的な検討はしてございませんが，君原小学校には，他の学校にはない専属のＡＬＴを令和３年度より配置してございます。英語教育の体制の強化には努めてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　それでは，導入期間の６年間なんですけども，阿見町では初めての特認校制度を導入した学校という形の中でですね，導入効果を見極める期間としてはですね，６年間というのは短いのではないかと思いますが，その点についてはどんなお考えでしょうか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

君原小の小規模特認校設置について諮問しました令和元年度の阿見町の学校再編検討委員会において，具体的に何年間という数字を出すことが委員からの意見として出されてございます。統合対象校であることに加え，町立学校で初めての試みであるということも背景にしまして，効果を見極めるために，何らかの区切りを検討した際に，６年間を一区切りと位置づけることで承認をいただいたものでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　それでは，４点目最後のところに入ります。

学校施設の現状とどのように整備をしていくのかということで，再質問のほうでちょっと詳しくお伺いしたいと思います。君原小学校の学校施設についてですね，劣化が進んでいるという認識をされているという御答弁でございました。劣化の不具合の状況をですね，どのように把握されているんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林敏俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

学校施設の劣化状況につきましては，教職員の日常点検，町職員の確認，建築基準法に基づく調査を３年に１回実施してございます。それによりまして劣化状況を確認してございます。

また，学校施設長寿命化計画において，委託業者においても調査を，劣化度の調査結果を報告を受けてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　日々のチェックをして，部分修理についてはそのまま即応してやられるということですけれども，その改修計画を検討する中でですね，把握した，今御案内いただいた劣化や不具合をですね，実際に具体的にはどのような改修をしていくんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

改修計画の検討につきましては，学校施設長寿命化計画に基づき位置づけし，実施していく予定でございます。修繕には多額の事業費が必要となるため，国庫補助等による活用が不可欠でございます。条件には，おおむね10年以上の施設利用が求められていることから，今後予定している君原小検討委員会の状況を考慮して，具体的な実施時期等の計画を検討していく予定でございます。それまで発生する不具合につきましては，これまで同様，部分的な修繕になりますが対応していきたいと思っています。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　昨年，小規模特認校としてスタートしたわけですけれども，そのスタートと同時にですね，町のほうからは屋内運動場の改修を同時にしていただいたわけです。していただきましたけれども，トイレの改修とかですね，雨漏りの修繕がまだ未整備になっております。昨年もですね，コロナの部分がありまして，電源も度々落ちるというようなことがあったようです。

君原小学校のトイレはですね，全て和式，洋式ということで，ドライ方式がないというふうに私は認識をしておりますけれども，トイレ内の壁がですね，もう膨張してこう膨らんでいると，膨らんで自分のところに来てしまうぐらいにせり出ているというようなことを聞きます。

衛生環境や安全面の整備が重要な事項と考えますが，トイレ改修のスケジュールはどのように考えていらっしゃるのか。また，ほかの小学校のトイレ改修についてはどのように進んでいるんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

君原小学校校舎のトイレにつきましては，各階の男女それぞれに洋式が一つずつございます。その他は和式トイレという状況でございます。トイレの不具合や壁面の膨れなどにつきましては，その都度部分修繕で対応しております。

改修スケジュールにつきましては，統合対象校の位置づけから，先ほど申しましたように大規模な修繕は難しく，学校から要望のあった洋式トイレの増設，照明器具更新，手洗い水洗の自動化について，今後の修繕対応は検討していきたいと考えてございます。

他の小中学校のトイレ改修につきましては，平成27年度，朝日中学校から順次実施してございまして，昨年までの６年間で７校のトイレ改修は終了してございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　君原小学校はですね，昭和53年に現在の鉄筋３階建てに建て替えられています。今年，改築平均が42年ということで一般的には捉えられていますけれども，それを超えて今43年になっていて，当然雨漏りがひどい状況になっています。

この43年目に入ってですね，法定耐用年数が47年ということでございますので，その耐用年数まであと４年と迫った今ですね，雨漏りに対する安全対策や改修をですね，どのように計画していくのか。それについてお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

学校の法定耐用年数につきましては，減価償却資産の目安でございまして，実際に47年を超えた建物が使えないということの基準ではございません。

しかしながらですね，相応の手入れを行う必要があるとは認識しておりまして，阿見町の多くの学校施設が40年を経過しておりまして，各校で雨漏り等が生じている現状でございます。こちらの修繕に関しましては，先ほど申しましたが，学校施設長寿命化計画において優先順位を決定して，それで対応していく考えでございまして，その間につきましては部分修繕によって対応していくことになります。君原小学校は今年度におきましても２か所の雨漏り修繕等を行ってございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　今の部長も御答弁いただきましたけども，適切な管理の上にですね，法定対応を云々，それを超える部分については，あるということでございますので，それを適切に管理した上でですね，長寿命化のほうも進めていただきたいというふうに思います。

最後の質問になりますけれども，電源が度々落ちるという問題です。

コロナ禍でですね，エアコンやサーキュレーターに代わって，扇風機の使用，パソコンの使用や充電など，電気を使用する頻度がかなり多くなり，電源が度々落ちているというふうに聞きます。ＩＣＴ機器を使用した授業も多くなる中でどのような対策を講じていかれるのか，お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

電源が度々落ちる問題につきましては，電気の保安管理を委託している電気管理会社から指摘のあった設備的不具合ですね，こちらについては修繕工事を今年度予算化して対応してまいります。

エアコン設置等に係る容量の増加ですね，こちらにつきましては，令和元年度に実施した工事の際に必要な改修は行ってございます。あと，ＩＣＴ機器を使用した授業も多くなってございますが，複式学級の編制により学級数が減少したことや，タブレットの導入によりパソコン教室を使用しなくなったなどによりまして，特に明確な理由はございませんが，今年度に入ってからは電源は落ちていないという報告は受けてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　分かりました。電源もそうですし，雨漏りもそうですし，子供たちの安全安心につながる，直結する問題ですので，早急にですね，御対応いただけるようにお願いをしたいと思います。

さてですね，君原小学校から南に6.3キロメーター，約９分のところに牛久市立おくの義務教育学校，旧奥野小学校がございます。平成29年に小規模特認の指定を受け，令和２年の今，保育園を併設する小中一貫校に変わりました。小規模特認校から僅か３年でですね，３年で大きく変わりました。この奥野小学校は，君原小学校の統廃合について，地元説明会が，冒頭でも言いましたけども，ありまして，その存続に対してですね，説明会の中で参考にしていた学校です。

先ほども部長からもございましたけれども，昨年の児童数については，222名ということで，以前よりも増えていると。この222名というのはですね，町内においては，舟島小学校さんの児童が196名，これ令和２年度，こちらのですね，「阿見町の教育」の中で一覧になっておりますけれども196名，第二小学校さんについては172名ということで，その２校よりも，小規模特認校だった奥野小がですね，多くなっているという現実がございます。

児童数が伸びた原因，取組はですね，ユネスコスクールの認定を受けているとかですね，その認定としてですね，６つの特色を掲げています。世界とつながる学習，日常化を目指す英語

教育，地域の応援団，カッパ塾，郷土学習，義務教育学校を挙げて取り組んでいた結果がですね，３年間で222名という形の子供たちに，牛久全域から来ていただいているような格好になったということです。

特徴を出した魅力ある教育活動に取り組まなければ，小規模特認校を利用する児童や保護者は増加しないと思います。町民の皆様は，阿見町の本気度を見ていると思います。令和７年度以降について教育委員会は，適切な時期に再度検討委員会を開催したいという判断だということが，前の定例会での御答弁でした。この検討委員会を開催し，君原小学校の将来を決める前にしなければいけないことは，まだまだたくさんあると思います。

君原小学校の取組が多くの成果を生み，町内全ての学校が光り輝き，全ての児童生徒が希望に満ちあふれる教育の実現に向け，共に取り組むことをお約束して，私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（久保谷充君）　これで，７番栗原宜行君の質問を終わります。

次に，６番樋口達哉君の一般質問を行います。

６番樋口達哉君の質問を許します。登壇願います。

〔６番樋口達哉君登壇〕

○６番（樋口達哉君）　外にはレインシャワー，場内にはガストが吹きました。

Ｅ，Ｖ，Ｉ，Ｄ，Ｅ，Ｎ，Ｃ，Ｅ，エビデンス。先ほどの栗原議員のオールイングリッシュ，英語教育という格調高い教育論に触発されて，数少ない語彙の中から，ついしゃべりたくなってしまいました。

エビデンス，我が国の防災のエビデンスと言える災害対策基本法の一部改正が今回行われました。令和３年法律第30号，以下「改正法」という，につきましては，令和３年５月10日に公布され，一部の規定を除き同年５月20日に施行されました。これらの改正を受け，その該当する事項については，阿見町の防災体制についても速やかに改善する必要があると考え，お伺いいたします。

１，法改正の経緯。

２，改正法の趣旨及び内容。

そして，３，阿見町地域防災計画等に速やかに反映すべき事項。

以上３点について質問申し上げます。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　樋口議員の，災害対策基本法の一部を改正する法律を受け，阿見町の防

災体制を改善すべき事項についての質問にお答えいたします。

１点目の，法改正の経緯についてであります。

甚大な被害をもたらした令和元年台風第19号等においては，避難勧告・避難指示の区別等，行政による避難情報が分かりにくいという課題がありました。また，各地で避難しなかったことや避難が遅れたことにより高齢者等の被災が多数発生したため，国では令和元年度から２年度にかけて，災害対策基本法に規定される避難勧告及び避難指示の取扱い，高齢者等の避難の実効性確保，広域避難等を中心に検討が行われました。その結果，これらの検討課題に対応するため各報告書が取りまとめられたことから，今般の法改正に至ったものであります。

２点目の，改正法の趣旨及び主な内容についてであります。今回の災害対策基本法の一部改正の中で，多くの住民が関わる避難勧告・避難指示の一本化等について説明いたします。

これまで，災害による被害が発生するおそれがある場合には，避難勧告が発令され，さらに状況が悪化し，人的被害の危険性が極めて高い状況になった場合には，避難指示が発令されておりました。しかし，避難勧告で避難すべきであると理解されていないこと，避難勧告と避難指示の違いが理解されておらず，指示待ちの人が依然として多いことなどから，避難指示へ一本化することとなりました。

これにより，大雨洪水警報レベル４の避難発令は，避難指示のみで行うことになりました。また，従来の警戒レベル３の名称を，避難準備・高齢者等避難開始から高齢者等避難，警戒レベル５の名称を，災害発生情報から緊急安全確保へと変更し，表記をより分かりやすくすることで，避難情報が発令された場合に住民が取るべき行動を明確化し，逃げ遅れや被害を減らすための内容となりました。

３点目の，阿見町地域防災計画等に速やかに反映すべき事項についてであります。

地域防災計画等に反映すべき主な事項については，２点目でお答えした避難勧告・避難指示の一本化等のほかに，作成が努力義務となった避難行動要支援者の個別避難計画が対象であると捉えております。地域防災計画については，今回の災害対策基本法の改正内容を反映する形で，今年度中を目途に，防災危機管理課にて改定作業を進めております。個別避難計画については，担当課である福祉部門と協議の上，進めてまいります。

また，法改正の内容については，災害時に町職員が迅速に行動するための災害初動マニュアルへ反映させ，既に周知を終了しております。さらに広報紙や町ホームページでも，避難勧告・避難指示の一本化等について周知を行いました。

今後も災害対策基本法の改正内容も踏まえ，引き続き町の防災体制の強化，改善に努めてまいります。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　１点目，２点目の御答弁につきましては同じ認識でありましたので割愛させていただきます。

３点目の阿見町地域防災計画等に速やかに反映すべき事項の御答弁の中で，地域防災計画等に反映すべき主な事項については，避難勧告・避難指示の一本化等のほかに，作成が努力義務となった避難行動要支援者の個別避難計画が対象であるとありましたが，それはどのような内容なのかお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

市町村におきましては，障害のある方や高齢者，妊産婦等の避難行動要支援者名簿を作成することが義務となっております。しかし，これまで災害におきまして，各地で多くの高齢者等が被害を受けていることから，避難行動要支援者の避難の実効性を高めるために，避難行動要支援者名簿に掲載された方が災害時にどのような行動を取るか等を定めた個別避難計画の作成が市町村の努力義務となったことが，災害対策基本法の改正内容となっております。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　今，個別避難計画については，担当課である福祉部門と協議の上，進めてまいりますとありましたが，具体的にはどこの部課になるのかお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

避難行動要支援者名簿は，町では社会福祉課のほうで取りまとめておりますけども，多くの福祉関係のことがございます。ほかには高齢福祉課，健康づくり課，子ども家庭課，そして社会福祉協議会等も関連する部署になりますので，これらの部署と協議の上，策定のほうを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　地域防災計画については，今回の災害対策基本法の改正内容を反映する形で，今年度中を目途に，防災危機管理課にて改定作業を進めておりますとのことですが，改定作業が終了するまでの間に災害が発生し，避難情報を発令する場合はどのように対応する予定なのか伺います。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

地域防災計画の改定作業が終了するまでの間につきましては，内閣府が作成した避難情報に

関するガイドラインに記載がある改正後の避難情報の発令基準例に基づきまして，災害の発生状況等を踏まえて避難情報の発令を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　地域防災計画は改定作業中とのことですが，今回の改定が反映される箇所はどこなのか，具体的にお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

阿見町の地域防災計画には，地震災害編と風水害編がございます。主にその中の必要箇所，町の職員の配置基準表でありますとか，居住者，町民等の行動表など，そちらのほうに法改正の内容を反映させていく予定でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　法改正の内容については，災害時に町職員が迅速に行動するための災害初動マニュアルへ反映させ，既に周知を終了していますとありますが，町職員向けの訓練は計画しているのかについて伺います。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

避難所を迅速に開設し，受入れ体制を整えるためには，平時のうちから地区公民館等の避難所要員の班編成づくりを計画しております。

特に土砂災害警戒区域に近い避難所，例えば，かすみ公民館であるとか，舟島ふれあいセンター，君原公民館のところでは，担当職員を交えて避難訓練を実施し，マニュアルに沿った対応が可能となるように努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　３点目の御答弁の中に，インターネット，それから，広報等を通じて町民の方々にインフォメーションしているということがありました。私も昨晩見させていただきましたが，防災の欄は時系列で項目が並んでおりますが，2019年の８月９日の避難勧告等の発令伝達マニュアルにつきましては，従来の内容が載っておりました。これは時系列上そうならざるを得ないんでしょうが，誤解であるとか間違いのもととなりますので，訂正もしくは削除したほうがいいと考えますが，いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

大体修正したとは思っておったところでございますけども，まだちょっと未修正のところがございましたらば，直ちに修正のほう，改正のほうをしていきたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　これまでの御答弁に，周知した，インフォメーションしたというキーワードが多く出てまいりましたが，危機管理においては，果たして町民の皆さんに災害情報を周知するだけで被害が防げるのでしょうか。私はノーだと思っております。私は周知して，そして，訓練などで繰り返し徹底して初めて防災・減災につながると考えております。経験上，訓練してないことはできないというふうに考えております。

これらの観点から，周知，そして徹底。周知，徹底こそが町民の生命や財産を守る唯一の方法であると御提言申し上げ，一般質問を終わらせていただきます。

○議長（久保谷充君）　これで，６番樋口達哉君の質問を終わります。

休会の件

○議長（久保谷充君）　次に日程第２，休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により，６月５日から６月14日までを休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（久保谷充君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後　０時００分散会

第　　5　　号

〔　6 月 15 日　〕

令和３年第２回阿見町議会定例会会議録（第５号）

令和３年６月１５日（第５日）

○出席議員

１番	久保谷　　充　君
２番	落　合　　剛　君
３番	栗　田　敏　昌　君
４番	石　引　大　介　君
５番	高　野　好　央　君
６番	樋　口　達　哉　君
７番	栗　原　宜　行　君
８番	飯　野　良　治　君
９番	野　口　雅　弘　君
１０番	永　井　義　一　君
１１番	海　野　　隆　君
１２番	平　岡　　博　君
１３番	川　畑　秀　慈　君
１４番	難　波　千香子　君
１５番	紙　井　和　美　君
１６番	柴　原　成　一　君
１７番	久保谷　　実　君
１８番	吉　田　憲　市　君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町　　長	千　葉　　繁　君
副　町　長	坪　田　匡　弘　君
教　育　長	湯　原　正　人　君
町長公室長	建　石　智　久　君

総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	中村政人君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長兼 予科練平和記念館長	小林俊英君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山﨑貴之君
財政課長	黒岩孝君
管財課長	飯村弘一君
防災危機管理課長	山﨑厚君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	戸井厚君
子ども家庭課長	小澤勝君
国保年金課長	武井浩君
道路課長	浅野修治君
都市整備課長	堀越多美男君
上下水道課長	井上稔君
中央公民館長	煙川栄君
図書館長	遠藤康裕君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和３年第２回阿見町議会定例会

議事日程第５号

令和３年６月１５日　午前１０時開議

日程第１　飯野良治君の発言取り消し申し出の件

日程第２　議案第４０号　阿見町介護保険条例の一部改正について

議案第４１号　阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第４２号　阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第４３号　阿見町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第４４号　阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第４５号　阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第３　議案第４６号　令和３年度阿見町一般会計補正予算（第２号）

議案第４７号　令和３年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

議案第４８号　令和３年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第１号）

議案第４９号　令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議案第５０号　令和３年度阿見町水道事業会計補正予算（第１号）について

議案第５１号　令和３年度阿見町下水道事業会計補正予算（第１号）について

日程第４　議案第５２号　社住道第４－１号二区南地内道路改築工事請負契約について

日程第５　議案第５３号　防安交第１－２号町道0209号線流末排水整備工事請負契約について

日程第６　議案第５４号　都再第１－１号中央東地内調整池整備工事請負契約について

日程第７　議案第５５号　図書館屋上防水・外壁改修工事請負契約について

日程第８　議案第５６号　財産の取得について（消防団第13分団消防ポンプ自動車購入）

日程第９　請願第１号　「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を国に提出することを求める請願

日程第10　予算決算特別委員会設置の件

日程第11　意見書案第１号　安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書（案）

日程第12　阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の報告について

日程第13　議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

午前１０時００分開議

○議長（久保谷充君）　おはようございます。

定刻になりましたので，ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で，定足数に達しておりますので，会議は成立いたしました。

本日の議事については，お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので，御了承願います。

これより議事に入ります。

飯野良治君の発言の取り消し申し出の件

○議長（久保谷充君）　初めに，日程第１，飯野良治君の発言の取り消し申し出の件を議題といたします。

お手元に配付しましたとおり，飯野良治君から発言訂正の申出及び発言取消しの申出が提出されました。

発言訂正の申出については，議長において許可をいたしましたので御報告申し上げます。

次に，６月４日の会議における発言について，会議規則第64条の規定によって，お手元に配付しました発言部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。

飯野良治君からの発言取消し申出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，飯野良治君からの発言取消しの申出を許可することに決しました。

なお，お手元に配付しました会議録抜粋のうち，発言取消しの部分に関する発言の部分も配付用会議録から削除いたします。

この際申し上げますが，議場における発言につきましては，皆さんどうか慎重の上にも慎重を期して発言していただきたいと思います。

議案第４０号　阿見町介護保険条例の一部改正について

議案第４１号　阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第４２号　阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第４３号　　阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第４４号　　阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第４５号　　阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（久保谷充君）　日程第２，議案第40号，阿見町介護保険条例の一部改正について，議案第41号，阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について，議案第42号，阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について，議案第43号，阿見町国民健康保険条例の一部改正について，議案第44号，阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について，議案第45号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について，以上６件を一括議題といたします。

本案については，去る６月１日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長栗原宜行君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（栗原宜行君）　皆さんおはようございます。

それでは，命により，民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして，審査の経過と結果について，会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は，令和３年６月７日午後２時に開会し，午後３時43分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の６名で，議案説明のため，執行部より千葉町長をはじめ20名，議会事務局から３名の出席をいただきました。なお，傍聴者は３名でした。

まず初めに，議案第40号，阿見町介護保険条例の一部改正についてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，昨年度の減免額の総額と今年度の試算をどのくらいかとの質疑があり，執行部からは，昨年度が50万円弱でしたので，今年度もその程度の金額を予想していますとの答弁がありました。

次に，その属する世帯の生計を主として維持する者の用語についての質疑があり，執行部からは，その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し，または重篤な傷病を負った第１号被保険者が該当しますとの答弁がありました。

次に，減免対象期間が令和３年４月１日からとなっているが，改正前に徴収した保険料はあるかとの質疑があり，執行部からは，減免した保険料は徴収しておりませんとの答弁がありま

した。

そのほか質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第40号，阿見町介護保険条例の一部改正については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

続きまして，議案第41号，阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について，質疑を許しましたところ，電磁的記録についての質疑があり，執行部からは，帳簿類として残すという規定から，電磁的な記録が改めて追加されましたと答弁がありました。

また，今までも電磁的記録を残していたのかとの質疑があり，今までは条文に電磁的記録という記載がございませんでしたので，特に電磁的記録で認めるということはありませんでしたが，今後は電磁的記録での提出も可能であるということでございますとの答弁がありました。

そのほか質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第41号，阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第42号，阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について，質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第42号，阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第43号，阿見町国民健康保険税条例の一部改正について，質疑を許しましたところ，生計を主として維持する者を世帯の主たる生計維持者に改めることについての影響はあるのかとの質疑があり，執行部からは，国の通知の関係で文言の改正があり，それに合わせて改正をしましたので，意味としては大きな違いはないと思いますとの答弁がありました。

次に，申請方法について質疑があり，執行部からは，前年よりも収入が30％以上減少した方が基本的に対象となりますので，収入の状況が分かる書類をお持ちいただいて，足りないことがあれば，また御相談いただきながら対処をしていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

また，周知方法について質疑があり，執行部からは，広報あみや町のホームページ等で周知を図っていますとの答弁がありました。

次に，減免の対象の見込みについて質疑があり，執行部からは，令和元年度の８期，９期で29件29世帯から申請があり，金額は合わせて105万6,200円を令和元年度分として減免しています。また，令和２年度分は，34世帯，合わせて614万5,100円を減免しています。しかし，昨年

から下がったままといった場合には，前年度で30％減少とはならないので，そういった方は減免対象から外れるのではないかと考えていますとの答弁がありました。

そのほか質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第43号，阿見町国民健康保険税条例の一部改正については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第44号，阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について，質疑を許しましたところ，阿見町吉原地区公民館整備検討委員会の設置目的と，その目的が全部達成されたのかとの質疑があり，執行部からは，吉原地区からの要望書に基づき，地域交流拠点を設置することで検討してきました。要望書の全部ではないが，基本的な目的である地域交流拠点地区公民館等については整備ができましたので，目的は達成しているとの答弁がありました。

また，全ての目的を達成していないのに委員会を解散して大丈夫かとの質疑があり，執行部からは，今回は整備検討委員会ですので，そのことについては目的を達成しています。そのほかの目的として，例えば避難所であるとか，そのほか学校用地の利活用等について，民間活用など，そちらにつきましては，町としては跡地利活用として別に考えているところです。

また，要望書の４つの要望，交流拠点の整備，災害避難所，民間等を導入した複合施設，吉原ミュージアムの存続，今後この委員会を解散してこの要望書の扱いはどのようにしていくのかとの質疑があり，執行部からは，民間事業者等の活用については，政策企画課で担当していますので，そちらで事業の取扱いをして周知をしているところです。また，避難所については防災危機管理課で本来扱うものですが，避難所としての活用も含めて，吉原交流センターで整備をしています。旧校舎も含めて，利活用できない部分もありますので，今後町の内部で検討していきたいと考えていますとの答弁がありました。

また，要望書で達成していない部分に関しては引き続き検討することでよいのかとの質疑があり，執行部からは，中央公民館としては公民館部分の目的は達成しましたが，跡地利活用という観点からはまだ達成していない部分がありますので，こちらについては引き続き検討していきたいとの答弁がありました。

そのほか質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第44号，阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第45号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について，質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第45号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたし

ました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第40号から議案第45号までの６件についての委員長報告は原案可決であります。

本案６件は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，議案第40号から議案第45号までの６件は，原案どおり可決することに決しました。

議案第４６号　　令和３年度阿見町一般会計補正予算（第２号）

議案第４７号　　令和３年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

議案第４８号　　令和３年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第１号）

議案第４９号　　令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議案第５０号　　令和３年度阿見町水道事業会計補正予算（第１号）について

議案第５１号　　令和３年度阿見町下水道事業会計補正予算（第１号）について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第３，議案第46号，令和３年度阿見町一般会計補正予算（第２号），議案第47号，令和３年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第１号），議案第48号，令和３年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第１号），議案第49号，令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号），議案第50号，令和３年度阿見町水道事業会計補正予算（第１号），議案第51号，令和３年度阿見町下水道事業会計補正予算（第１号），以上６件を一括議題といたします。

本案については，去る６月１日の本会議において，所管常任委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに，総務常任委員会委員長樋口達哉君，登壇願います。

〔総務常任委員会委員長樋口達哉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（樋口達哉君）　命により，総務常任委員会に付託されました議案について，審査の経過と結果について，会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は，令和３年６月７日午前10時に開会し，午前10時25分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の６名で，議案説明のため，執行部より千葉町長をはじめ21名，議会事務局から３名の出席をいただきました。なお，傍聴者は３名でした。

議案第46号，令和３年度阿見町一般会計補正予算（第２号），うち総務常任委員会所管事項について，質疑を許しましたところ，総務費の企画費，特産品振興事業，需用費，消耗品費というのはふるさと納税関係ですかという質疑に対し，国の地方創生臨時交付金を活用して町内の大学生等に対する応援事業で，パック御飯を配布する事業ですとの答弁がありました。

続いて，大学生等へのパック御飯の配布の対象人数，対象個数，配布予定日はという質疑に対し，茨城大学農学部に235名分，茨城県立医療大学に310名分，東京医科大学霞ヶ浦看護専門学校に47名分，予備８名分の600名分を用意し，夏休みに入るまでには配布したいと考えていますとの答弁がありました。

次に，財政調整基金繰入金で財政調整基金の残高はという質疑に対し，令和２年度末で21億3,700万3,000円です。今回の補正後の財政調整基金繰入額７億4,242万3,000円を全て取り崩したといたしますと，13億9,458万円になります。しかし，７億4,242万3,000円は決算に向けておおむね解消していくと考えておりますとの答弁がありました。

次に，総務管理費職員給与関係経費998万1,000円の減額について，その理由はという質疑に対し，人事異動に伴う総務課の11名から10名への減による減額ですとの答弁がありました。

その他質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第46号，令和３年度阿見町一般会計補正予算（第２号），うち総務常任委員会所管事項については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　次に，民生教育常任委員会委員長栗原宜行君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（栗原宜行君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議案第46号，令和３年度阿見町一般会計補正予算（第２号），うち民生教育常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，指定文化財保護事業88万1,000円について質疑があり，執行部からは，吉原十字路北側の鹿島神社境内にある推計樹齢約500年の杉の木の緊急倒木防止の枝払いや伐採費用を計上しましたとの答弁がありました。

また，急遽補正を組んだということだが，ほかの場所はどのように対応しているのかとの質

疑があり，執行部からは，指定文化財の樹木としては曙のグミの木があるが，緊急を要するものは今回補正で上げた吉原の杉の木だけで，ほかの樹木については計画的に当初予算で対応していますとの答弁がありました。

次に，新型コロナウイルスワクチン接種事業の委託料1,883万円の委託先と契約期間と委託内容について質疑があり，執行部からは，委託先は茨城計算センターで，６月半ばから６回線を12回線に契約し直し，期間は９月までの委託契約になっていますとの答弁がありました。

また，回線数が今の倍になる増設理由について質疑があり，執行部からは，これから64歳以下の対象者，基礎疾患のある対象者，それよりまた下の世代の予約が開始となりますので，そのために準備をしていますとの答弁がありました。

また，パンクしないよう，ネット予約のシステム増強のほうがよいのではないかとの質疑があり，執行部からは，ネット予約の準備も同時に検討していますが，対象者数が高齢者の倍の人数になりますので増強しておきたいと考えていますとの答弁がありました。

また，ワクチン接種体制確保事業補助金，当初予算で1,834万1,000円，４月の臨時議会でも893万3,000円，今回1,883万円，トータルで約4,610万円について，国の上限があるのかとの質疑があり，執行部からは，上限というのは特に示されていませんとの答弁がありました。

また，電話回線の増設をもっと早い段階でできたのではないかとの質疑があり，執行部からは，最初４回線を10回線要望していましたが，６回線までしか認められませんでした。その後ようやく12回線，倍にすることを認めていただきました。次回については，年齢を区切る等いろいろ手法を考えながら，負担の少ない形で行っていきたいと考えていますとの答弁がありました。

次に，福祉センター維持管理費施設等修繕料，年初予算100万円，今回219万6,000円について質疑があり，執行部からは，福祉センターまほろばのガスヒートポンプ３台中２台の故障による修繕費の計上となっていますとの答弁がありました。

次に，学校施設整備事業備品購入費3,019万5,000円についての質疑があり，執行部からは，電子黒板とサーマルカメラの購入費用となっています。電子黒板については，小学校７校のうち，君原小学校については既に寄附をいただいていますので，残りの６校の整備になりますとの答弁がありました。

また，他の６校に整備するものと君原小学校に寄附されたメーカーやグレードに差は出ていないのかとの質疑があり，執行部からは，君原小学校に頂いたものについては，サイズも大きいものを頂きましたので，今回購入するよりも程度のよい７台を寄贈していただいていますとの答弁がありました。

また，君原小学校に寄贈された電子黒板のメンテナンスや修繕についての質疑があり，執行

部からは，今回購入するものと同様の取扱いをしたいと思っていますので，修繕等も同様に対応をしていきたいと思っていますとの答弁がありました。

次に，予科練平和記念館の維持管理費123万2,000円について質疑があり，執行部からは，落雷により零戦模型の監視カメラの録画用レコーダー１台が落雷により全部故障になりましたので，この交換工事，また，空調設備の保守点検で収蔵庫の空調整備で露点温度センサーの不具合が発見されたため，これを１点交換しますとの答弁がありました。

また，落雷対策についての質疑があり，執行部からは，特別な落雷対策をとっていなかったと思われますとの答弁がありました。

次に，福祉センター運営費について質疑があり，執行部からは，消耗品費が15万9,000円の増額となっており，手指消毒液の補正となっています。庁用備品購入費の２万8,000円は，足踏み式の液体供給のスタンドの購入となっていますとの答弁がありました。

そのほか質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第46号，令和３年度阿見町一般会計補正予算（第２号），うち民生教育常任委員会所管事項については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第47号，令和３年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について，質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第47号，令和３年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第48号，令和３年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第１号）について，質疑を許しましたところ，介護保険事務費の委託料36万3,000円の増額理由について質疑があり，執行部からは，令和３年度介護報酬改定に伴う介護保険システムの改修費用となっていますとの答弁がありました。

また，報酬の改定費用に関しては，年初予算以降に入ってきたものかとの質疑があり，執行部からは，今年度の８月から反映されるもので，８月までに改修することになっていますとの答弁がありました。

そのほか質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第48号，令和３年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第１号）については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第49号，令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第49号，令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　次に，産業建設常任委員会委員長平岡博君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長平岡博君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（平岡博君）　おはようございます。命により，産業建設常任委員会に付託されました議案について，審査の経過と結果について，会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は，令和３年６月８日午前10時に開会し，午前10時40分まで慎重審議を行いました。出席議員は全員の６名で，議案説明のため，執行部より千葉町長をはじめ10名，議会事務局から３名の出席をいただきました。なお，傍聴者は２名でした。

まず初めに，議案第46号，令和３年度阿見町一般会計補正予算（第２号），うち産業建設常任委員会所管事項について，質疑を許しましたところ，都市計画道路寺子・飯倉線整備事業の内容について質疑があり，昨年末の国の補正予算において新たな交付金が追加配分あったため，３月補正で事業計画の見直しを行い，工事等を前倒しして計上しました。今回は，３月補正後に事業計画の再策定をして，今年度に必要となる額を改めて計上したものです。土地購入費1,960万円の増額は６件分の911平方メートル分，補償金9,520万円は，家屋移転が１件，工作物，立木等で４件分となります。工事費は前倒しで行ったため減額していますとの答弁がありました。

その他質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第46号，令和３年度阿見町一般会計補正予算（第２号），うち産業建設常任委員会所管事項については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

続きまして，議案第50号，令和３年度阿見町水道事業会計補正予算（第１号）について，質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第50号，令和３年度阿見町水道事業会計補正予算（第１号）について，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

続きまして，議案第51号，令和３年度阿見町下水道事業会計補正予算（第１号）について，質疑を許しましたところ，給与明細書で一般職員数が増加しているが給与や手当が減っている理由についての質疑があり，職員１人が増となっているが，１名が育児休暇のため，給料分が相殺で減になっていますとの答弁がありました。

その他質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第51号，令和３年度阿見町下水道事業会計補正予算（第１号）については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第46号から議案第51号までの６件についての委員長報告は，原案可決であります。

本案６件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，議案第46号から議案第51号までの６件は，原案どおり可決することに決しました。

議案第５２号　　社住道第４－１号二区南地内道路改築工事請負契約について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第４，議案第52号，社住道第４－１号二区南地内道路改築工事請負契約についてを議題といたします。

本案については，去る６月１日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長平岡博君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長平岡博君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（平岡博君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議案第52号，社住道第４－１号二区南地内道路改築工事請負契約について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，工事内容について質疑があり，砕石道路の横にある２メートル程度の柵渠型水路を一旦取り外して，高さ１メートル，幅２メートルのコンクリート製のボックスカルバートを埋め込み，その水路があったところを道路の有効幅員として使えるように改修するものですとの答弁がありました。

次に，現状の砂利道の凸凹の改善と復旧についての質疑があり，現状については，砕石を補充するとともに，表面にアスファルト乳剤を散布して防じん処理等を行っていきますが，引き続きパトロールをして，不具合が生じたら対策を講じていきます。復旧については，この工事で最終的にはアスファルト舗装まで実施する予定ですとの答弁がありました。

その他質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第52号，社住道

第４－１号二区南地内道路改築工事請負契約については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第52号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，議案第52号は原案どおり可決することに決しました。

議案第５３号　　防安交第１－２号町道0209号線流末排水整備工事請負契約について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第５，議案第53号，防安交第１－２号町道0209号線流末排水整備工事請負契約についてを議題といたします。

本案については，去る６月１日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長平岡博君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長平岡博君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（平岡博君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議案第53号，防安交第１－２号町道0209号線流末排水整備工事請負契約について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第53号，防安交第１－２号町道0209号線流末排水整備工事請負契約については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第53号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，議案第53号は原案どおり可決することに決しました。

議案第５４号　　都再第１－１号中央東地内調整池整備工事請負契約について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第６，議案第54号，都再第１－１号中央東地内調整池整備工事請負契約についてを議題といたします。

本案については，去る６月１日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長平岡博君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長平岡博君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（平岡博君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議案第54号，都再第１－１号中央東地内調整池整備工事請負契約について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，工事車両の進入路は五本松児童公園からかとの質疑があり，まだ請負業者との協議は行っていないので明確に決定はされていませんが，設計段階においていろいろな条件を考慮すると，五本松児童公園側からの進入路がメインになるであろうと予定をしておりますとの答弁がありました。

次に，住民の車両と工事車両の交通安全対策について質疑があり，交通問題は懸念しているところで，実際に工事業者が決まりましたら，交通整理員を配置するなど，極力この周辺の方々に御迷惑をかけないような対策を検討していく予定ですとの答弁がありました。

その他質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第54号，都再第１－１号中央東地内調整池整備工事請負契約については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第54号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，議案第54号は原案どおり可決することに決しました。

議案第５５号　　図書館屋上防水・外壁改修工事請負契約について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第７，議案第55号，図書館屋上防水・外壁改修工事請負契約についてを議題といたします。

本案については，去る６月１日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長栗原宜行君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（栗原宜行君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議案第55号，図書館屋上防水・外壁改修工事請負契約について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，落札率について質疑があり，執行部からは99.85％になりますとの答弁がありました。

また，落札率99.85％について質疑があり，執行部からは，近年の予定価格と落札については，設計を厳密に精査してある程度公表していますので，近似してくるのはある程度仕方がないことだと思っていますが，随分近いなとは思いましたとの答弁がありました。

また，追加工事の可能性について質疑があり，執行部からは，塗装工事が含まれますので，タイルを打診して，その結果，浮き上がるなど工事の途中でないと判断しづらいところがありますので，追加があるかもしれないと思っているところですとの答弁がありました。

また，科学的手法についての質疑があり，執行部からは，科学的な手法を使えば，超音波なりほかのことを使ってもできます。ただ，そのほうが高くなります。現状，阿見町の図書館規模のクラスでは，現場を実際に直視して打診をして確認をして，浮き上がるかどうかを確かめることが最も確実かつ丁寧な手法だということになりますとの答弁がありました。

次に，入札で１回目，２回目の不調理由について質疑があり，執行部からは，辞退の理由は伺っていませんとの答弁がありました。

また，辞退理由の聞き取りについて質疑があり，執行部からは，いろんな工事で棄権とか辞退とか発生しますが，それぞれの状況に応じて業者さんがそういった行動を取っていると解釈しています。

また，これからは聞き取りをやってくれますかとの質疑があり，執行部からは，全ての事案，入札の案件に対して全て聞くというわけにはいきませんが，辞退や棄権が発生した場合，場合によっては業者さんにお伺いをしなければならないこともあるかと思いますとの答弁がありました。

そのほか質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，反対討論では，追加工事の可能性がある案件を提示するのはふさわしくないこと，また，町民の税金を使う場合，正確に追加工事がないようにするのが原則だと思いますので，私はこの件について反対いたしますとの討論があり，そのほか討論なく，討論を終結し，採決に入り，議案第55号，図書館屋上防水・外壁改修工事請負契約については，賛成多数により原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

まず，原案に反対者の発言を許します。

８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　議案第55号，図書館屋上防水・外壁工事請負契約について，反対討論をいたします。

ただいま栗原委員長からの御報告がありました民生教育常任委員会の審議において，議案第55号について反対討論を行いました。採決では賛成多数でした。

私の反対の理由は２つあります。１つは，執行部に対する質問で落札率は何％かをお聞きしました。最初100％ですとの答弁があり，後に訂正をして99.85％でしたとの答弁がありました。なぜそんなに予定価格に限りなく近い数値が出るのか，不思議と思わないのかとお聞きしましたところ，最近の積算ソフトは優秀にできているからとの答えでした。最低価格に近いのであ

れば納得ができますが，町民の税金が高止まりで執行されることは，地方自治法の最少の経費で最大の成果を上げることに反します。第２は，追加工事の可能性があるかもしれないと，補正予算を前提とした予算は適切ではありません。

よって，この案件に反対をいたします。

○議長（久保谷充君）　次に，原案に賛成者の発言を許します。

10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　私は，この議案第55号，図書館屋上防水・外壁改修工事請負契約について賛成討論を行います。

議案書の現状の写真を見ても分かるとおり，屋上・外壁等がかなり劣化しており，改修は必要かと思います。しかし，民生教育常任委員会でもお話ししましたが，入札書取書を見ると，落札率が予定価格の99.8……私が計算したのは86だと思います。86％と高く，しかも，１回目，２回目と応札価格が予定価格よりも高額になっています。また，町は，辞退した２社に対して辞退の理由も聞いていません。

このように，町の入札制度にも問題があることを指摘した上で，この議案に賛成をいたします。以上です。

○議長（久保谷充君）　ほかに討論ありますか。

11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　私は，議案第55号，図書館屋上防水・外壁改修工事請負契約に賛成の立場から討論いたします。

阿見町立図書館は，今から32年前，平成元年８月，松島保町長時代に開館いたしました。令和元年12月には開館30周年記念式典を開催しています。かつて民間人の立場から阿見町立図書館館長に就任した故寺田章さん，阿見町出身の作家下村千秋の業績を正当に評価して，阿見町立図書館の存在を全国に知らしめた人物でございます。『阿見町が生んだ作家　下村千秋の世界　その研究と検証』という本が阿見町教育委員会とふるさと文芸検討委員会によって発刊されましたが，寺田章さんが取り組んだ仕事は今に至るまで影響を与え続けております。

私たちが日々行っていることは，極端に言えば後進を育てることだと言っても過言ではございません。命の連鎖のバトンをつなぎ，よりよい社会をつくることに向かって，継続的努力を積み重ねることにあります。その鋭意を記録し，伝え，見守る重要な役割を担っているのが図書館です。

阿見町公共施設等総合管理計画では，図書館は計画的な修繕・改修・予防保全を行うことにより長寿命化を図り，長期的に活用するという方針が立てられております。それに基づき，オープンから30年を経過して以降，平成30年度には空調補修工事，令和２年度には児童コーナー

カーペット貼り替え工事を実施しております。そして，今回の工事請負契約案件である屋上防水・外壁改修工事を提案しております。

現地を視察すれば，外壁面には相当数のクラック，ひび割れ，ひさしの部分の劣化，屋上部分の劣化が激しいことは一目瞭然に見て取れます。添付された資料でも明らかでございます。

今回の工事請負契約は，条件付一般競争入札で実施され，地元企業３社が応札しました。第１回目の入札では，１者が辞退，２者は予定価格を上回って不調となりました。２回目では，１者が辞退，残り１者も予定価格を上回って不調となり，１回目の見積りでようやく予定価格内に収まり，契約に至りました。契約に至ってないのかな，まだ。

反対者は，民生教育常任委員会での質疑でも，先ほども反対の理由をおっしゃっていましたけれども，予定価格に対する落札率が99.85％だったと，あるいは，その辞退理由を聞いていないことを問題として反対をしております。しかし，委員会での質疑によれば，辞退理由については，過去の入札不調で聞き取りしたことがあり，辞退者それぞれの事情で異なることが説明されております。また，高落札率については，土木工事に比較して，建築工事では見積りが正確に行われる傾向にあること，工事資材の高騰や労務者人件費など設計単価との乖離がある可能性が指摘されております。結果的に予定価格内に収まった工事請負契約を否決する材料は見当たりません。

したがって，私は本工事請負契約に賛成いたします。

○議長（久保谷充君）　ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第55号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議がありますので，起立により採決いたします。

議案第55号を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君）　起立多数であります。よって，議案第55号は原案どおり可決することに決しました。

それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時15分といたします。

午前１１時０２分休憩

午前１１時１５分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第５６号　　財産の取得について（消防団第13分団消防ポンプ自動車購入）

○議長（久保谷充君）　次に，日程第８，議案第56号，財産の取得について（消防団第13分団消防ポンプ自動車購入）を議題といたします。

本案については，去る６月１日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長樋口達哉君，登壇願います。

〔総務常任委員会委員長樋口達哉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（樋口達哉君）　先ほどに引き続きまして，議案第56号，財産の取得について（消防団第13分団消防ポンプ自動車購入）について，質疑を許しましたところ，購入に当たり地元消防団との話合いはあったのかとの質疑に対し，消防団車の購入に当たり，消防団長，幹部，事務局等で選定した後，分団長に説明していますとの答弁がありました。

続いて，消防自動車の購入決定に当たり，地元の人の意見が入っていないのはおかしいのではという質疑に対し，次年度は第２分団の消防自動車更新があるので，立ノ越，青宿，新町という道が狭く坂道がある地域の特性を踏まえ，第２分団長とも早めの調整を進めたいとの答弁がありました。

その他質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第56号，財産の取得について（消防団第13分団消防ポンプ自動車購入）については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同を申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第56号についての委員長報告は，原案可決であります。

本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，議案第56号は原案どおり可決することに決しました。

請願第１号　　「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を国に提出することを求める請願

○議長（久保谷充君）　次に，日程第９，請願第１号，「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を国に提出することを求める請願を議題といたします。

本案については，去る６月１日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長栗原宜行君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（栗原宜行君）　それでは，先ほどに引き続きまして，請願第１号，「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を国に提出することを求める請願について御報告申し上げます。

紹介議員の説明に対し，質疑を許しましたところ，質疑なし。討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，請願第１号，「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を国に提出することを求める請願については，全委員が賛成し，採択いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第１号についての委員長報告は，採択であります。

本案は委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，請願第１号は委員長報告どおり採択

することに決しました。

予算決算特別委員会の設置の件

○議長（久保谷充君）　次に，日程第10，予算決算特別委員会の設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。

予算決算特別委員会設置については，お手元に配付しました内容のとおり設置することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

それでは，ここで暫時休憩といたします。

予算決算特別委員会の委員は，全協室において委員長，副委員長の互選をお願いいたします。

会議の再開は，予算決算特別委員会の委員長，副委員長が決まり次第再開いたします。

午前１１時２２分休憩

午前１１時４０分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

予算決算特別委員会の委員長，副委員長の互選結果報告

○議長（久保谷充君）　予算決算特別委員会の委員長，副委員長の互選結果の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長（小倉貴一君）　それでは，御報告いたします。

予算決算特別委員会の委員長に石引大介議員，同じく副委員長に樋口達哉議員です。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　以上で，予算決算特別委員会の委員長，副委員長の互選結果報告を終わります。

意見書案第１号　安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守る意見書（案）

○議長（久保谷充君）　日程第11，意見書案第１号，安全・安心の医療・介護の実現と国民の

いのちと健康を守るための意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

７番栗原宜行君，登壇願います。

〔７番栗原宜行君登壇〕

○７番（栗原宜行君）　それでは，先ほどに引き続きまして，意見書第１号，安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書（案）につきまして，意見書案文を朗読いたしまして説明に代えさせていただきます。

意見書案第１号，安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書（案）。

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

令和３年６月15日。

提出者，阿見町議会議員栗原宜行。

賛成者，阿見町議会議員飯野良治，同じく紙井和美，同じく永井義一，同じく高野好央，同じく落合剛。

提案理由，別紙意見書案のとおり。

（意見書案の提出先）内閣総理大臣，厚生労働大臣，財務大臣，総務大臣。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書（案）。

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は，日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に，「医療崩壊」などが取りざたされ，国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対策の経験から明らかになったことは，感染症病床や集中治療室の大幅な不足や，それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性，医師・看護師・介護職員の人員不足，保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には，90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や，公衆衛生施設の縮減があります。

21世紀に入り，僅か20年の間に，ＳＡＲＳ，新型インフルエンザ，ＭＡＲＳ，そして今回の新型コロナウイルスと，新たなウイルス感染とのたたかいは短い間隔で求められ，今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかです。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て，国民のいのちと健康，暮らしを守るためにも，そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも，医療・介護・福祉，そして公衆衛生施設の施策の拡充は喫緊の課題です。

私たちは，国民が安心して暮らせる社会実現のために，下記の事項を要請します。

記

１，今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう，医療，介護，福祉に十分な財源確保を行うこと。

２，公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し，地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。

３，安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため，医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。

４，保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究，検査・検疫体制などを強化・拡充すること。

５，社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上，地方自治法第99条の規定により，意見書を提出します。

令和３年６月15日，茨城県阿見町議会。

提出先，内閣総理大臣，厚生労働大臣，財務大臣，総務大臣。

以上です。

○議長（久保谷充君）　以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第１号については，会議規則第39条第２項の規定により，委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第１号については，原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，意見書案第１号は原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の字の削除をもって，可決された意見書の配付をお願いいたします。「案」の文字の削除をお願いいたします。

阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の報告について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第12，阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の報告について。

本案については，阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会に付議されている案件であります。

委員長より委員会の調査の経過と結果の報告を求めます。

阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会委員長栗原宜行君，登壇願います。

〔阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会委員長（栗原宜行君）　それでは，命により，阿見第二小学校の統合に関する調査結果について御報告申し上げます。

お手元の阿見第二小学校の統合に関する調査報告書を御参照願います。

阿見町議会議長久保谷充殿。

阿見町立阿見第二小学校の統合の調査に関する報告書。

令和３年６月15日。

阿見町議会阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会委員長栗原宜行。

目次。１，特別委員会設置に至る経緯。２，特別委員会の名称及び調査事項。３，調査内容及び結果。４，結論。５，統合について。６，総括。７，特別委員会調査報告書の提出。８，資料，阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会委員。

１，特別委員会設置に至る経緯。

令和元年12月に，阿見第二小学校地区の住民から学校存続を求める要望書が町に提出されたことを受け，教育委員会は，阿見町立阿見第二小学校（以下，阿見第二小学校という。）の統合について再協議を図るため，令和２年８月，再び阿見第二小学校検討委員会を組織した。

阿見町議会は，令和２年７月，阿見町議会全員協議会において執行部より経緯報告があったため，事実関係を再度整理し調査検証するため，令和２年第３回阿見町議会定例会において，地方自治法第109条及び阿見町議会委員会条例第４条に基づき，全議員で構成する阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の設置が提出され，議会の議決により調査特別委員会を設置した。

２，特別委員会の名称及び調査事項。

１，名称。阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会。

２，設置根拠。地方自治法第109条及び阿見町議会委員会条例第４条。

３，目的。阿見第二小学校の阿見町立阿見小学校（以下，阿見小学校という。）との統合について，阿見町立学校再編計画の策定から今日に至るまでを調査し，議会として町民に正しく説明責任を果たすため，全議員で構成する阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会を設置する。

４，調査項目。１，再編実施方針に基づく対応は適切であったか。２，阿見町立学校再編計画は適正であったか。３，最終決定された事項は町民に対し丁寧に説明されたか。

５，委員数。18人。全議員。

６，調査期間。当該調査終了まで。閉会中も調査することができる。

３，調査内容及び結果。

調査日時。

第１回，令和２年９月10日。議題，１，今後の進め方，２，執行部に求める資料の確認。特別委員会の目的，調査項目，進め方を協議。

第２回，令和２年10月29日。議題，再編実施方針に基づく対応についての検証，再編実施方針のスケジュールを確認，緊急中間提言について協議。

第３回，令和２年11月24日。議題，緊急中間提言の提出について，緊急中間報告書作成，緊急中間提言書を作成。令和２年12月１日，議長に緊急中間報告書を提出，町長に緊急中間提言書を提出。

第４回，令和２年12月４日。議題，緊急中間提言の提出について報告，阿見第二小学校検討委員会代表者会議について報告，今後の進め方について協議。

第５回，令和２年12月15日。議題，今後の進め方について協議。

第６回，令和３年１月26日。議題，参考人意見聴取を実施。１，教育委員会，２，元教育長，３，元ＰＴＡ会長。

第７回，令和３年２月１日。提言書の提出について協議。

第８回，令和３年２月４日。議題，提言書の提出について協議。

第９回，令和３年４月28日。議題，今後の進め方について協議。

第10回，令和３年５月24日。議題，報告書の提出について協議，提言書の提出について協議。

２，調査内容。

調査項目１，再編実施方針に基づく対応は適切であったか。

調査結果。阿見町教育委員会に阿見第二小学校の存続を求めた要望書を収受後，アンケートの実施方針など内容について詳細な検討や公的な住民意向調査を行っておらず，検証が不十分であったとは言い難い。

また，第二小学校検討委員会では，教育委員会が令和５年４月の統合がないことを前提に会議を進めたことにより，検討会が第５回で終了したり，検討委員に指定校変更制度により阿見小学校に通学している児童の保護者が指名されていないなど，公平公正な検討まで議論が尽くされておらず，再編実施方針に基づく対応は適切であったとは言えない。

調査項目２，阿見町立学校再編計画は適正であったか。

調査結果。平成25年度から平成26年度に策定された阿見町立学校再編計画は，阿見町立学校再編検討委員会及び教育委員会並びに阿見町議会において決定，承認されており，その手続や審査過程において適正であった。

調査項目３，最終決定された事項は町民に対し丁寧に説明されたか。

調査結果。町からの要望もあり，最終提言の提出時期を令和３年２月初めと変更することを検討したことから，調査項目３については調査検証を取りやめた。

４，結論。

以上のことから，調査項目１，再編実施方針に基づく対応は適切であったかについては，再編実施方針に基づく対応は適切ではなかったと判断する。

調査項目２，阿見町立学校再編計画は適正であったかについては，平成25年から平成26年に策定された町立学校再編計画は適正であったと判断する。

５，統合について。

阿見町教育委員会は，阿見第二小学校検討委員会における再協議の結果を承認し，阿見小学校と阿見第二小学校の令和５年４月に予定していた両校の統合は延期された。

統合時期。

（１）阿見第二小学校に複式学級が編成されるとき。

（２）阿見第二小学校を取り巻く環境や社会情勢に大きな変化が生まれたとき。

指定校変更制度。

（１）指定校変更の許可では，学校再編を理由とする阿見小学校への指定校変更の許可は令和４年度申請までとする。

ただし，指定校変更を行った児童の兄弟姉妹については令和５年度以降も認める。

（２）指定校変更の取下げについて，学校再編を理由に阿見小学校への指定校変更を行った児童について，阿見第二小学校へ就学先変更を求めた場合は指定校変更の取下げを認める。

６，総括。

令和２年９月より，阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会を立ち上げ，統合に関し１年間をかけ詳細に調査検証を行おうとしてきたが，阿見第二小学校検討委員会が検討結果をまとめるまでに検証結果を報告できなかったことは遺憾である。今後このような事案が起きた場合，今回の課題を念頭に対応したい。

また，執行部には，手続を経て一度決定された方針が決定当時の状況や環境の大きな変化のないままに撤回中止されたことは，行政の信頼性を根底から崩すことが懸念されるため，行政の一貫性，継続性について一考いただくことをあえて付記したい。

調査に際し，執行部には特段の配慮をいただき，膨大な調査関係資料の提出をいただいた。厚く御礼を申し上げる。

７，特別委員会調査報告書の提出。

阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会は，所定の調査を経てここに終了することとなったので，阿見町議会会議規則第77条の規定により，令和３年６月15日，議長宛て報告書を提出する。

８，資料。

阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会委員は議員全員でございます。

本委員会では，この報告書のほか，提言書を作成いたしましたので，議長から町に提出する予定であります。執行部におかれましては，提言書をしっかりと受け止めていただき御対応いただきますよう，よろしくお願い申し上げます。

報告書について，委員会で採決した結果，賛成多数で原案承認となりましたが，永井委員から少数意見の留保がありました。

以上，委員会の報告とさせていただきます。

○議長（久保谷充君）　以上で委員長報告は終わりました。

次に，本案につきましては，永井義一君から会議規則第76条第２項の規定によって少数意見報告書が提出されております。

少数意見の報告を求めます。

永井義一君，登壇願います。

〔１０番永井義一君登壇〕

○１０番（永井義一君）　皆さんこんにちは。

それでは，少数意見の報告書を朗読させていただきます。

令和３年６月１日の阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会において留保した少数意見を，下記のとおり，会議規則第76条第２項の規定により報告いたします。

意見の要旨。

１，調査事項について。

目的に，二小と阿見小の統合について，阿見町立学校再編計画の策定から今日に至るまでを調査しと書かれていますが，調査内容ではその件に関しては調査しないまま終わっており，地元住民から統合を見直すアンケートがなぜ出されたのかの調査検証もなされませんでした。議事録などを精査すると，町の再編計画が地元住民の意思からかけ離れており，町民への丁寧，十分な説明がなされていないと感じます。調査するのであれば，平成25から26年に遡って，当時の関係者からのもっと具体的な聴取も必要だと思います。

２，調査結果について。

要望書が出された後のことだけで，当時の教育長やＰＴＡ会長，区長への十分な調査もなされませんでした。

３，提言書について。

小学校では通学区域が定められており，その中で登校班も編成されています。合併が見込まれない現状では，特例とされた指定校変更制度について継続をやめて，また，現状，合併しないのなら戻りたいという家庭があれば，それを認めることは必要だと考えます。改めて指定校変更制度を開始するのであれば，第２期二小検討委員会が決めた２つの事項，特に複式学級が編成されるような状況が見えてきたときから指定校変更制度を再開すればよいと考えます。

また，教育委員会で議論し決定した事項について，議会として踏み込み過ぎであると思いますし，阿見第二小学校区の一体性を崩す懸念があると考えられます。また，今後，阿見第二小学校に入学を予定する子供たち及び保護者に混乱を引き起こす懸念もあります。既に第二小学校は落ち着いて動き始まっています。これ以上の混乱を招くような提言書を出すべきではありません。

以上。

阿見町議会議長久保谷充様。

提案者，阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会委員永井義一。

賛成者，同久保谷実，同じく海野隆，同じく野口雅弘，同じく樋口達哉，同じく石引大介，同じく栗田敏昌。

以上です。

○議長（久保谷充君）　以上で少数意見の報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

まず，原案に反対者の発言を許します。

11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　いやいや，原案に反対でしょ，委員長報告に対してね。

私は，先ほどの委員長報告，阿見町立阿見第二小学校の統合の調査に関する報告書について，反対の立場から討論をいたします。

今回の特別委員会による調査は，もともと一度決定した令和５年４月に阿見第二小学校を閉校し阿見小学校に統合するという方針が，学区内から提出された80％を超える多数住民の要望書を受けて，教育委員会が統合見直しに向けて動き出したことについて，２つの点で調査する必要があると認めたことにあります。

１つは，もともとの統合を決めた方針が地元の意向を十分に反映したものだったのかどうかを検証することでした。委員長報告はこの点について全く言及されておりません。地元の意向が十分に反映されていないから要望書が提出されたのではないかというのは容易に推察できることでございます。提供された当時の検討委員会の議事録や，新たに組織された検討委員会の議事録を丁寧に読み込めば，保護者に限っても，統合反対，存続という多くの意見を，教育委員会と検討委員会の相当の努力によって，５年後の統合を指定校変更の特例を条件としながら決定したものであることが分かります。

このことから得られる教訓は，今後，住民に関わる政策決定を行う場合においては，ともすれば手続を経ることに正当性を求めるけれども，拙速にならずに住民合意を丁寧に納得するまで追求していくということにあると思われます。

２つ目は，手続を経て一度決定された方針が，決定当時の状況や環境の大きな変化のないままに撤回，中止されることの問題でございます。今回新たに組織された検討委員会の議事録等を読み込めば，委員会メンバーが存続方針が決定されていると受け止めていることも明らかです。このことは町民にとって二重の意味で問題があると思います。

１度目は，どうせ町は統合を決めているから，２度目は，どうせ町は存続を決めているからという諦めの声がうかがえます。手続を経た政策決定を繰り返し見直しを行うということを続けていくことは，行政の信頼性を崩すことになり，今後の町政への協力という面からも大きな問題が生ずるのではないかと懸念されます。

したがって，一度決定された政策をどこかの時点で見直すことができるような制度やシステムを政策決定のシステムの中に組み込んでいくことも重要であると思われます。

また，特別委員会における調査の問題点と限界があることも明らかになりました。調査は専ら現執行部，教育委員会の職員に説明を求めることに終始をいたしました。存続要望を行った住民代表から要望に至った経過について聞くこともありませんでした。また，当時の教育行政の政策決定者だった前教育長は，参考人招致に応ずることはありませんでした。行政手続上の引継ぎを行ったことを参考人拒否の理由としていましたが，議会はその背景も含めた調査を行

おうとしているのであり，無責任であると指摘せざるを得ません。結局，現教育委員会職員以外の参考人から意見を聴取することはできませんでした。

調査は専ら提供された当時の議事録及び新しい検討委員会審議を傍聴することで行われましたが，調査を十分に果たすことができたとは到底言えないと思います。参考人として招致した方々が欠席の理由に十分な日程の確保や新型コロナ対応を挙げていたことも，委員会運営上の課題，問題として受け止める必要があり，今後の大きな課題となりました。いずれにしても，調査は不十分，限界があったと言わざるを得ません。

今回の検討委員会で合意された教育委員会で決定された統合に関する明確な基準に基づいた阿見第二小学校統合延期の新たな方針について，阿見小学校に指定校変更の特例で通学している児童の保護者，阿見第二小学校に通学する児童の保護者，今後阿見第二小学校に入学を予定している幼児の保護者，地域住民に対して丁寧な説明と情報提供を行う必要があると思います。相談窓口を設けるなど，継続的で丁寧な対応を求めたいと思います。

また，教育委員会には，トイレ等の改修等の子供たちが安全で安心して教育を受けることができるよう，施設面での整備，地域住民が学校に協力する阿見町立学校でのモデルとなっているコミュニティ・スクールのますますの充実など，阿見第二小学校に学ぶ子供たち優先の対応を配慮していただきたいと思います。

また，提言書については，全く不要だと思います。委員長報告では，提言は統合に伴う阿見町立阿見小学校への指定校変更制度を令和５年４月以降も継続することというものでしたが，１，教育委員会で議論し決定した事項について踏み込み過ぎであると思えること，２番，阿見第二小学校学区の一体性を崩す懸念がある提言であること，３番，今後阿見第二小学校に入学を予定する子供たち及び保護者に混乱を引き起こす懸念があることなどを考慮すれば，提言書は提出すべきではないと思います。

今回の特別委員会調査の最も重要な目的は，今後の教育行政執行のみならず，行政執行全般に教訓となる事項を引き出すことにあり，同時に，議会としても，議員としても，学校統廃合等の重要な政策にどのように関与すべきかについて教訓となる事項を引き出すことにあったと思います。

最後ですが，以上，るる述べましたが，委員長報告にはそうした今後の教訓となるべきものが全く見当たらず，委員会でも委員長報告には相当数の議員が反対を表明しておりました。私は，改めて阿見町立阿見第二小学校の統合の調査に関する報告書について反対であることを表明し，反対討論を終わります。

○議長（久保谷充君）　ほかに討論はありますか。

17番久保谷実君。

○１７番（久保谷実君）　私もこの統合の報告書に対して反対の意見を述べさせていただきます。

まず，最初に，行政の信頼という言葉が出てきました。これは，行政の信頼がなくなるということは，大変執行部にとっても，町民にとっても，議会にとっても大変大きな問題であると。今回の問題，そもそも第二小地区の人たちがなぜ行政の信頼をなくしてああいうことになったかというと，最初に，一番最初に説明に来たときに，阿見第二小学校は統合しませんと，これは時のはっきり町の執行部が言ってるんです。それを聞いた人がいっぱいいる。そういう中で，今度は統合になってきたと。そこでもう信頼を失われたんですね，その時点で。

私，前の教育長にそのことを言いましたよ。そしたら，そんなことがあったみたいですって言いました。そんなことがあったみたいじゃないですよと。あったんですからと。そしたら，調べて，全協でこういうことがあって申し訳なかったと。それは前の教育長が認めてます。そこが，行政の信頼性，大きく損なわれたのはそこだと思うんだよね。それがあるから，全てが歯車が狂っちゃったんですよ。

で，やるときに，その26年，25年，６年あたりの当時の関係者を呼べなかったと。その人が出てきてちゃんと言ってくれれば，これはこんなんなんなかったと思う。それと同時に，そのとき私思いましたけども，区長さんが出ていいっつってるんだから，地元の区長がこうこうしかじかでこうなりましたよと。呼んだらどうですかっつったら，それも呼ばなかった。その辺から，もう，これ，二小の人にとっては，本当に行政の信頼性というのはないですからね。うそをつかれたと，そんな感じですから。それはきちんと認識してほしいと思ってます。

それから，手続は間違っていない。間違ってないですよ。間違ってないからああいうふうになっていったんだから。でも，最初のそもそもの信頼性がないから，手続は間違わなくても真っすぐ行けたわけですよ。手続が間違ったら，そういう結果に出ませんから。

それと，二小も，もう教育委員会の人たちは知っているんでしょうけども，町最初のコミュニティ・スクールとして７月に第１回の集まりをやるそうなんです。そういう形で，新しい形でもう進もうとしているのに，議会がまた元に戻そうとするような提言をするというのは，私はおかしいと思う。もう少し，いろいろあったけども，二小を温かい目で見るということが議会にとっては必要じゃないかなと。いろいろあったけども，落ち着いてきて，コミュニティ・スクールが成功すればいいなと，そういう目で見てほしいなと。

執行部にも，議員にもね，そうだと考えたら，私は出すのはおかしいと。新しい動きが始まっているんだから，もう少し思いやりのある目で二小を見てほしいと思うので，出すことには反対です。

○議長（久保谷充君）　ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の報告について，委員会報告書のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議がありますので，起立によって採決いたします。

委員会報告書のとおり承認することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君）　起立多数であります。

よって，阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の報告については，報告書どおり承認することに決しました。

これをもちまして，阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の報告書についてを終了いたします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第13，議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から，閉会中における所管事務調査の申出があります。

お諮りいたします。この件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

閉会の宣言

○議長（久保谷充君）　これで本定例会に予定された日程は全て終了いたしました。

議員各位には，終始熱心に審議を尽くされ，ここに全てを議了し，滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長はじめ執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げるとともに，この上とも御自愛，御健勝を御祈念いたします。

これをもちまして，令和３年第２回阿見議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後　０時２０分閉会

―――――――――――――――

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

議　　長　　久保谷　　充

署　名　員　　海　野　　隆

署　名　員　　平　岡　　博

参　考　資　料

令和３年第２回定例会　議案付託表

総務常任委員会	議案第46号	令和３年度阿見町一般会計補正予算（第２号） 内　総務常任委員会所管事項
	議案第56号	財産の取得について（消防団第13分団消防ポンプ自動車購入）
民生教育常任委員会	議案第40号	阿見町介護保険条例の一部改正について
	議案第41号	阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第42号	阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第43号	阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
	議案第44号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
	議案第45号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	議案第46号	令和３年度阿見町一般会計補正予算（第２号） 内　民生教育常任委員会所管事項
	議案第47号	令和３年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
	議案第48号	令和３年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第１号）
	議案第49号	令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
	議案第55号	図書館屋上防水・外壁改修工事請負契約について
	請願第１号	「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を国に提出することを求める請願

産業建設常任委員会	議案第46号	令和３年度阿見町一般会計補正予算（第２号） 内　産業建設常任委員会所管事項
	議案第50号	令和３年度阿見町水道事業会計補正予算（第１号）について
	議案第51号	令和３年度阿見町下水道事業会計補正予算（第１号）について
	議案第52号	社住道第４－１号二区南地内道路改築工事請負契約について
	議案第53号	防安交第１－２号町道0209号線流末排水整備工事請負契約について
	議案第54号	都再第１－１号中央東地内調整池整備工事請負契約について

閉会中における委員会（協議会）の活動

令和３年３月～令和３年５月

１．委員会（協議会）の活動

委員会名	月　　日	場　　所	事　　件
議会運営委員会	４月13日	全員協議会室	・第２回臨時会会期日程等について ・その他
	５月25日	全員協議会室	・第２回定例会会期日程等について ・その他
議会改革等調査研究特別委員会	４月１日	第１委員会室	・議会改革アドバイザー委嘱状交付式について ・その他
	４月10日	全員協議会室	・災害時の対応について ・分科会の設置について ・その他
	５月９日	吉原交流センター	・災害時の対応について ・オンライン会議について ・動画編集について ・その他
	５月23日	全員協議会室	・災害時の対応について ・オンライン会議について ・動画編集について ・議会だよりのリニューアルについて ・会派制について ・その他

阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会	４月28日	全員協議会室	・今後の進め方について ・その他
	５月24日	全員協議会室	・報告書（案）について ・その他
議会だより編集委員会	４月１日	第２委員会室	・議会だより第168号の発行について ・議会だよりリニューアルについて ・その他
	４月16日	全員協議会室	・議会だより168号の発行について ・その他
全員協議会	３月19日	議会議場	・新型コロナウイルスワクチン接種について ・阿見町立地適正化計画について ・その他
	４月13日	全員協議会室	・事務処理適正化における対応方針について ・新型コロナウイルスワクチン接種事業について ・その他
	４月20日	全員協議会室	・議会報告会について ・その他
	５月24日	議会議場	・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について ・中国柳州市との友好都市締結について

全員協議会	５月24日	議会議場	・財産の取得（消防団第13分団消防ポンプ自動車購入）について ・原発事故に係る放射能対策に要した費用の一部受領について ・第３次阿見町地域福祉計画の策定について ・阿見町第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画の策定について ・阿見吉原地区の進出予定企業について ・二区南地内道路改築工事の概要について ・中央東地内調整池整備工事の概要について ・町道0209号線流末排水整備工事の概要について ・水道事業経営戦略について ・国体跡地浮桟橋の破損について ・地区公民館の整備状況について ・図書館屋上防水・外壁改修工事について ・阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて ・その他

２．一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月　　日	事　　件	議決結果等	出 席 者
稲敷地方広域市町村圏事務組合	３月13日	高機能消防指令センター視察		久保谷実 紙井和美 永井義一
	５月25日	臨時会 ・稲敷地方広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について ・はしご付消防ポンプ自動車の取得について ・高規格救急自動車の取得について ・令和３年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第１号） ・専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）	 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案承認	久保谷実 紙井和美 永井義一

請　願　文　書　表

令和３年第２回定例会

整理番号	受理年月日	件名および要旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	議決結果
1	令和3年5月24日	１．件　　名 「安全・安心の医療・介護の実現と 国民のいのちと健康を守るための意見書」を国に提出することを求める請願書 ２．主　　旨 2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。 21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染とのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかです。 新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。 以上を踏まえ、下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき、国会または関係行政庁へ意見書を提出していただきますよう請願いたします。 （請願事項） １．今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。	茨城県水戸市城南３－９－20 茨城県医療労働組合連合会　執行委員長　後藤　朋子	海野　隆	

1		２．公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。 ３．安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。 ４．保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。 ５．社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。 以上			

令和３年６月１５日

阿見町議会議長　久保谷　充　様

阿見町議会総務常任委員会
委　員　長　　樋口　達哉

常　任　委　員　会　審　査　報　告　書

当委員会に付託された議案について審査の結果，下記の通り答申すべきものと決定したので，会議規則第７７条の規定により報告いたします。

記

１．審査期日　　令和３年６月７日（月）午前１０時００分～午前１０時２５分

２．審査委員　　樋口　達哉
石引　大介
久保谷　実
柴原　成一
川畑　秀慈
野口　雅弘

３．審査結果　　・原案通り可決したもの
議案第４６号　内　総務常任委員会所管事項
議案第５６号

４．審査経過　　別紙会議記録の通り

令和３年６月１５日

阿見町議会議長　久保谷　充　様

阿見町議会民生教育常任委員会
委　員　長　　栗原　宜行

常　任　委　員　会　審　査　報　告　書

当委員会に付託された議案について審査の結果，下記の通り答申すべきものと決定したので，会議規則第７７条の規定により報告いたします。

記

１．審査期日　　令和３年６月７日（火）午後２時００分～午後３時４３分

２．審査委員　　栗原　宜行
飯野　良治
紙井　和美
永井　義一
高野　好央
落合　剛

３．審査結果　　・原案通り可決したもの
議案第４０号
議案第４１号
議案第４２号
議案第４３号
議案第４４号
議案第４５号
議案第４６号　内　民生教育常任委員会所管事項
議案第４７号
議案第４８号
議案第４９号
議案第５５号

・採択したもの
請願第１号

４．審査経過　　別紙会議記録の通り

令和３年６月１５日

阿見町議会議長　久保谷　充　様

阿見町議会産業建設常任委員会
委　員　長　　平岡　博

常　任　委　員　会　審　査　報　告　書

当委員会に付託された議案について審査の結果，下記の通り答申すべきものと決定したので，会議規則第７７条の規定により報告いたします。

記

１．審査期日　　令和３年６月８日（火）午前１０時００分～午前１０時４０分

２．審査委員　　平岡　博
吉田　憲市
久保谷　充
難波　千香子
海野　隆
栗田　敏昌

３．審査結果　　・原案通り可決したもの
議案第４６号　内　産業建設常任委員会所管事項
議案第５０号
議案第５１号
議案第５２号
議案第５３号
議案第５４号

４．審査経過　　別紙会議記録の通り

阿見町議会議長　久保谷　充　殿

阿見町立阿見第二小学校の統合の調査に関する報告書

令和3年6月15日

阿見町議会

阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会

委員長　栗原　宜行

【目次】

Ⅰ特別委員会設置にいたる経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

Ⅱ特別委員会の名称及び調査事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

Ⅲ調査内容及び結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

Ⅳ結論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

Ⅴ統合について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

Ⅵ総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

Ⅶ特別委員会調査報告書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

Ⅷ資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会委員

Ⅰ　特別委員会設置にいたる経緯

令和元年12月に阿見第二小学校地区の住民から学校存続を求める要望書が町に提出されたことを受け、教育委員会は阿見町立阿見第二小学校（以下阿見第二小学校という）の統合について再協議をはかるため、令和2年8月、再び阿見第二小学校検討委員会を組織した。

阿見町議会は、令和2年7月阿見町議会全員協議会において執行部より経緯報告があったため、事実関係を再度整理し調査検証をするため、令和2年第3回阿見町議会定例会において、地方自治法第109条及び阿見町議会委員会条例第４条に基づき、全議員で構成する「阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会」の設置が提出され、議会の議決により調査特別委員会を設置した。

Ⅱ特別委員会の名称及び調査事項

１．名　　称：阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会

２．設置根拠：地方自治法第109条及び阿見町議会委員会条例第４条

３．目　　的：阿見第二小学校の阿見町立阿見小学校（以下阿見小学校という）との統合について、阿見町立学校再編計画の策定から今日に至るまでを調査し、議会として町民に正しく説明責任を果たすため、全議員で構成する阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会を設置する。

４．調査項目：　Ⅰ　再編実施方針に基づく対応は適切であったか。
　　Ⅱ　阿見町立学校再編計画は、適正であったか。
　　Ⅲ　最終決定された事項は、町民に対し丁寧に説明されたか。

５．委員数　：18人（全議員）

６．調査期間：当該調査終了まで閉会中も調査することができる。

Ⅲ調査内容及び結果

１.調査日時

回数	調査日	調査内容
第１回	令和２年９月10日（木）	議題　①今後の進め方 ②執行部に求める資料の確認 特別委員会の目的、調査項目、進め方を協議。
第２回	令和２年10月29日（木）	議題　再編実施方針に基づく対応についての検証 再編実施方針のスケジュールを確認 緊急中間提言について協議
第３回	令和２年11月24日（火）	議題　緊急中間提言の提出について 緊急中間報告書を作成 緊急中間提言書を作成
	令和２年12月１日（火）	議長に緊急中間報告書を提出 町長に緊急中間提言書を提出
第４回	令和２年12月４日（金）	議題　緊急中間提言の提出について報告 阿見第二小学校検討委員会代表者会議について報告 今後の進め方について協議
第５回	令和２年12月15日（火）	議題　今後の進め方について協議
第６回	令和３年１月26日（火）	議題　参考人意見聴取を実施 ①教育委員会 ②元教育長 ③元PTA会長
第７回	令和３年２月１日（月）	議題　提言書の提出について協議
第８回	令和３年２月４日（木）	議題　提言書の提出について協議
第９回	令和３年４月28日（水）	議題　今後の進め方について協議
第10回	令和３年５月24日（月）	議題　報告書の提出について協議 提言書の提出について協議

２．調査内容

調査項目Ⅰ　再編実施方針に基づく対応は適切であったか。

調査結果　阿見町教育委員会は阿見第二小学校の存続を求めた要望書を収受後、アンケートの実施方法など内容について詳細な検討や公的な住民意向調査を行っておらず、検証が十分であったとは言い難い。

また、第二小学校検討委員会では、教育委員会が令和5年4月の統合がないことを前提に会議を進めたことにより、検討会が5回で終了したり、検討委員に指定校変更制度により阿見小学校に通学している児童の保護者が指名されていないなど、公平公正な検討まで議論が尽くされておらず、再編実施方針に基づく対応は適切であったとは言えない。

調査項目Ⅱ　阿見町立学校再編計画は、適正であったか。

調査結果　平成25年度から平成26年度に策定された阿見町立学校再編計画は、阿見町立学校再編検討委員会及び教育委員会並びに阿見町議会において決定承認されており、その手続きや審議過程において適正であった。

調査項目Ⅲ　最終決定された事項は、町民に対し丁寧に説明されたか。

調査結果　町からの要望もあり、最終提言の提出時期を令和3年2月初めと変更することを検討したことから、調査項目Ⅲについては調査検証を取りやめた。

Ⅳ結論

以上のことから、

調査項目Ⅰ　再編実施方針に基づく対応は適切であったか。

については、再編実施方針に基づく対応は、適切ではなかったと判断する。

調査項目Ⅱ　阿見町立学校再編計画は、適正であったか。

については、平成25年から平成26年に策定された町立学校再編計画は、適正であったと判断する。

Ⅴ統合について

阿見町教育委員会は阿見第二小学校検討委員会における再協議の結果を承認し、阿見小学校と阿見第二小学校の令和5年4月に予定していた両校の統合は延期された。

統合時期

(1)阿見第二小学校に複式学級が編成されるとき。

(2)阿見第二小学校を取り巻く環境や社会情勢に大きな変化が生まれたとき。

指定校変更制度

(1)指定校変更の許可では学校再編を理由とする阿見小学校への指定校変更の許可は、令和4年度申請までとする。ただし、指定校変更を行った児童の兄弟姉妹については、令和5年度以降も認める。

(2)指定校変更の取下げについて学校再編を理由に阿見小学校への指定校変更を行った児童について、阿見第二小学校への就学先変更を求めた場合は、指定校変更の取下げを認める。

Ⅵ総括

令和2年9月より阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会を立ち上げ統合に関し1年間を掛け詳細に調査検証を行おうとしてきたが、阿見第二小学校検討委員会が検討結果をまとめるまでに、検証結果を報告出来なかったことは遺憾である。今後今回のような事案が起きた場合、今回の課題を念頭に対応をしたい。

また、執行部には手続きを経て一度決定された方針が、決定当時の状況や環境の大きな変化のないままに、撤回中止されたことは行政の信頼性を根底から崩すことが懸念されるため、行政の一貫性・継続性について一考いただくことを敢えて付記したい。

調査に際し執行部には、特段の配慮を頂き膨大な調査関係資料の提出を頂いた。

厚く御礼を申し上げる。

Ⅶ特別委員会調査報告書の提出

阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会は、所定の調査を経て、ここに終了することとなったので、阿見町議会会議規則第77条の規定により、令和3年6月15日、議長あて報告書を提出する。

Ⅷ資料

阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会委員

職　　名	氏　　名
委 員 長	栗原　宜行
副委員長	飯野　良治
委　　員	吉田　憲市
委　　員	久保谷　実
委　　員	紙井　和美
委　　員	柴原　成一
委　　員	難波　千香子
委　　員	久保谷　充
委　　員	川畑　秀慈
委　　員	平岡　博
委　　員	海野　隆
委　　員	永井　義一
委　　員	野口　雅弘
委　　員	樋口　達哉
委　　員	高野　好央
委　　員	石引　大介
委　　員	栗田　敏昌
委　　員	落合　剛

少数意見報告書

令和３年６月１日の阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会において留保した少数意見を下記のとおり会議規則第７６条第２項の規定により報告をいたします。

意見の要旨

（１）調査事項について

目的に「二小と阿見小の統合について『阿見町立学校再編計画』の策定から今日に至るまでを調査し…」と書かれていますが、調査内容では、その件に関しては調査しないまま終わっており、地元住民から統合を見直すアンケートが何故出されたのかの調査検証もなされませんでした。議事録などを精査すると、町の再編計画が地元住民の意思からかけ離れており、町民へ丁寧(充分)な説明がなされていないと感じます。調査するのであれば、平成25～26年にさかのぼって、当時の関係者からのもっと具体的な聴取も必要だと思います。

（２）調査結果について

要望書が出された後の事だけで、当時の教育長やPTA会長、区長への充分な調査もなされませんでした。

（３）提言書について

小学校では通学区域が定められており、その中で登校班も編成されています。合併が見込まれない現状では「特例とされた指定校変更制度」について継続をやめて、また、現状「合併しないのなら戻りたい」という家庭があればそれを認めることは必要だと考えます。

改めて「指定校変更制度」を開始するのであれば、第２期二小検討委員会が決めた二つの事項、特に複式学級が編成されるような状況が見えてきた時から「指定校変更制度」を再開すればよいと考えます。

また、教育委員会で議論し決定した事項について議会として踏み込み過ぎであると思えますし、阿見第二小学校区の一体性を崩す懸念があると考えられます。また、今後阿見第二小学校に入学を予定する子どもたち及び保護者に混乱を引き起こす懸念もあります。

すでに、第二小学校は落ち着いて動き始まっています。これ以上の混乱を招くような提言書を出すべきではありません。

令和３年６月１日

阿見町議会議長　久保谷　充　様

提案者　阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会委員　永井　義一
賛成者　〃　久保谷　実
〃　海野　隆
〃　野口　雅弘
〃　樋口　達哉
〃　石引　大介
〃　栗田　敏昌